佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

CULTURAL LANDSCAPE OF THE MINING AND MINING TOWN IN AIKAWA, SADO

佐渡市／2020

MINING TOWN LANDSCAPE OF AIKAWA IN SADO

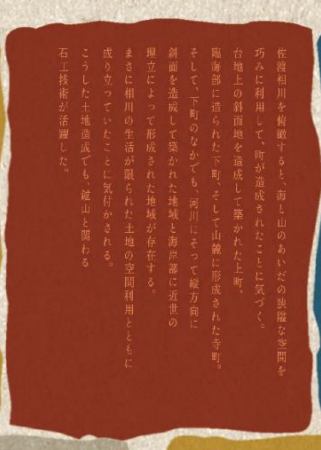

MINING TOWN LANDSCAPE OF AIKAWA IN SADO

整備計画書

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の
文化的景観

―整備計画書―

２０２０

佐　渡　市

序

今から約400 年前、相川で大規模な鉱山開発がはじまり、海と山の狭間に鉱山町が誕生しました。金銀山は多くの人を呼び寄せ、鉱山町相川は国内でも類をみない大都市へと成長し、平成元年（1989）の休山までその歴史を刻んできました。休山後も、鉱山に関連する遺跡や施設、海成段丘を巧みに利用して形成された鉱山町の独特なたたずまいは継承され、相川の象徴として地域の誇りとなっています。

佐渡市は、このような相川の景観を守り、未来へと伝えていくため、地元にお住まいの皆様をはじめ、多くの関係者のご協力のもと、平成22年度から４年間にわたる文化的景観の保存調査を実施してまいりました。その成果に基づき、平成27年10月には「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観の選定を受けたところです。

本計画は、佐渡市が策定した「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画」に基づき、当市における文化的景観の整備の考え方や今後10年間の個別整備事業計画の内容等を示したものです。

本計画によって、鉱山町相川のかけがえのない景観を、地域で守り、受け継いでいく機運が一層高まることを期待するとともに、文化的景観の魅力を高め、地域住民及び来訪者を共に惹きつけるまちづくりの取組みに引き続き全力を尽くしていきたいと考えております。

最後に、本計画をまとめるにあたり、多大なご理解とご協力を賜りました地域住民の皆様をはじめとする関係者の皆様及び、ご指導を頂戴しました専門家の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和２年３月

佐渡市長　三　浦　基　裕

例　言

１．本書は、新潟県佐渡市に所在する重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の整備計画書である。

２．本計画は、「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議開催要綱」に基づき設置された佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議による協議、検討を踏まえ、作成した。

３．本計画は、文化庁の令和元年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）を得て実施した。

４．本計画に伴う調査及び計画の策定は、佐渡市世界遺産推進課が担当した。その業務の一部は株式会社プレック研究所に委託した。

５．本書に係る諸記録は佐渡市が保管している。

６．本計画の策定にあたり、以下の方々及び諸機関にご指導とご協力をいただいた。記して厚くお礼を申し上げる。

相川第二分団の皆様、重要な構成要素の所有者及び管理者の皆様、

文化庁文化財第二課、新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室

― 目　次 ―

序
例言

第１章　計画の基本的事項 1
　１．計画策定の背景と計画の目的 2
　２．計画の策定経緯 3
　３．計画の期間と範囲 6
　４．計画の位置付け 7

第２章　文化的景観の概要 11
　１．相川の歴史 12
　２．佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の価値 16

第３章　文化的景観の現状と課題 21
　１．文化的景観の魅力 22
　２．文化的景観の整備にかかる課題 30

第４章　整備の基本理念と基本方針 33
　１．基本理念 34
　２．基本方針 35
　３．整備推進の考え方 37

第５章　整備計画 39
　１．相川の魅力を支える 41
　２．相川の活力を支える 42
　３．相川の安心な暮らしを支える 43
　４．相川での交流を支える 44
　５．事業計画 46

第６章　事業の推進 101
　１．事業の推進体制 102
　２．市の支援体制 103
　３．整備計画実施に関わる補助事業等 104

巻末資料 117

第１章
計画の基本的事項

第１章　計画の基本的事項

本章では、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画」（以下「本計画」という。）の基本的事項として、その背景と目的、期間と範囲、位置付け等を整理する。

１．計画策定の背景と計画の目的

（１）計画策定の背景

「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」は、現在までの約 400 年にわたる鉱山開発とそれを支えた人々の営みのなかで育まれた、鉱山町相川のあゆみを物語っている。

平成 27 年 10 月に重要文化的景観に選定され、この時に受けた指摘を踏まえて保存計画を見直し、平成 29 年 3 月に現用の「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画」（以下「保存計画」という。）を策定した。佐渡市では、以後、この計画に基づき、文化的景観の継承に取り組んできたところである。

例えば、重要な構成要素をはじめとする歴史的建造物の修理に対する補助事業、来訪者誘導サインの設置等である。また、各種公共事業等においては、佐渡市景観計画よりも踏み込んだ景観上の配慮を心がけ、専門家を交えて外観の意匠や素材、色彩等の検討を行ってきた。平成 31 年４月には、現地見学の拠点として佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を開設したところである。

生活や生業と密接な関りを持つ文化的景観の保存と活用は、歴史的・社会的・文化的文脈を活かした地域社会の持続的発展と表裏一体の関係にある。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行は、文化的景観の継承の担い手不足、具体的には本質的価値を構成する重要な住宅建築や社寺建築、祭礼等の維持の困難となって現れている。鉱山施設の一般公開等により、島外より毎年多くの観光客を迎え入れているものの、地域の活性化に十分つながっていない。

こうした社会情勢の変化に対応するため、これまで個別に実施してきた整備事業について、より効果的かつ計画的な事業展開を図る必要性が生じたことから、佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議や地域住民との意見交換会等を開催し、文化的景観の整備や活用方針に係る検討を重ね、本計画を策定するに至った。

（２）計画の目的

本計画は、保存計画で定めた整備の方針を踏まえ、重要文化的景観の保存・活用に係る整備を適切に推進することを目的としている。本計画の運用によって、次の３点の実現を図る。

―保存計画が定める整備の方針（要約）―
○地域の実情を踏まえ、持続可能な地域づくりや地域環境の整備を計画的に展開し、文化的景観の保存に対する理解を促していく
○住民や関係機関との積極的な連携によって推進していくことで、関係者の理解や相互協力体制を構築していく
○鉱山関連施設と鉱山を支えた町場を一体的に理解できる整備活用の手法を検討していく
○より相川らしい修理・修景のあり方を追求し、鉱山町の歴史を伝えていく

本計画の運用による整備活用の適切な推進

①重要文化的景観の本質的価値の保存
②重要文化的景観の本質的価値の理解促進　　**の実現**
③地域の魅力増進と活性化

２．計画の策定経緯

本計画は、平成 29 年度より、有識者によって構成される「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議」における審議を通じて、文化庁及び新潟県の助言を受けながら、佐渡市が策定したものである。また、本計画と並行して、鉱山町相川の歴史的景観や歴史文化遺産を守り、継承し、豊かな地域を育むための「歴史まちづくり」を目的とした「佐渡市歴史的風致維持向上計画」（以下「歴まち計画」という。）の策定も進められ、本計画との相乗効果を考慮しながら、計画内容の検討が行われた。

あわせて、住民の意見を広く取り入れるため、歴まち計画策定に向けた住民との歴史まちづくりのためのワークショップや住民代表等による事業検討部会での意見を参考にした。加えて、重要文化的景観の重要な構成要素となっている「相川上町」の自治会組織である相川第二分団自治会との防災に係る意見交換会等を３回実施し、その中で提起された課題及び解決の方向性等を踏まえながら、計画の内容を検討した。

表１−１：佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議　専門家一覧

氏　名	所属・役職	専門分野	備考
大熊　孝	新潟大学名誉教授	土木史、河川工学	
大場　修	京都府立大学生命環境部 環境デザイン学科教授	日本建築史、近代建築史、都市史	
岡崎　篤行	新潟大学工学部教授	景観計画	
木村　勉	長岡造形大学名誉教授	文化財保存学、建造物保存修復	～平成 29 年度
篠原　修	東京大学名誉教授	景観デザイン、設計・計画思想史	
杉崎　善次	元伝統文化と環境福祉の専門学校 伝統建築学科学科長	建築設計、一級建築士	
田中　哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備	
津村　泰範	長岡造形大学建築・環境デザイン学科准教授	建造物保存再生	平成 30 年度～
福井　恒明	法政大学デザイン工学部 都市環境デザイン学科教授	景観工学、景観行政	
堀　健彦	新潟大学人文学部准教授	人文地理学	

表１−２：佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議　オブザーバー一覧

氏　名	所　属	備考
市原　富士夫	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	～平成 29 年８月
永井　ふみ	文化庁文化財部記念物課文部科学技官	～平成 30 年度
下間　久美子	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	令和元年度～
小田　由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員	
渡邊　裕之	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	～平成 30 年度
三ツ井　朋子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	令和元年度～

表１−３：計画の策定経緯

年	月　日	内　容
平成 29 年	８月４日	平成 29 年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	12 月 22 日	平成 29 年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議
平成 30 年	３月 22 日	平成 29 年度第３回佐渡市文化的景観専門家会議
	７月 26 日	第１回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
	８月 22 日	平成 30 年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	10 月 30・31 日	第１回鉱山町相川歴史まちづくりワークショップ
	11 月 13・14 日	第２回鉱山町相川歴史まちづくりワークショップ
	11 月 27・28 日	第３回鉱山町相川歴史まちづくりワークショップ
平成 31 年	３月 19 日	第２回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
	４月 23 日	第１回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
令和元年	５月 29 日	第２回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
	６月 27 日	第３回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
	７月 23 日	第４回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
	７月 29 日	第３回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
	８月 29 日	第５回佐渡市歴史まちづくり事業検討部会
	９月 13 日	令和元年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	10 月 26 日	防災に係る住民ワークショップ（相川第二分団）
	11 月 28 日	第４回佐渡市歴史的風致維持向上協議会
	12 月４日	令和元年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議
	12 月 10 日～ １月 10 日	「佐渡市歴史的風致維持向上計画」市民意見募集 （パブリックコメント）
	12 月 21 日	今後の地域防災についての意見交換会（相川第二分団）
令和２年	１月 26 日	文化財防火デー防火訓練及び反省会（相川第二分団）
	２月～３月	本計画策定に係る佐渡市文化的景観専門家への意見聴取
	３月 24 日	「佐渡市歴史的風致維持向上計画」認定
	３月 31 日	「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画書」策定

３．計画の期間と範囲

（１）計画期間

本計画期間は令和 2 年度から同 11 年度までの 10 年とし、９年目を目途に次期整備計画の検討・策定を行う。

（２）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の範囲と同一であり、相川金銀山の近世以来の採掘遺構や近現代の鉱山施設群等が所在する鉱山エリアと、鉱山労働者や職人・商人等が居住し、人々の信仰の場であった寺社等が現存する町場エリアを中心に構成されている。

対象範囲の面積は、630.1ha であり、この範囲は下相川から相川鹿伏にかけての 62 行政区で構成され、1,926 人が居住している（令和２年２月末現在）。

なお、「相川」の表記については、平成 16 年（2004）の佐渡市合併前の旧相川町全域を指す行政的な区分として用いられることが一般的であるが、本計画では、対象範囲の総称として用いることとする。

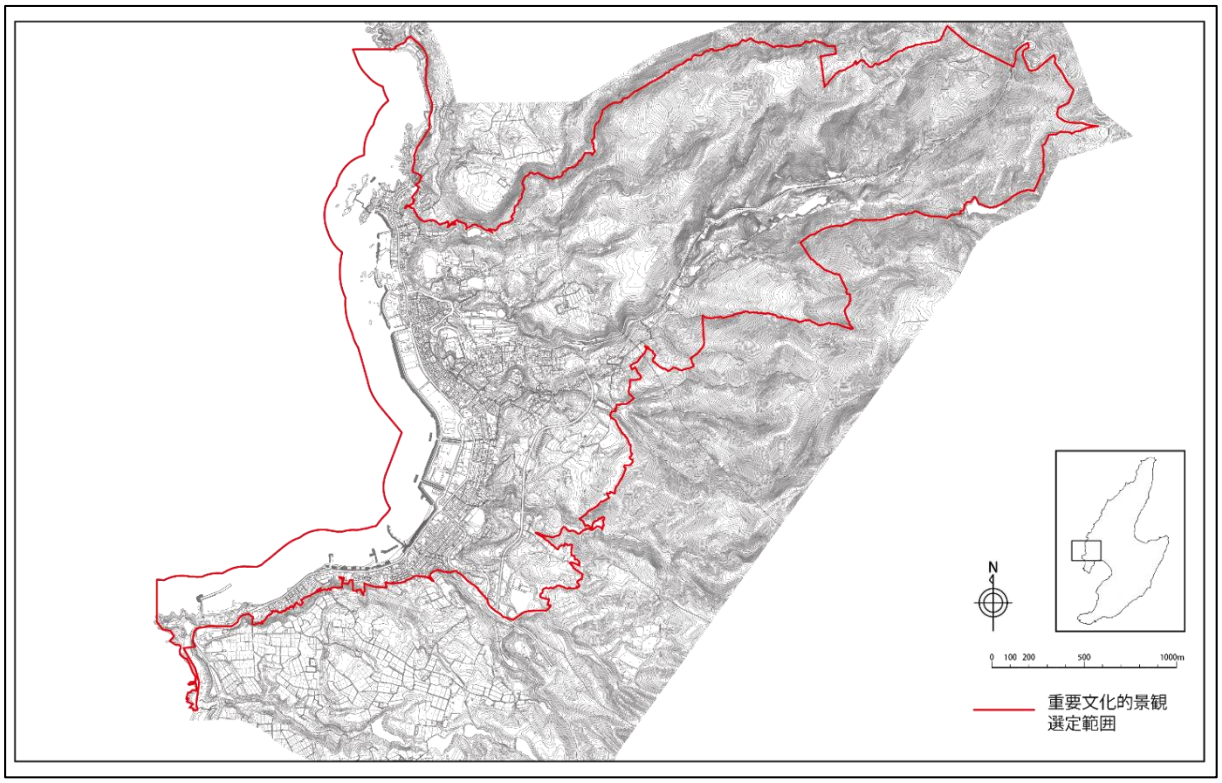

図１−１：本計画の対象範囲

４．計画の位置付け

本計画は、持続可能な社会の実現を目指す「佐渡市将来ビジョン」の基本コンセプトである「歴史と文化が薫り 自然と人が共生できる美しい島」を、重要文化的景観の整備活用を通じて実現しようとするものである。

このため、佐渡市は、長期的かつ計画的な歴史文化資源の保存・活用を推進するための「佐渡市歴史文化基本構想」及び、佐渡の魅力をより高め市民が誇りをもてる景観づくりを目指すための「佐渡市景観計画」、文化的景観の本質的価値を将来にわたって保存するための保存計画のほか、史跡保存管理計画及び名勝、重要文化財の保存活用計画等の関係計画間との連携を図る。

また、史跡佐渡金銀山遺跡の指定範囲内においては、「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」に基づく整備が予定されていることから、本計画と整合を図りながら、文化的景観の整備を計画的に進めていくこととする。

その他、本計画に関わる上位・関連計画は次頁に示す通りである。

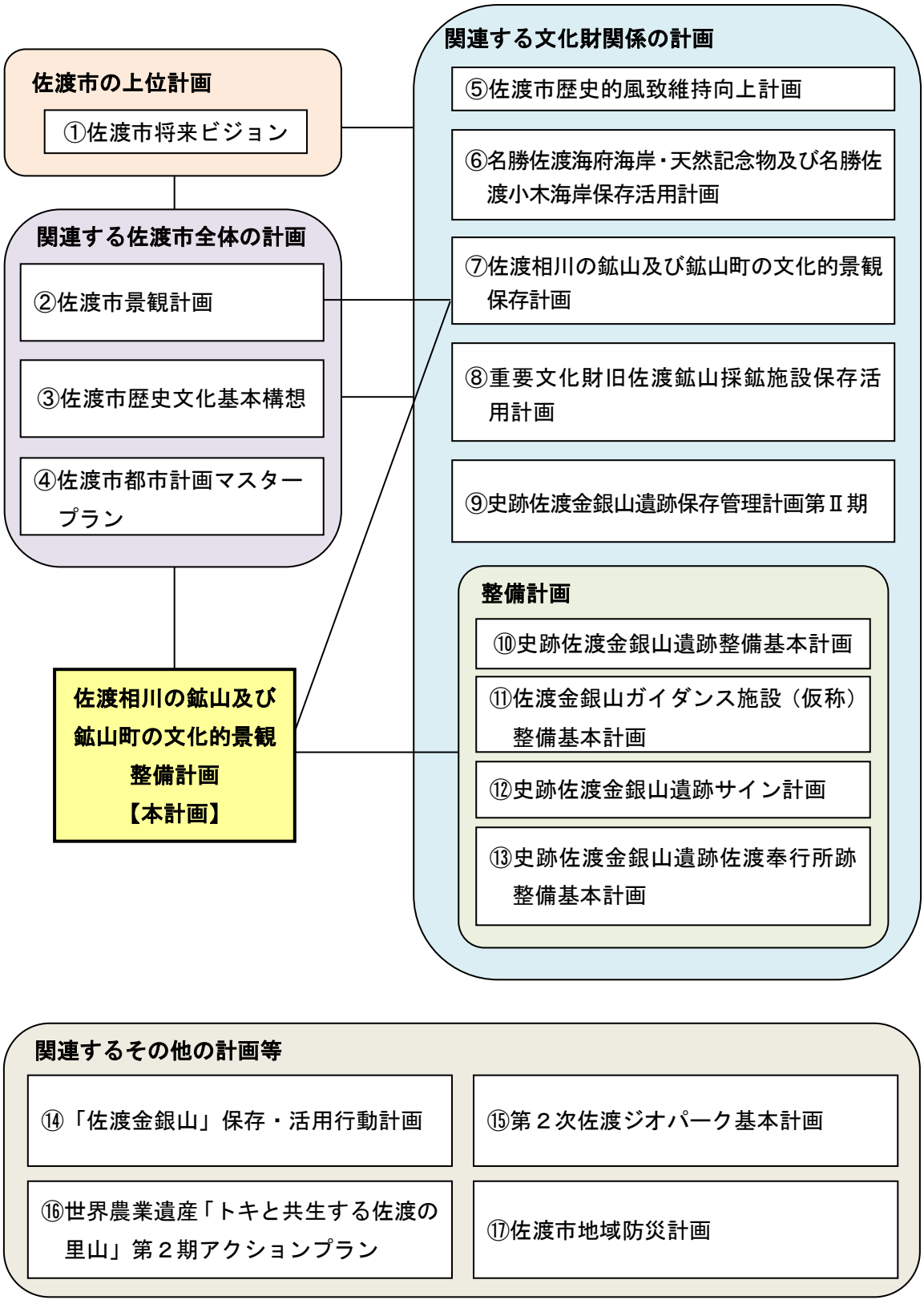

図１−２：本計画の位置付け

表１−４：関連計画

	計画名称	策定･改正年	策定者	計画期間
上位計画	①　佐渡市将来ビジョン	平成 29 年（2017）３月	佐渡市	平成 29 年度～ 令和元年度
関連計画	②　佐渡市景観計画	平成 28 年（2016）８月	佐渡市	―
	③　佐渡市歴史文化基本構想	平成 23 年（2011）３月	佐渡市教育委員会	―
	④　佐渡市都市計画マスタープラン	平成 21 年（2009）３月	佐渡市	平成 21 年度～ 令和７年度
	⑤　佐渡市歴史的風致維持向上計画	令和２年（2020）３月	佐渡市	令和２年度～ 令和 11 年度
	⑥　名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存活用計画	平成 28 年（2016）３月	佐渡市 佐渡市教育委員会	―
	⑦　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画	平成 29 年（2017）３月	佐渡市	―
	⑧　重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画	平成 28 年（2016）３月	佐渡市	―
	⑨　史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画　第Ⅱ期	平成 28 年（2016）３月	佐渡市	―
	⑩　史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画	令和２年（2020）３月	佐渡市	令和２年度～ 令和 11 年度
	⑪　佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）整備基本計画	平成 28 年（2016）３月	佐渡市	―
	⑫　史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画	平成 30 年（2018）３月	佐渡市	―
	⑬　史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画	平成 29 年（2017）３月	佐渡市	平成 29 年度～ 令和８年度
	⑭　「佐渡金銀山」保存・活用行動計画	平成 28 年（2016）３月	新潟県 佐渡市	平成 28 年度～ 令和４年度
	⑮　第２次佐渡ジオパーク基本計画	平成 29 年（2017）２月	佐渡ジオパーク推進協議会	平成 30 年度～ 令和４年度
	⑯　世界農業遺産「トキと共生する佐渡の里山」第２期アクションプラン	平成 28 年（2016）	佐渡市	平成 28 年度～ 令和２年度
	⑰　佐渡市地域防災計画	平成 29 年（2017）９月	佐渡市	―

第 2 章
文化的景観の概要

第２章　文化的景観の概要

相川の歴史を概観するとともに、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の価値について記述する。

１．相川の歴史

佐渡では、先史時代より人が住み、他地域との交流があった。この間、多くの流人や文化人、職能集団等が佐渡を訪れ、佐渡に信仰や文化、技術等を伝えた。

特に、相川では、鉱山開発によって国内各地から数多くの人々が集まり、様々な風俗、慣習や芸能等が伝わったことで、佐渡独特の文化が創り上げられた。また、江戸時代に成立した集落は、大部分が大字として継承され、現在の佐渡市の行政区の基本単位となっている。

（１）先史・古代・中世

ー佐渡は、先史時代から日本海を渡っての他地域との交流があり、流人をはじめとする多くの流入者との交流によって、現代につながる佐渡独特の文化の基礎が培われた。

佐渡では、縄文時代から人の営みが続いていることが住居跡等の遺構により確認できる。また、出土遺物には、新潟県内や北陸地方、山陰地方の系統を示す土器のほか、糸魚川産ヒスイや長野産黒曜石等がみられることから、日本海を渡っての交流がうかがえる。

その後、弥生時代に畿内の影響を受けた弥生文化が北陸を経て伝わったとされる。

古墳時代においては、『日本書紀』に島の北部の御名部（みなべ）の岸に中国東北地方や沿海州に住んでいたツングース系の粛慎人（みしはせびと）が来着した記録が残る。奈良時代に入ると、遠流の島と定められ、都から政治犯や思想犯が流されてくるようになった。平安時代においては、佐渡国は北陸道の終点であり、国土の辺境にして要地である「辺要国」に位置付けられていた。

鎌倉幕府の支配下に置かれた佐渡に守護代として入国した本間氏、藍原氏、渋谷氏らは、島内各地に神社を勧請し、相模国の鶴岡八幡宮で行われた流鏑馬を模倣し行ったとされている。五穀豊穣を祈願して行われる予祝行事である田遊び神事や花笠踊は、室町時代に全国各地から伝えられ、島独自の形へと変化して伝承されている。また、鎌倉時代から室町時代にかけては、順徳上皇、日蓮、日野資朝などの政治・思想犯たちが遠流の刑により佐渡へ流された。能の大成者である世阿弥もまた、佐渡へ配流されているが、能楽が島内全域に神事能として広まるのは江戸時代になってからである。

このように、近世以降の鉱山開発に伴う繁栄以前から、佐渡独特の文化が醸成される基盤が形成されはじめていた。

（２）近世

－日本屈指の鉱山都市の成立とともに、佐渡で暮らすようになった武家、技術者、町人などの文化が混然一体となって、佐渡独特の文化が形成された。

安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、山師によって鉱山に隣接した山間部に鉱山町（上相川）が形成された。慶長６年（1601）に佐渡は徳川領となり、佐渡代官に任命された大久保長安が、海成段丘の突端に代官所（のちの佐渡奉行所）を設置するとともに、鉱山と代官所を結ぶ小尾根や段丘上に町立てを行い、相川金銀山は活況を呈した。慶長 12 年（1607）頃の記録には「相川繁栄し、京大坂より遊女歌舞伎群集し、諸国より商客金穿（かなほり）共集る」とあり、相川は江戸に次ぐ賑わいぶりであったと書かれている。寛永年間（1624～43）には、沿岸部の埋立てにより下町の町場が形成され、相川と金銀の積出港である小木を結ぶ相川街道も整備された。当時の相川の人口は４～５万人ともいわれ、国内においては江戸・京・大坂の三都に次ぐ規模の大都市であった。

この間、大久保長安は、相川南西部の海成段丘先端に位置する春日崎に春日社を建立し、神事能を定着させた。さらに、相川下山之神町に鉱山の総鎮守として建てられた大山祇（おおやまづみ）神社においても、祭礼日には能が奉納された。以後、島内各地に能が広まり、幕末には 100 社以上の神社に能舞台が設置されていた。

また、相川金銀山の繁栄に伴い、国内各地から山師、大工、測量技術者、商人、漁業者等が集まった。他国から移住した人々が勧請し、信仰した寺社は、それらに付随する祭礼や芸能等を伝えるとともに、鉱山開発にともない集団で移動してきた山師や商人たちにとって、それぞれの集団のコミュニケーションの場としての機能も有していた。

このように、相川金銀山の開発にともなう江戸の武家文化、全国各地から移住してきた技術者集団の文化、北陸や西日本の町人文化をはじめとする全国各地の文化が加わり、混然一体となって近世期の佐渡の文化が創り上げられていった。その多くは、400 年以上経過した現在も受け継がれている。

佐渡を代表する芸能である鬼太鼓は、相川金銀山で働く鉱夫たちがタガネを持って舞ったのが始まりとされ、現在も 100 以上の集落で継承されている。

また、やわらぎは、大山祇神社で演じられる鉱山の繁栄を願う芸能で、「荒ぶる山神の気を和ませ、更に硬度の高い金銀の鉱石をもやわらげさせ給え」と祈願することに由来するともいわれている。本来は江戸時代に披露された「蓬莱（ほうらい）」という芸能であったとされ、正月 11 日の「登山始め」に、佐渡奉行所の地役人らが大山祇神社に参拝し、神主の祈禱・お祓いを受けて、お神酒を頂戴し、祝宴を行う時に披露されていた。やわらぎは、第２次世界大戦中は休止されていたが、昭和 50 年（1975）７月、戦前にやわらぎを演じていた元佐渡鉱山従業員の指導をもとに「やわらぎ保存会」が結成され、鉱山祭で再び奉納されることに

なった。

（３）近代・現代

ー様々な人々との交流によって、鉱山開発やまちづくりを推進し、休山後も観光地として、多くの人々を迎えている。

幕末には、相川金銀山の金銀生産量は大幅に減少していたが、明治政府は政府直営の佐渡鉱山として改革に着手し、お雇い外国人のイギリス人やドイツ人技師らによって新技術が導入され、近代化が図られた。大立・高任地区には採掘施設、高任・間ノ山及び北沢地区には選鉱・製錬施設群、大間地区には鉱山専用の港湾施設が建設され、これらの施設によって相川の山間部や港湾部の景観は一変した。

明治 29 年（1896）、佐渡鉱山は三菱合資会社に払い下げられた。明治時代末期から大正時代にかけては動力の転換が図られ、火力及び水力発電所が整備された。昭和 10 年代には、海岸部の鉱石（浜石）の採取や、大立・高任竪坑の捲揚櫓の更新、北沢浮遊選鉱場の建設、大間港の再整備等、国策による金の大増産体制が図られた。同時に、大幅に増加した労働者用の鉱山住宅、共同炊事場、大浴場などの福利厚生施設が新設された。商業の分野では、廻船業、海産物加工業、酒・醤油・味噌等の醸造・販売業、不動産業、金融業等で富を蓄えた商人が台頭した。文化面においては、明治時代に鉱山事務局長として赴任した大島高任が、ドイツの鉱山の祭典を真似て、江戸時代中期以降、久しく途絶えていた大山祇神社の祭礼（鉱山祭）を復興させ、灯篭や山車のパレード、綱引き、相撲、能などの娯楽、民謡流し等で、相川市中は大変な賑わいをみせた。また、近世に九州地方から佐渡にもたらされたハンヤ節は、相川おけさ、小木おけさなどとして島内に広まり、これに佐渡鉱山の鉱夫たちによって選鉱場節としてメロディが付され、大正時代以降、佐渡おけさとして全国に広まっていった。

当時、相川を訪れ、鉱山見学等をした幸田露伴は、紀行文「易心後語」の中で、相川の賑やかな様子と、佐渡の土地や人々の人柄について、次のように書き残している。

> 「全ての役所がここにあり、鉱山にも近いので家の数も三千ほどあるようで、思ったより賑やかである。農夫が言うことには『山は多いが農業に適した土地であり、あれもこれも全てが満たされており、人々も険悪になることはない』と。本当にそのとおりなのだろうと思う。」（※原文をもとに佐渡市現代語訳）

昭和 28 年（1953）、鉱石の品位低下と鉱量の枯渇を理由とする鉱山の大縮小によって、多くの鉱山施設の閉鎖や大幅な人員削減が行われ、鉱山住宅、職員寮、鉱山病院等が旧相川町へ払い下げられた。その後、小規模な採鉱が続けられるなかで、昭和 45 年（1972）に観光部門が鉱山から独立して株式会社ゴールデン佐渡が設立され、坑道の部分的な一般公開が開始された。平成元年（1989）に鉱山は休山となったが、平成３年のピーク時には 77 万人の観光客を迎えた。

相川は、近代以降も佐渡奉行所のある海成段丘の先端周辺に、裁判所、税務署、測候所、新潟県佐渡支庁、警察署といった国・県関係の出先機関を置く官公庁のまちであった。戦後、これらの庁舎の多くは海岸部に移転し、現在もその機能が継承されている。また、昭和 50 年代から平成９年にかけて海岸部の埋め立て事業が実施され、体育館、公民館、下水処理施設、公営住宅、温泉施設、市役所支所・消防署、給食センター等の市の公共施設も相次いで建設されている。

近年では、鉱山関係の施設や遺構をまちづくりに活かす取組みが進められている。平成６年には佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疏水道、鐘楼、大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔、御料局佐渡支庁跡が国史跡に指定された。これをきっかけに、佐渡奉行所の保存整備が進められ、平成 13 年には復元された御役所部分が、同 16 年には、勝場ガイダンス施設の公開が開始された。また、平成 21 年には鉱山臼（上磨（うす））の石材（球顆流紋岩）を産出した吹上海岸石切場跡、同 22 年には大立竪坑櫓をはじめとする明治から昭和時代にかけての遺構、同 24 年には鉱山臼（下磨）の石材（花崗岩質礫岩）を産出した片辺・鹿野浦海岸石切場跡、同 25 年には江戸時代初期に鉱山町が形成された上相川地区、同 26 年には寺院が密集していた上寺町地区、同 27 年には近代以降の鉱石積出港がある大間地区が国史跡に追加指定された。このほか、平成 24 年には、旧佐渡鉱山採鉱施設の名称で、大立竪坑櫓、道遊坑及び高任坑、高任粗砕場、高任貯鉱舎等が重要文化財（建造物）に指定され、平成 27 年に鉱山を含む市街地が佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観として重要文化的景観に選定された。

現在、新潟県及び佐渡市では、佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録を目指しており、県民運動展開のための県民会議をはじめ、官民一体となった様々な取組みを展開している。平成 31 年４月には、佐渡市が史跡佐渡金銀山遺跡の価値をわかりやすく解説し、来訪者に情報を提供する佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を開設した。

２．佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の価値

「保存計画」は、佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の本質的価値等について次にように整理している。

（１）文化的景観の本質的価値

相川金銀山は国内最大級の青盤脈をはじめとする多数の大規模鉱脈が存在しており、そのことが大量の金銀採掘を可能とさせた。また、山と海が近接した狭隘な地形を巧みに利用した土地造成によって、斜面地や海岸部に住宅街が整備された。沿岸部には対馬暖流が流れており、温暖な気候であることからタブやシイなどの照葉樹林が海成段丘崖などに自生し、鉱山開発によって形成された岩肌にはアカマツが優先している。これらの自然的特性が相川の景観を特徴づけている。

中世末期に相川金銀山が発見されて以後、そこから産出される金銀を求めて全国各地から多くの人が集まり、鉱山町相川が形成された。しかし、すべての人が鉱業に関わっていたのではなく、商業や観光業、農漁業等も含めた多様な生業で町が成り立ち、互いに支え合うことで地域が継承されてきた。巨大な人口を抱えた鉱山町とその周辺部に人がひしめき合い、それぞれの生業を通じて鉱山を支えたのである。とくに、狭隘な空間に形成された特徴ある土地利用の形態や町並みは、鉱山が休山した現在も継承されている。

鉱山町相川の文化的景観は、現代に至るまでの、約 400 年にわたる鉱山と人との関わりのなかで育まれ、この重層的な景観そのものが鉱山町相川のあゆみを物語っているといえる。

鉱山町相川の文化的景観の本質的価値は、「400 年にわたる鉱山開発によって形成された鉱山町の重層的な景観」にある。そして、この本質的価値を支える要素について、「図２−１：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の本質的価値」で示した景観特性をふまえ、以下のように価値を整理した。

①山と海に挟まれた狭隘な地形の巧みな利用

②400 年にわたって継承された鉱山町の都市計画

③鉱山を支えた人々の生活・生業が映し出された町並み

相川では、鉱山そのものが町のシンボルとして人々の拠りどころとなっている。また、かつての金銀生産の場であった遺跡や鉱山関連施設に加え、鉱山経営者や労働者が多く居住した海成段丘上の町場と、近世以来の流通往来によって形成された商業中心の海岸部の町場、さらにはこうした町場に食料を供給した周辺の農漁村が相川の景観を形成しており、その姿を伝えている。

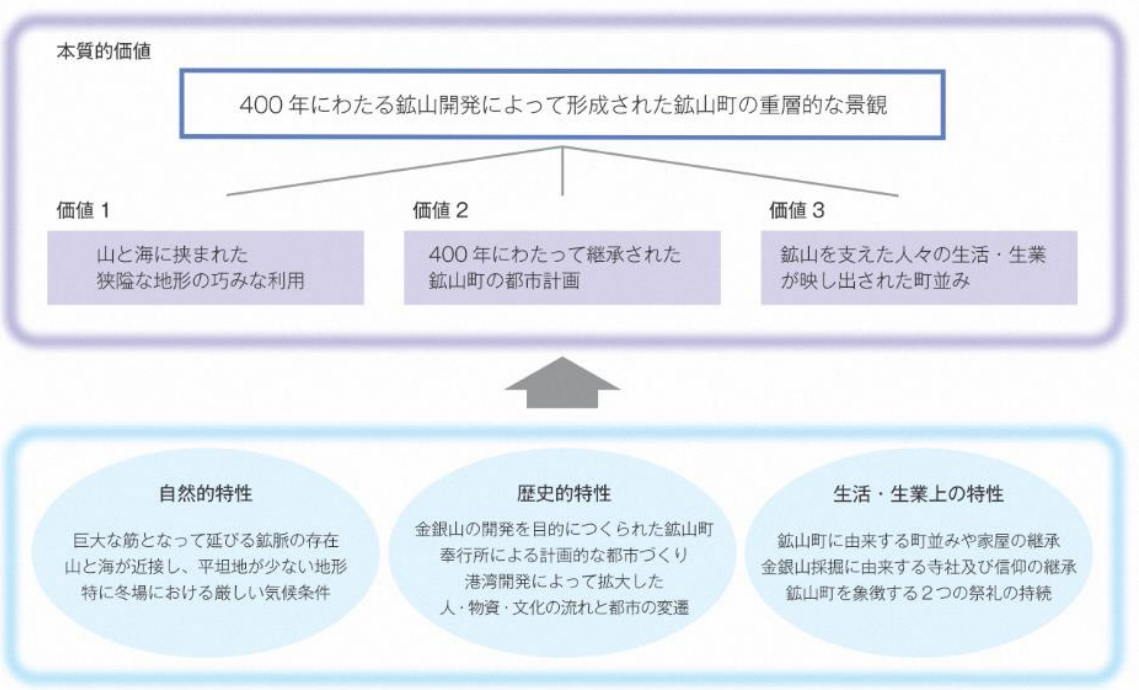

図２－１：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の本質的価値

（２）文化的景観の景観単位

文化的景観の特性及び本質的価値に基づいて景観単位を３つに区分した。

１）鉱山エリア

重要文化的景観の選定範囲の北東部に位置する。エリアの多くは山林であるが、一部の区域では国内最大級の鉱脈である青盤脈をはじめとする鉱脈群や、近現代の鉱山関連施設群が保存されているほか、近世から近現代の採掘遺構や鉱山町形成の端緒である初期鉱山集落跡などの遺跡（上相川・上寺町）が良好な状態で残されている。金銀山の操業時には採鉱・選鉱・製錬の場として機能し、休山後は観光産業の場として機能しているエリアである。

鉱山町相川は、鉱山によって多様な機能と関係性を内包する町場として成立し、国内有数の規模を誇る大都市へと成長した。本エリアは、鉱山町相川の文化的景観を形成した基盤として、その本質的価値を示すために欠くことのできない景観単位である。

２）町場エリア

重要文化的景観の選定範囲の北部から南部にかけて位置する。鉱山労働者のほか流通や商業に従事した人々が居住した町場、寺町を中心とする信仰の場など、人々の生活と密接に結びついたエリアである。

本エリアは、鉱山町として成立した段丘上を中心とする地区を「上町地区」、商人や職人等の町として栄えた段丘下の海岸線沿いを中心とした地区を「下町地区」として区分する。いずれの地区も多くの家屋が存在し、その敷地は、海と山とに挟まれた狭隘な空間を造成

することで形成された。江戸時代初期の土地造成の結果によってもたらされた地形や地割りは、現在まで良好に残っており、さらに相川の生活・生業に由来する歴史的建造物も継承されている。上町地区では、鉱山労働者が集住した「大工町」や山師の名が付いた「新五郎町」、「弥十郎町」、商店等が建ち並んだ「上京町」、「中京町」、「下京町」、乾物を扱った「四十物（あいもの）町」などの町名が町立ての名残を留めている。下町地区の北部には、選鉱作業に由来する「石扣（いしはたき）町」、多くの石工が居住した「石切町（下相川）」、鉱山の必要物資を取り扱う「炭屋町」、「材木町」、「紙屋町」などが所在し、その一方で南部には、廻船業などを営む商人町が展開しており、その特色が町場の中でも分かれている。

３）農漁村エリア（重要文化的景観の選定範囲外）

本エリアは重要文化的景観の選定範囲外であるが、鉱山エリア、町場エリアと密接な関係性を有している。町場エリアの南部に位置する海成段丘上の農地と段丘下の漁村で構成されており、相川を食料供給の面から支えた農漁村の一部として生業が継続する。

江戸時代初期の鉱山の繁栄は、急激な人口増による食料不足を招いた。そのため、奉行所はそれまで原野であった島内全域の海成段丘上で新田開発を行った。当該エリアに含まれる鹿伏地区の海生段丘面には、「開（ひらき）」と呼ばれる 17 世紀初期に新田開発が行われた場所があり、鉱山を支える食料供給地の開発がこの地から島内全域に広がったという歴史的特性とともに、当時の水利システムが保存されていることによる独特の文化的景観を形成している。

以上の３つのエリアは、密接に関連しながら存在している。農漁村エリアは食糧供給地として相川金銀山における鉱山経営を支え、町場エリアは鉱山労働者のほか流通や商業従事者が居住し、鉱山エリアでは鉱山採掘が行われた。現在においても、各エリアでは、地割りや歴史的建造物、遺跡や施設群、生活や生業等が維持・継承されている。

また、近世には、佐渡島内の文物交流の拡大により、相川と小木港を結ぶ相川往還をはじめとする様々な道が整備され、沿道には一里塚や道標、道祖神等が多数築かれた。相川においても、鉱山、町場、農漁村を結ぶ道が作られ、特に、町場エリアにおいては、段丘上に形成された上町地区と海岸沿いの低地に形成された下町地区をつなぐ坂や石段の景観が特徴的である。

図２−２：景観単位

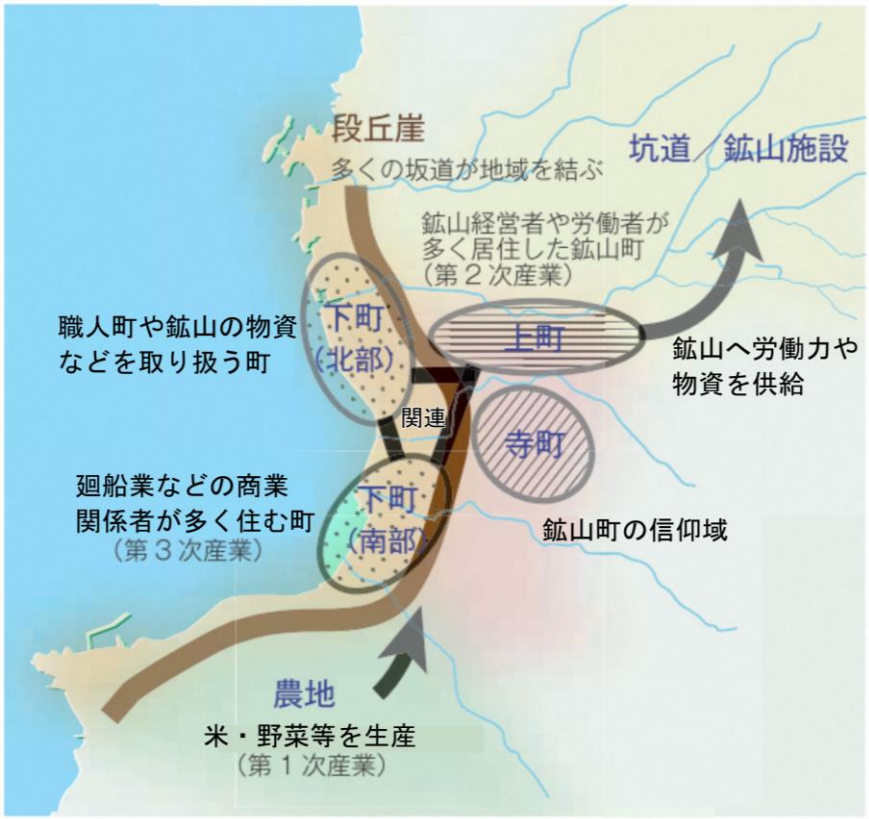

図２−３：エリア間のかかわり

第 3 章
文化的景観の現状と課題

第３章　文化的景観の現状と課題

本章では、３つの景観単位のうち、重要文化的景観選定範囲に含まれる鉱山エリア及び町場エリアについて文化的景観の魅力を整理し、その魅力の継承において、相川が抱える課題を抽出する。

なお、文化的景観の魅力を整理するにあたり、第２章で述べたとおり、町場エリアについては、上町地区と下町地区でその性格は大きく異なることから、「町場エリア（上町）」と「町場エリア（下町）」に二分する。また、各景観単位をつなぐ道や坂も、相川の文化的景観を特徴づける重要な要素であることから、「エリアをつなぐ道」とした。以下、鉱山エリアを含む全体的な魅力を述べた後、４つのエリアごとに魅力を整理する。

１．文化的景観の魅力

（１）「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の魅力

相川金銀山の開発によって成立した鉱山町相川の魅力は、山間部の鉱山エリアに展開する大規模な鉱脈群と、海と山に挟まれた狭隘な地形を巧みに利用して形成された海成段丘上及び海岸部の町場エリアに、近世から現在に至る各時代の痕跡が混在していることにある。

鉱山エリアでは、近世から近現代の金銀採掘遺構と近代以降の鉱山関連施設が近接して立地している。また、町場エリアでは、狭隘な空間に各時代の建造物が混在しており、独特な景観を形成している。相川の最大の特徴は、鉱山開発の黎明期から休山までの各時代の特色が有形の要素として現存しており、鉱山と鉱山町を一体として散策することで、その変遷を理解できる点にある。

さらに、近世から近現代の歴史的建造物等が多く残る町のなかで、人々の生活の営みが続いていることも魅力の一つである。歴史的建造物の中には、往時の姿をとどめながらも、現代の人々の交流の場として様々なイベントに活用されているものもある。

かつて相川の人々が、島外との交流の中から創り上げた独特の祭礼行事や民俗芸能も、注目すべき点である。最盛期に比べて祭礼等の機会は減少しているが、町内ごとにその役割や芸能の内容が異なり、このことが地域のアイデンティティとして人々をつなぐとともに、祭礼や芸能を通じた住民と島内外の人々の交流も育まれている。

相川は、鉱山開発に伴い、島外からも様々な人々が集まることで形成されてきた鉱山町である。現在も、観光を中心に多くの人々が訪れ、地域の人々と交流する様子がみられる。

（２）各エリアの魅力

１）鉱山エリア

近世から近現代の金銀採掘遺構、鉱山労働者の生活を物語る集落跡や寺社跡、近代以降の鉱山関連施設が一つのエリアの中に立地しており、近世の鉱山の暮らしを伝える遺跡や、採鉱～選鉱～製錬～搬出に至る一連の金銀生産に係る工程を実感できる。

相川金銀山のシンボルである道遊の割戸。上部の露頭掘り跡は、江戸時代に人力のみで巨大な金銀鉱脈を掘り下げた結果、Ｖ字に割れたようになり、最大幅約 30m、深さ約 74ｍを測る。また、下部には明治時代以降のダイナマイトによる採掘跡が残る。

人力のみで掘り割られた道遊の割戸

道遊の割戸直下の採掘跡

江戸時代初期に形成された鉱山集落である上相川地区や、寺院が集中した上寺町地区では、斜面を造成した平坦地や石垣、道路、境内地等から、かつての繁栄の様子を見ることができる。また、江戸時代後期には、坑内作業のため全国各地から無宿人が集められ、上寺町地区の覚性寺跡地には、坑内の事故で亡くなった無宿人の供養塔が残る。

造成跡・地割りが残る上相川地区

上寺町地区の無宿人供養塔

山間部の大立地区、高任地区、間ノ山地区には、近代以降に整備された大立竪坑、高任粗砕場、高任貯鉱舎等の鉱山施設群があり、採掘～選鉱～製錬に至る一連の工程を示す。

平成元年まで稼働していた大立竪坑

破砕・選別した鉱石を貯蔵した高任貯鉱舎

北沢地区には、昭和 10 年代の大増産時代に建設された北沢浮遊選鉱場や、火力発電所等の遺構があり、近代以降の鉱山施設がもつスケールの大きさを体感できる。

東洋一とうたわれた選鉱・製錬施設群

ライトアップされた北沢浮遊選鉱場

金銀の搬出や物資の搬入を行った大間港では日本海に沈む夕日を、道遊の割戸周辺では春に一斉に咲き誇る桜を眺望でき、周辺の自然環境とあいまって、魅力的な眺めを形成している。

夕日が沈む大間港

桜咲く道遊の割戸

２）町場エリア（上町）

江戸時代初期の町割りが、宅地を造成する石積みや土留めの石垣、道等によって確認でき、また町名も残る。近世から現代へ至る各時代の建造物は、鉱山町相川の変遷を伝える。

町割りの痕跡が残る尾根筋の石垣

昭和時代初期に建てられた鉱山住宅

相川大工町からは、道遊の割戸と背後に広がる大佐渡山地の山並みを望むことができる。また、相川新五郎町からは、相川上京町から相川下京町にかけて緩やかに傾斜する通り沿いに建ち並ぶ住宅群と、その先に広がる日本海を一望できる。

上町地区の住宅群とその先に広がる日本海

相川大工町から見る道遊の割戸

相川中寺町には有力山師の菩提寺である瑞仙寺や長明寺等が、相川下寺町には佐渡奉行の供養塔を祀る法然寺や本典寺等があり、江戸時代に建立された寺院群や墓石等から、往時の繁栄を感じることができる。

相川中寺町の長明寺

相川下寺町の寺院群

鉱山と佐渡奉行所をつなぐメインストリートであった京町通りの沿道では、町家や旧鉱山住宅等が、地域の人々や観光客との交流の場等として活用されている。

旧商家を活用した民芸品ショップ

旧鉱山住宅を改装した映画館

地域のイベントには人々が集い、地域社会のつながりを醸成する場となっている。

京町通りでの民謡流し「宵乃舞」

町場エリア（上町）でのまちあるきイベント

復元された佐渡奉行所や、修理された旧相川拘置支所等が活用され、地域の人々や観光客との交流の場となっている。

佐渡奉行所を活用した茶会

旧相川拘置支所の散策ツアー

３）町場エリア（下町）

江戸時代初期の町割りが、道路網や宅地を造成する石積み等から確認でき、また、町名も残る。海岸に沿った通りの両側に町屋が整然と並んでおり、段丘崖下には寺社が立地している。

伝統的な商家建築が立ち並ぶ相川三町目

段丘崖下に立地する金刀比羅神社

江戸時代に始まった祭礼行事や民俗芸能が行われ、地域と人々とをつないでいる。

善知鳥神社祭礼行事

大山祇神社に奉納されるやわらぎ

太宰治や尾崎紅葉などの著名人が宿泊した旧高田屋等の建物や、古民家を活用した飲食店があり、地域の人々や観光客との交流の場となっている。

古民家を活用した飲食店

旧高田屋を改修したまちあるき拠点施設

地域住民が主体となって、相川の文化資源を活かしたイベントが開催されており、地域コミュニティを支える場となっている。

春日神社薪能

松栄家住宅での佐渡國相川ひなまつり

町場エリア（下町）でのまちあるきイベント

きらりうむ佐渡での茶会

春日崎からは、佐渡おけさにも唄われる美しい夕日と、鉱山周辺の山並みや鉱山町のたたずまいを一望できる。

夕日が沈む春日崎

春日崎からの眺望

４）エリアをつなぐ道

海と山に挟まれた相川では、狭隘な空間を巧みに利用しながら町割りがされた。山間部の鉱山エリア、海成段丘上の町場エリア（上町）、臨海部の町場エリア（下町）を結ぶ坂道や、相川と小木を結ぶ道は、近世から続く人々の往来や物資の流通を支えている。

町場エリア（上町）と町場エリア（下町）を結ぶ長坂（左）と柄実坂（右）

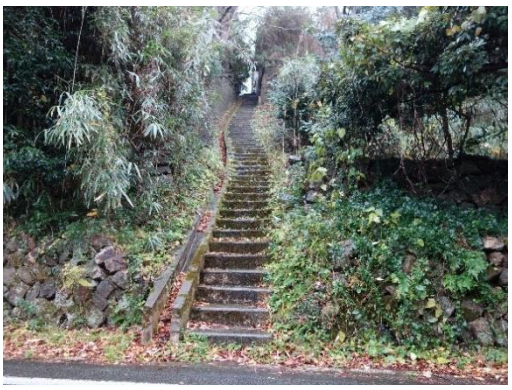

鉱山エリアと町場エリア（上町）を結ぶ蔵人坂

小木港へ通じる町場エリア（下町）の相川往還

相川坂下町から相川下山之神町へ通じる厳常寺坂は、佐渡奉行所に勤める役人が神社に詣でるために切り開いたと伝えられている。また、相川江戸沢町と相川下寺町を結ぶ坂道も現存しており、これらの石段からは、町場と寺社を行き来する人々の信仰の様子をうかがい知ることができる。

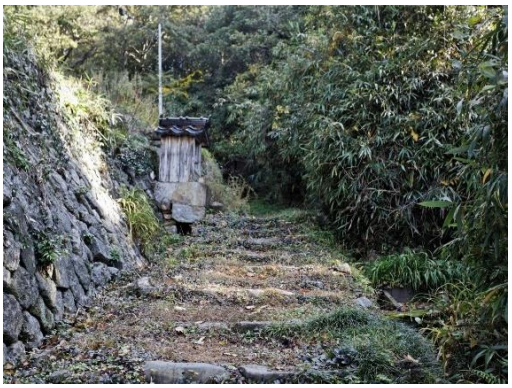

厳常寺坂

寺町に至る石段

２．文化的景観の整備にかかる課題

相川の文化的景観は、鉱山と人との関わりの中で育まれてきた。

佐渡市の人口は、統計開始以降、昭和 35 年（1960）の 113,296 人をピークに年々減り続け、平成 27 年（2015）には 57,255 人となっており、同時に地域の担い手である生産年齢人口も減少している。旧相川町全体においてはその傾向がさらに顕著であり、19,057 人（昭和 35 年）から 6,789 人（平成 27 年）へと、半世紀の間に約３分の１の人口となっている。

以下に、現状調査や住民ワークショップ等によって明らかとなった文化的景観の整備に係る課題を示す。これらの多くは、地域の担い手の減少に起因するものである。

（１）魅力を裏付ける「文化的景観の価値」の継承

「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の魅力は、鉱山が休山した現在でも、特徴ある土地利用や町並み、鉱山の繁栄とともに建立された寺社やそこで培われた信仰等を継承していることにある。しかしながら、文化的景観の本質的価値を構成するこれらの要素は、人口減少によって、その継承が困難になりつつある。

１）歴史的建造物等の修理・修景

重要な構成要素をはじめとする地域の歴史的建造物等の経年劣化が深刻化している。空き家の増加等により、無住、低利用になることで、急速な劣化が懸念されるものである。また、修理の担い手に必要な職人の確保も困難になっている。

こうした状況を踏まえ、来訪者による利用も見据えながら、所有者のみならず、地域住民、行政等が連携した歴史的建造物等の管理活用体制の構築が求められる。また、修理・修景と合わせながら、或いは別途、耐震や防火性能の向上を図る必要がある。

２）祭礼行事・民俗芸能等の継承

寺社の祭礼行事や民俗芸能等の担い手が不足し、伝承活動が困難になり始めている。

それらの継承に関わる人々を増やしていくため、積極的な情報発信による参加者、支援者の獲得や行政による支援体制の構築・充実が求められる。

また、担い手の確保に加え、祭礼行事や民俗芸能等の伝承に欠かせない道具や衣装等の継承も確実なものとしていく必要がある。

３）防火対策の充実

町場エリアでは、狭隘な空間に形成された町並みが鉱山町の特徴をよく残しており、地域の魅力となっている。

しかし、木造家屋が密集し、小路が多く、主要道路の幅員が狭い地形的な特徴が、火事発生時における迅速な消火活動の制約となり、延焼拡大の危険性を孕んでいるため、地形的な特徴等、立地条件をふまえた消防設備の効果的な配置の検討が必要である。

また、消防のみならず、確実な避難誘導等を含めて、地域住民全体で防火に取り組んで

いくための意識向上や、自主防災組織の強化・育成等が求められる。

（２）魅力を磨く

これまで、佐渡市では、地域住民及び来訪者が「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の魅力を享受できるための施設整備や特徴的な町並みの保全を進めてきた。

今後は、来訪者の受入れを地域活性化につなげていくため、相川の文化的景観の魅力を発信し、訪れてもらうための仕掛けづくりをさらに充実させていくことが重要になる。

１）鉱山施設や史跡、歴史的建造物等の魅力増進

これまで相川では、歴史的建造物等を地域住民や来訪者が楽しむことのできるカフェや映画館等として利活用しながら保存してきた。一方、維持管理や安全対策が不十分な場所も存在している。

鉱山エリアでは、近世以来の採掘遺構や集落跡が残り、一部、地表面で遺構が確認できるものがあるが、地下に埋蔵されているものも多く、解説サイン等の整備や先端技術の活用等による魅力発信が課題となっている。また、近現代の鉱山関連施設については、経年劣化による毀損等が進行しており、修理方針の検討及び耐震補強を含む保存整備が必要である。

斜面や石垣、樹木は、日常的な維持管理が重要であり、そのために必要な体制を、地域住民や行政等が連携して構築することが求められる。

また、鉱山施設や史跡、歴史的建造物等を包括する町並みを一望し、文化的景観を良く理解できる地点を、ビューポイントとして活用・整備していくことを検討する。

２）来訪者の受入れ態勢の充実

佐渡市の観光客数は、平成３年（1991）のピーク時には約 121 万人に達していたが、それ以降は減少が続き、平成 28 年には約 50 万人にまで落ち込んでいる。相川も同様の傾向にあり、佐渡金銀山の世界遺産登録への取組みをきっかけに、構成資産候補である史跡や町並み等の保存･活用を図りながら、来訪者の受入れに向けた整備事業が進められている。

平成 27 年から 29 年にかけて、構成資産へ来訪者を徒歩で誘導するためのサイン整備が行われ、平成 31 年４月には、史跡佐渡金銀山遺跡の価値をわかりやすく解説する情報発信拠点施設である、佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」を開館した。今後は、来訪者が快適に、かつ鉱山と町場の関連性を理解し、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを進める必要があり、鉱山関連施設を訪れた来訪者を町場エリア（下町）の商店街に誘導する機会の増加も求められる。

また、駐車場の整備や公衆トイレの洋式化等、ハード面の利便性向上に加えて、来訪者のニーズに応じた体験メニューの創出や散策ルートの設定、価値を伝える解説板の設置等、ソフト面からも対策を進める必要がある。

その一方で、観光客の増加が地域住民の生活の妨げとならないような対策をあわせて検討する必要がある。

（３）地域住民が主体となったまちづくりの推進

相川の人々は、鉱山が休山を迎えてからも、江戸時代から続く町並みを日常生活の中で受け継いできた。

例えば、善知鳥神社祭礼においては、下り羽会、太鼓組、獅子組といった各組の割当てが町ごとに決められており、祭礼当日は町内各地から神輿の担ぎ手も集まり、町内を練り歩く。このような信仰・習俗・伝統芸能等は、地域コミュニティを形成するうえで重要な役割を担っており、それぞれの街区によって継承されてきた。

しかし、人口減少・高齢化に伴い、これまで地域の人々が日々の暮らしの中で受け継いできた文化的景観の維持管理の担い手が不足するようになった。さらに、文化的景観を構成する歴史的建造物等と人々とのつながりも希薄になり始めている。今後も、相川の文化的景観が地域の生活の中で受け継がれていくよう、地域住民が一体となってまちづくりの機運を高めていくことが重要となる。

行政は、地域住民・市民団体・ＮＰＯ法人等とまちづくりについて議論できる機会を創出する必要がある。また、市民団体・ＮＰＯ法人等への支援を充実しながら、様々な主体がまちづくりに関わることのできる体制を構築していくことが必要である。

第 4 章
整備の基本理念と基本方針

第４章　整備の基本理念と基本方針

本章では、文化的景観の整備にあたっての基本理念と基本方針を定める。

１．基本理念

佐渡は古来より日本海を通じて他地域との交流があり、現在に続く佐渡の多様な文化はその上に形成されてきたものである。相川では、鉱山開発を通じて地域住民と来訪者が交流しながら、まちをつくり、独自の文化を醸成してきた。鉱山の休山以降も、先人たちのたゆまぬ努力は続けられ、その積み重ねによって現在の文化的景観が形成されている。

現在、佐渡市では、少子高齢化によって地域の担い手が減少しているが、先人たちから引き継いだ文化を継承する取組みを続ける人々がいる。また、毎年多くの観光客が佐渡を訪れ、鉱山を中心に佐渡の歴史文化に触れている。このように現在では鉱山関連の施設や遺跡を介して、地域住民と来訪者が交流し、文化的景観を継承する活力となっている。

相川における文化的景観の整備は、その魅力の増進を通じて地域住民が自らのまちの魅力を再確認し、誇りと愛着を持つとともに、島外の多くの人々が佐渡の魅力を知り、訪れることで、佐渡市全体を活性化させていくことをねらいとするものである。文化的景観をとりまく環境が大きく変化する現代においても、これまで先人たちが積み重ねてきた「地域の人々による、地域の歴史・文化の醸成、継承」と「地域外から訪れた人々との交流」の両輪を高めていくことを認識し、整備の基本理念を以下の通り定める。

－ 基本理念 －

相川金銀山の盛衰とともに 400 年以上にわたり積み重ねられた

鉱山町の暮らしを受け継ぎ、地域の誇りとなるよう、

地域住民と来訪者をともに惹きつける魅力ある景観を創出する

２．基本方針

文化的景観の整備が、相川における歴史・文化を活かした地域づくりを「支える」ものとなることを目指して、以下に４つの方針を定める。

（１）相川の魅力を支える

― 文化的景観の重要な構成要素を中心に相川の景観の魅力を高める ―

近年、人口減少・高齢化によって、重要な構成要素となっている歴史的建造物、寺社等と人々とのつながりが希薄になっている。このような状況を打破するためには、幅広い地域住民の関与、行政や民間組織等による支援等、現在の文化的景観に関わる主体が一丸となって、その維持管理に関わることが求められる。

また、重要文化的景観の重要な構成要素のほか、相川の文化的景観を特徴づける建造物、下町の町並み、道・坂・石垣等の工作物、地形、植生、海や山を望む眺望といった諸要素についても、その特性と価値を形成する真正性を損なうことが無いよう、新築・改築などの現状変更行為等に対する景観配慮や、整備の具体的方策を検討しながら適切に保全していくことで、文化的景観の魅力の向上を図る。

（２）相川の活力を支える

― 相川固有の豊富な地域資源を活かし、未来へと受け継ぐ ―

まちづくりの拠点となる施設の整備等、地域住民の集いの場や、まちづくりの議論が展開される機会を創出するとともに、住民の生活利便性の向上を目指して、生活インフラの充実、向上を図る。

また、地元商店街等の活性化に資する事業等に対して支援を行い、文化的景観の整備事業を通じて地域を活性化する。

このほか、16 世紀末以降の金銀山の開発に伴い、全国各地から伝えられた祭礼行事や民俗芸能等が相川には現存しており、それらの伝承活動に対する支援や、歴史的建造物・寺社・鉱山関連施設・伝統工芸といった豊富な地域資源の価値や魅力の情報発信を進め、住民の郷土愛の醸成や交流人口の拡大等を図っていく。一方で、空き家に対しては、所有者、地域住民、行政等の複数の主体が協力して有効な活用を模索し、豊富な地域資源を活かしながら、将来にわたって文化的景観を継承していく仕組みづくりを推進する。

（３）相川の安心な暮らしを支える

― 狭隘な地形を巧みに利用した相川特有の生活空間を火災から守る ―

相川は、海と山に挟まれた狭隘な空間に木造家屋が密集しており、様々な災害への対応が大きな課題となっている。特に、火災については、小路が多く主要道路の幅員も狭いことが、迅速な消火活動を行う上での制約となっている。本計画においては喫緊の課題である防火対策に関し、個々の立地条件や住民構成等をふまえた消防設備の配備の検討を進め

る。また、文化的景観・景観・歴史まちづくり・防災・消防等の市関連部署と地域住民による自主防災組織や消防団等が緊密に連携し、防災訓練等を通じて火災予防の意識を高め、互助や共助による早期発見、初期消火、延焼防止の迅速な対応が図れるよう取り組んでいく。

総じて、多数の文化財を包含し、全体が文化的景観である相川においては、魅力を伝え、活力を支える努力に防災の要素を取込み、かつ、防災対策に歴史文化への配慮を位置づけながら、「佐渡市地域防災計画」の展開を図る。

（４）相川での交流を支える

― 鉱山と一体となった相川の町並みへ来訪者を誘い、地域との交流を育む ―

来訪者が各エリアを快適に移動しながら、相川の魅力を享受できることが、相川ならではの観光体験であり、官民一体での受入態勢の整備が求められる。

このため、駐車場や公衆トイレの整備をはじめ、道路や階段、散策ルートの美装化等、来訪者の快適な散策環境の整備に取り組んでいく。

さらに、文化財を活かした散策コースの設定や、サイン整備の充実、観光ガイドの育成等、相川ならではの観光体験を提供する仕掛けづくりを進め、来訪者と地域住民の交流を推進する。

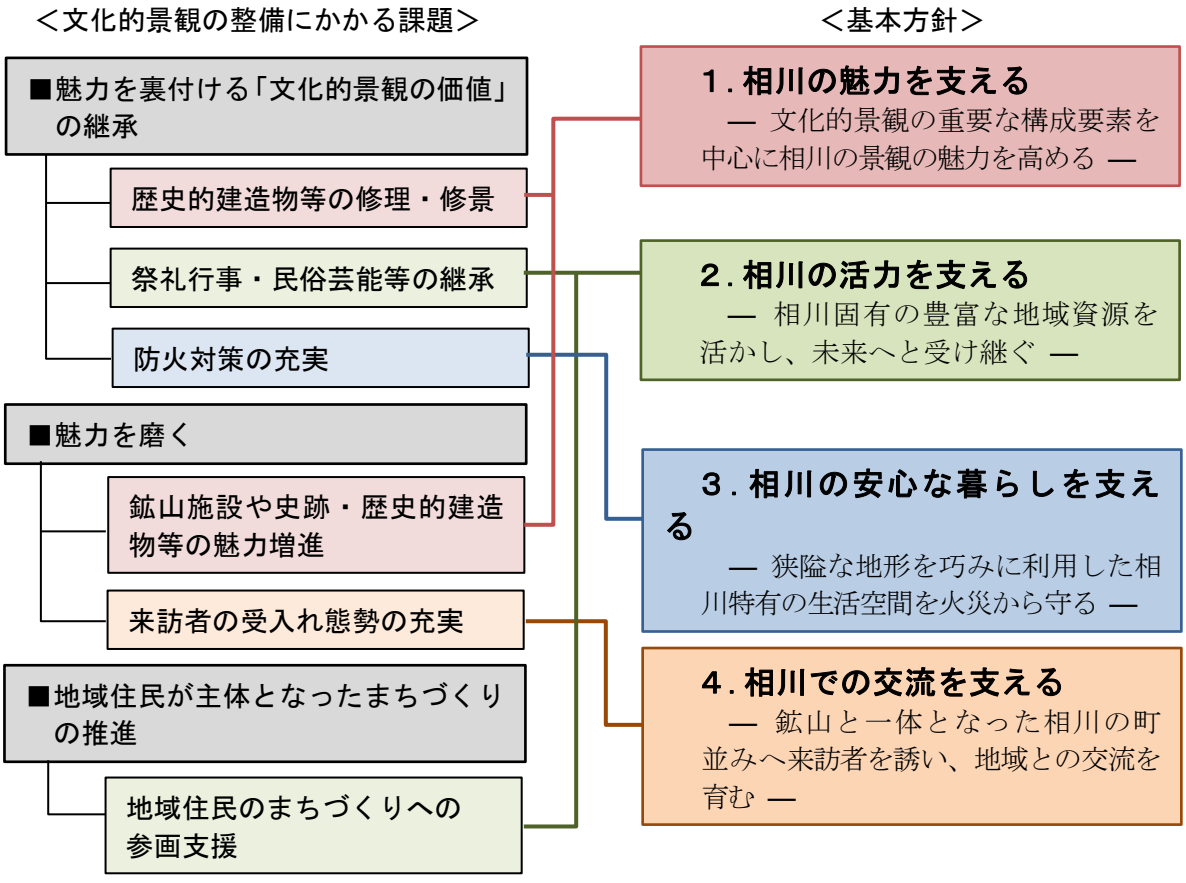

図４－１：文化的景観の整備にかかる課題と基本方針

３．整備推進の考え方

（１）整備の実施時期について

相川の文化的景観は長い時間の積み重ねによって形成されてきた。また、時代の変化に応じて、その姿を変えながら、現在に至っている。

本計画は、第 1 章 3 節（1）で述べるように、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年とするものであり、その実施に関しては、緊急性や必要性、相乗効果の創出等の視点から「短期（第 1～5 年目）」、「中期（第 6～10 年目）」に区分した年次計画を定めることとする。

本計画は第 9 年目を目処に見直し及び更新を図る予定である。また、一定期間の継続により高い事業効果を期待できる事業もある。よって、年次計画においては、「長期（第 11 年目以降）」の枠組みも付加することとする。

短期、中期、長期の基本的な考え方は以下のとおりである。

ⅰ）短期（５年）

本計画の下、緊急性や即効性の高い事業については５年以内に事業着手し、地域住民等と連携した実施体制の構築や詳細な進め方の検討、関係機関との調整等に取り組む。

ⅱ）中期（10 年）

本計画の下、地域住民等と連携した実施体制の構築や詳細な進め方の検討、関係機関との調整等に時間を要する事業については、10 年以内に事業着手するものとする。

また、短期事業の成果や社会情勢や住民意識の変化等に応じて、より適切な内容、実施体制の下で事業を推進できるように留意しながら、整備に取り組む。

ⅲ）長期（10 年超）

基本方針のもと、地域住民等と、相川における現状と課題を共有しながら、長期的視点をもって、必要な事業を検討していく。

（２）整備にあたり留意する事項について

各事業の計画及び実施にあたっては、以下のことに留意する。

ⅰ）近世以降の鉱山開発のみならず、それ以前からの出来事に広く目を向け、佐渡にゆかりの深い人物や佐渡が輩出した偉人等にも着目しながら、佐渡の歴史と文化を総合的に捉える。

ⅱ）第 1 章 3 節（４）の図 1-2 に掲げる関連計画との十分な整合を図ると共に、相乗効果を上げるための連携を積極的に図る。

ⅲ）計画、実施、成果に係る情報を広く発信し、地域住民等が参加できる機会を積極的に設ける。

ⅳ）設計や施工において、重要文化的景観としての価値やその重要な構成要素の特徴・特性に十分な配慮が払われるよう、取り扱い上の留意点等を関係者間で十分に情報共有する。

ⅴ）佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議の指導・助言を適宜得て、また、必要に応じて文化庁や新潟県等と協議を行う等して、客観的な視点から事業実施の妥当性を確認する。

第 5 章
整備計画

第５章　整備計画

本章では、前章で定めた理念と基本方針に基づき、短期（５年間）・中期（10 年間）に実施する施策と事業を定める。

その施策の体系を下図に示す。また、基本施策を構成する各事業については、36 事業を計画しており、本章１～５節の〇囲み数字の番号と対応する。

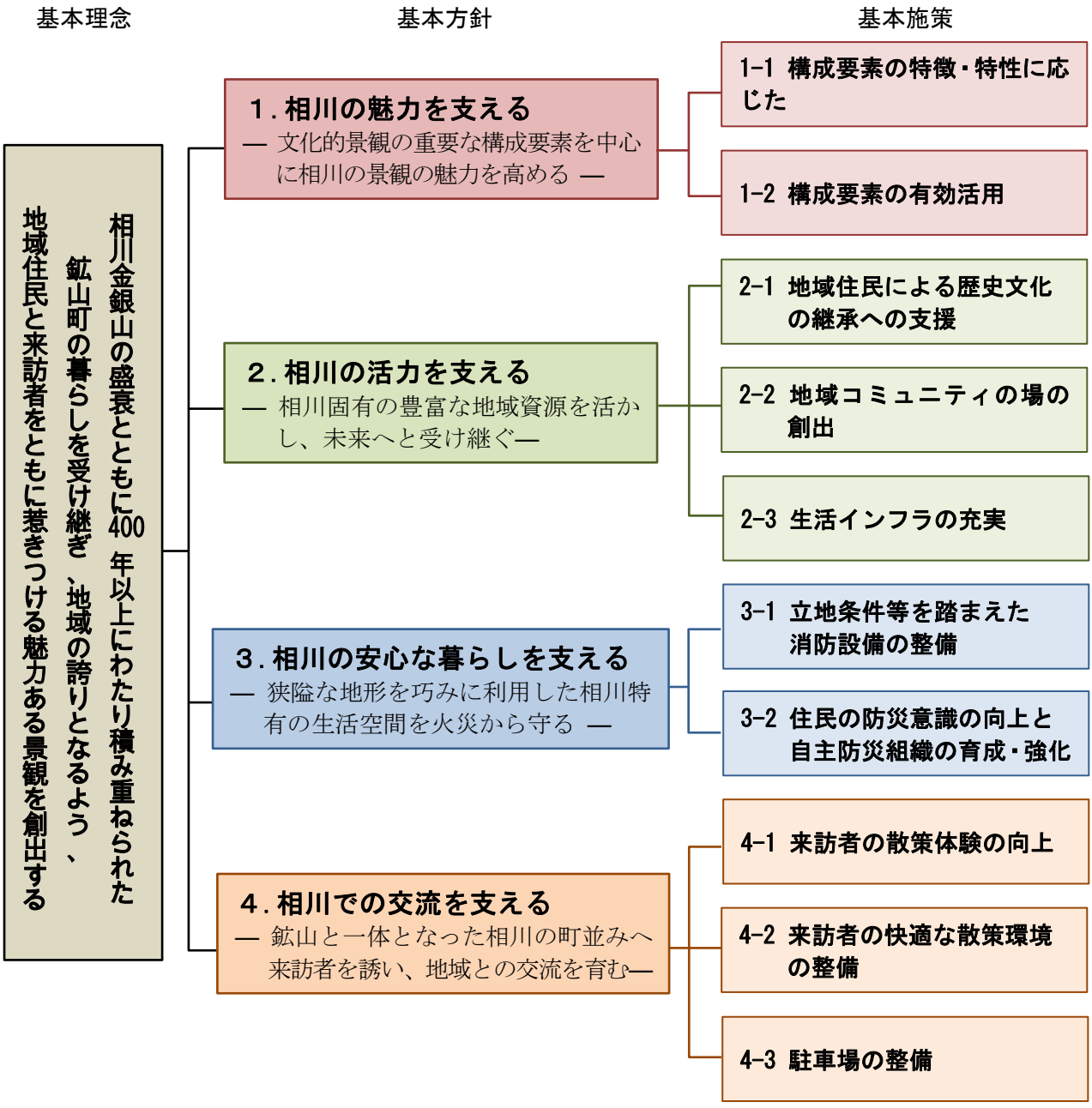

図５－１：施策の体系

１．相川の魅力を支える

― 文化的景観の重要な構成要素を中心に相川の景観の魅力を高める ―

1-1　構成要素の特徴・特性に応じた修理

経年劣化による破損等が懸念される建造物等について、耐震補強等必要な整備等も見据えながら、その価値を表す特徴や特性に基づく的確な修理方針を検討し、整備を実施する。

特に、③重要文化的景観整備事業、⑭町並み景観整備支援事業については、重要文化的景観の重要な構成要素となっている建築物・工作物及び本計画範囲内に所在する文化財未指定の歴史的建造物等の修理修景事業であり、良好な町並み景観の形成を図ることで、相川の景観の魅力向上につながることから、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

① 佐渡奉行所整備事業
② 相川郷土博物館整備事業
③ 重要文化的景観整備事業
④ 旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業
⑤ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業
⑥ 旧相川税務署保存修理事業
⑭ 町並み景観整備支援事業
⑮ 空き家等対策事業

1-2　構成要素の有効活用

各構成要素が有する価値に基づき、地域住民等の意見を踏まえながら有効活用に向けた方針や方策を検討し、整備を実施する。

特に、③重要文化的景観整備事業、⑭町並み景観整備支援事業については、所有者や施工業者等を交え、今後の中長期的な活用を見据えた修理方針の検討を行うことで、構成要素の有効活用につながることから、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

③ 重要文化的景観整備事業
⑤ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業
⑦ 旧相川税務署活用事業
⑭ 町並み景観整備支援事業
⑮ 空き家等対策事業

２．相川の活力を支える

― 相川固有の豊富な地域資源を活かし、未来へと受け継ぐ ―

2-1　地域住民による歴史文化の継承への支援

相川特有の祭礼、芸能等の伝承に向けて、地域住民が主体となったイベント等への支援や、日常的な活動の場を提供する。また、地域の歴史文化等を活用した啓発グッズの開発や、地元中小企業・個人商店街等による雇用拡充や賑わい創出等の地域活性化に貢献する事業等に対して支援を行う。

特に、⑧伝統文化資源を活かした観光振興イベント支援事業、⑨地域行事等支援事業については、鉱山祭、宵乃舞～京町音頭流し～、春日神社薪能といった相川固有の地域資源の活用と継承につながることから、本計画の重点事業として位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

⑧　伝統文化資源を活用した観光振興イベント支援事業
⑨　地域行事等支援事業
⑩　歴史文化啓発グッズ開発事業
⑪　相川地区公民館講座
⑫　商店街等活性化事業

2-2　地域コミュニティの場の創出

歴史的建造物や空き家等を活用し、地域住民が集い、来訪者と交流することのできる場を整備する。

特に、⑬拠点施設整備事業は、市公有化物件について、地域住民とのまちづくりに関する議論を踏まえ、多様な活用が可能な空間となるよう整備を進めるものである。地域コミュニティの場の創出を図るものであり、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

⑬　拠点施設整備事業
⑭　町並み景観整備支援事業
⑮　空き家等対策事業

2-3　生活インフラの充実

地域住民の良好な生活空間と景観向上をあわせて図るために、本計画範囲における道路美装化、階段整備等を実施する。

＜施策を構成する事業＞

⑯　道路美装化事業
⑰　階段整備事業
⑱　街路灯整備事業
⑲　老朽危険廃屋対策事業

３．相川の安心な暮らしを支える

― 狭隘な地形を巧みに利用した相川特有の生活空間を火災から守る ―

3-1　立地条件等を踏まえた消防設備の整備

狭隘な空間に木造建築が密集する町場エリアにおいて、耐震性の貯水槽や消火栓等の消防設備の整備を実施する。

＜施策を構成する事業＞

⑳　消防設備整備事業

3-2　住民の防災意識の向上と自主防災組織の育成・強化

町場エリアの住民の防災意識向上に向けて、地域住民を対象とした防災に関するワークショップ、講演会等の開催や、防災訓練等を実施する。また、自主防災組織の活動や地域防災リーダーの養成等に対し、支援を行う。

特に、㉑地域防災力向上支援事業は、住民との意見交換をもとに、本計画範囲内の自主防災組織の育成・強化や消防設備の向上等を図るものであり、火災を中心とした災害から住民の暮らしを守ることにつながることから、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

㉑　地域防災力向上支援事業

㉒　自主防災組織支援事業

４．相川での交流を支える

― 鉱山と一体となった相川の町並みへ来訪者を誘い、地域との交流を育む ―

4-1　来訪者の散策体験の向上

来訪者が相川に所在する様々な町並みや建造物等を散策することができるよう、必要な解説板・誘導サイン等を設置する。また、地域の歴史文化を活かした啓発グッズの開発、インバウンド向けパンフレットの作成や通信機器等を用いての情報発信、文化施設への映像体験設備の導入など、新たな資源活用につながる事業を展開する。さらに、相川の文化的景観について、来訪者だけでなく、地域住民も参加可能なまちあるきコースの設定や、市民ガイドの育成・活用等を通じた相互交流を推進する。

＜施策を構成する事業＞

⑩　歴史文化啓発グッズ開発事業
㉓　まちあるきによる文化財等散策事業
㉔　車両侵入抑止サイン設置事業
㉕　歴史文化資源情報発信事業
㉖　来訪者散策マナー周知事業
㉗　観光パンフレット多言語化事業
㉘　文化財保存活用情報発信事業
㉙　文化施設への映像体験設備導入事業
㉚　北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業
㉛　観光ガイド育成・活用事業

4-2　来訪者の快適な散策環境の整備

来訪者が安全かつ快適に移動・散策できるよう、道路等のインフラ整備、坂道の多い地区における電動アシスト自転車の充足、公衆トイレの洋式化、バリアフリー化等を図る。

特に、⑯道路美装化事業、⑰階段整備事業、⑱街路灯整備事業については、専門家を交えた景観配慮型工法の検討に基づき、来訪者の利便性向上と良好な町並み景観の形成をあわせて図るものであることから、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

⑯　道路美装化事業
⑰　階段整備事業
⑱　街路灯整備事業
㉜　レンタサイクル整備事業
㉝　来訪者用トイレ改修事業
㉞　地域振興事業

4-3　駐車場の整備

まちあるきによる散策を推奨する町場エリアにおいて、来訪者が利用できる駐車場を整備する。同時に、狭隘な道路の多い地域住民の生活エリアへの車両進入を抑制することで、安全なまちあるき環境を整備する。

特に、㊱弥十郎駐車場再整備事業については、上町地区でのまちあるきの拠点駐車場及び来訪者の憩いの場としての活用が見込まれることから、本計画の重点事業に位置付ける。

＜施策を構成する事業＞

㉟　渋滞緩和対策事業

㊱　弥十郎駐車場再整備事業

５．事業計画

前節までに定めた基本施策は、次に示す事業によって構成する。

（１）事業一覧

No	事業名	概　要	事業主体	補助金交付者	実施年度	基本施策との対応
①	佐渡奉行所整備事業	佐渡奉行所の屋根・外壁の改修工事及び展示設備更新	市	国 県	Ｒ５～ Ｒ９	1－1
②	相川郷土博物館整備事業	相川郷土博物館の耐震化を含めた修理工事	市	国 県	Ｒ２～ Ｒ６	1－1
③	重要文化的景観整備事業	所有者等による重要な構成要素の修理費の補助	所有者等	国 県 市	H28～	1－1 1－2
④	旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業	大立竪坑櫓､大立竪坑捲揚機室、高任粗砕場の整備	市	国 県	H29～	1－1
⑤	史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業	遺構のモニタリングや来訪者用のサイン設置等の整備	市	国 県	Ｒ２～	1－1 1－2
⑥	旧相川税務署保存修理事業	旧相川税務署の耐震補強を含めた整備	市	国 県	Ｒ７～ R10	1－1
⑦	旧相川税務署活用事業	住民の買物支援や来訪者との交流施設等として活用	市	－	R11～	1－2
⑧	伝統文化資源を活用した観光振興イベント支援事業	春日神社薪能、金山桜並木ライトアップ、宵乃舞の支援	開催団体等	国	H19～	2－1
⑨	地域行事等支援事業	鉱山祭及び関連する友好都市交流の支援	開催団体等	市	H25～	2－1
⑩	歴史文化啓発グッズ開発事業	金銀山に関連した啓発グッズ、サービスの開発の促進	市	国	Ｒ３～ Ｒ４	2－1 4－1
⑪	相川地区公民館講座	芸能文化を知る講座や地元民謡伝承講座の開催	市 団体等	－	H16～	2－1
⑫	商店街等活性化事業	地元商工業者への雇用創出、店舗改装費等の補助	民間企業等	市 金融機関	H16～	2－1
⑬	拠点施設整備事業	旧深見家住宅､旧鉱山倶楽部等の修理及び活用	市	国 県	Ｒ３～ R11	2－2
⑭	町並み景観整備支援事業	歴史的建造物の外観及び内部修理費の補助	所有者等	国 市	Ｒ２～ R11	1－1 1－2 2－2
⑮	空き家等対策事業	空家バンク登録物件の改修費、購入費等の補助	所有者等	市	H21～	1－1 1－2 2－2
⑯	道路美装化事業	来訪者散策ルート上の市道の美装化や側溝整備	市	国	R2～ R６	2－3 4－2

No	事業名	概　要	事業主体	補助金交付者	実施年度	基本施策との対応
⑰	階段整備事業	老朽化した階段７箇所の補修や手摺り等の整備	市	国	Ｒ２～Ｒ６	2-3 4-2
⑱	街路灯整備事業	町場エリアの散策ルート上の防犯灯を兼ねた街路灯整備	市	国	Ｒ２～Ｒ６	2-3 4-2
⑲	老朽危険廃屋対策事業	老朽危険廃屋の撤去及び安全対策等の補助	所有者等	国 市	H22～Ｒ８	2-3
⑳	消防設備整備事業	耐水性貯水槽や消火栓補助器具等の整備	市	国	H14～	3-1
㉑	地域防災力向上支援事業	防災に係る講演会や訓練の実施、消防設備計画の検討	市	国	Ｒ１～R11	3-2
㉒	自主防災組織支援事業	自主防災組織への機材購入、訓練実施等の補助	自主防災組織等	市	H19～	3-2
㉓	まちあるきによる文化財等散策事業	健康づくりを兼ねた文化財等を巡る散策コースの検討	市	－	Ｒ２～	4-1
㉔	車両侵入抑止サイン設置事業	京町通りへの来訪者車両の侵入抑止サインの設置	市	国	Ｒ３～Ｒ５	4-1
㉕	歴史文化資源情報発信事業	多言語化や通信機器に対応したサイン等の整備	市	－	Ｒ４～Ｒ５	4-1
㉖	来訪者散策マナー周知事業	パトロールを強化し、不法投棄抑止看板を設置	市	－	Ｒ４～Ｒ５	4-1
㉗	観光パンフレット多言語化事業	インバウンドに対応した観光パンフレットの作成	市	国	Ｒ２～R11	4-1
㉘	文化財保存活用情報発信事業	文化財の整備や地域活動等の情報発信紙の刊行	市	－	Ｒ２～	4-1
㉙	文化施設への映像体験設備導入事業	佐渡奉行所跡への映像体験設備の導入	市	国	Ｒ３～Ｒ９	4-1
㉚	北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業	観光シーズンでの北沢浮遊選鉱場跡のライトアップ	市	国	H29～R11	4-1
㉛	観光ガイド育成・活用事業	外国語ガイドを含む市民ガイドの育成と活用	市	国	Ｒ２～Ｒ６	4-1
㉜	レンタサイクル整備事業	来訪者が利用可能な電動アシスト自転車の導入	市	国	Ｒ３	4-2
㉝	来訪者用トイレ改修事業	相川公園内のトイレの洋式化	市	－	Ｒ２	4-2
㉞	地域振興事業	世界遺産構成資産への車両誘導標識や防護柵等の整備	県	－	H29～	4-2
㉟	渋滞緩和対策事業	渋滞予測調査及びそれに基づく駐車場整備等の実施	市	国	Ｒ１～Ｒ６	4-3
㊱	弥十郎駐車場再整備事業	弥十郎駐車場の拡張や公園等の整備	市	国	Ｒ３～Ｒ４	4-3

整備事業実施箇所位置図

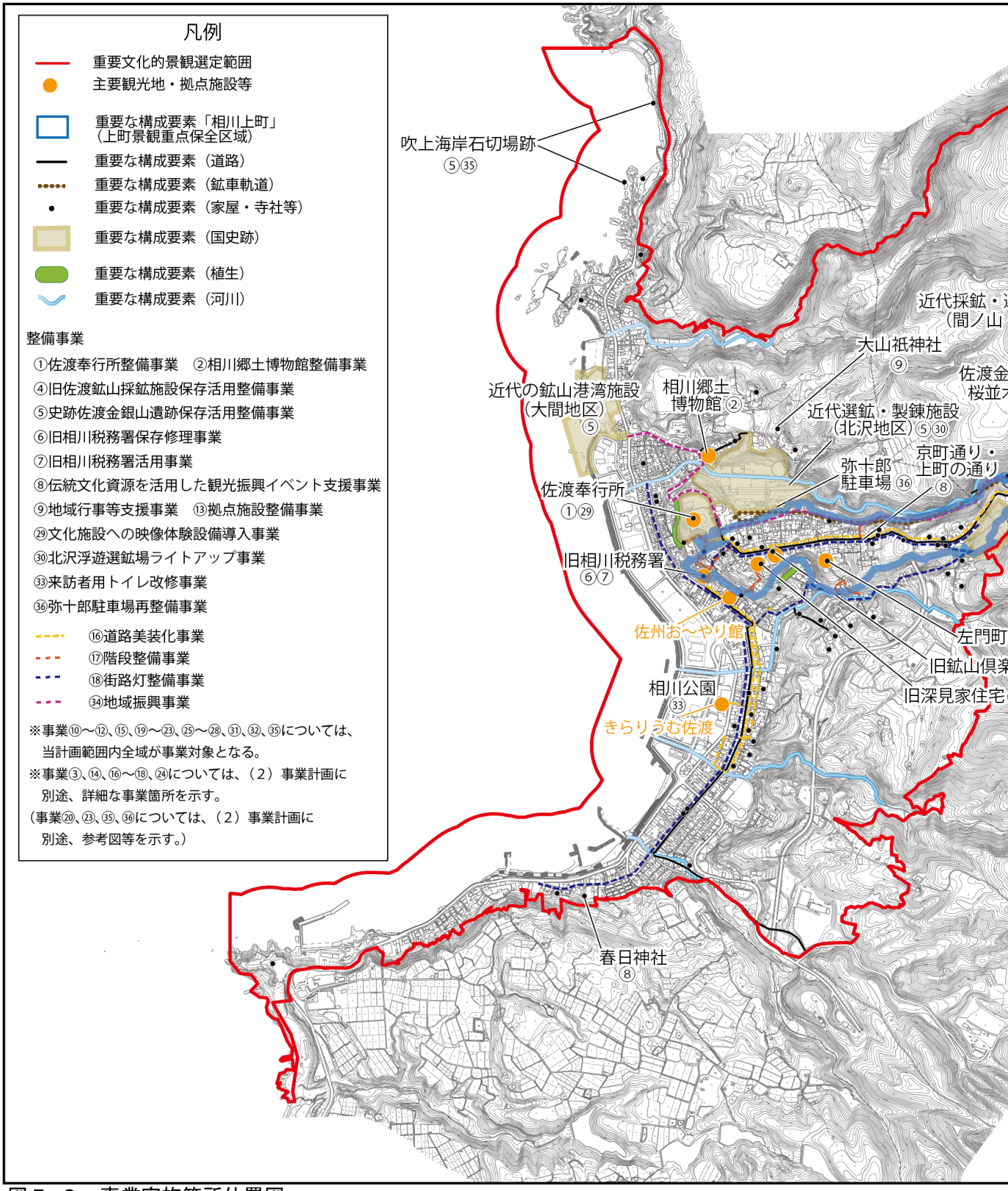

図５－２　事業実施箇所位置図

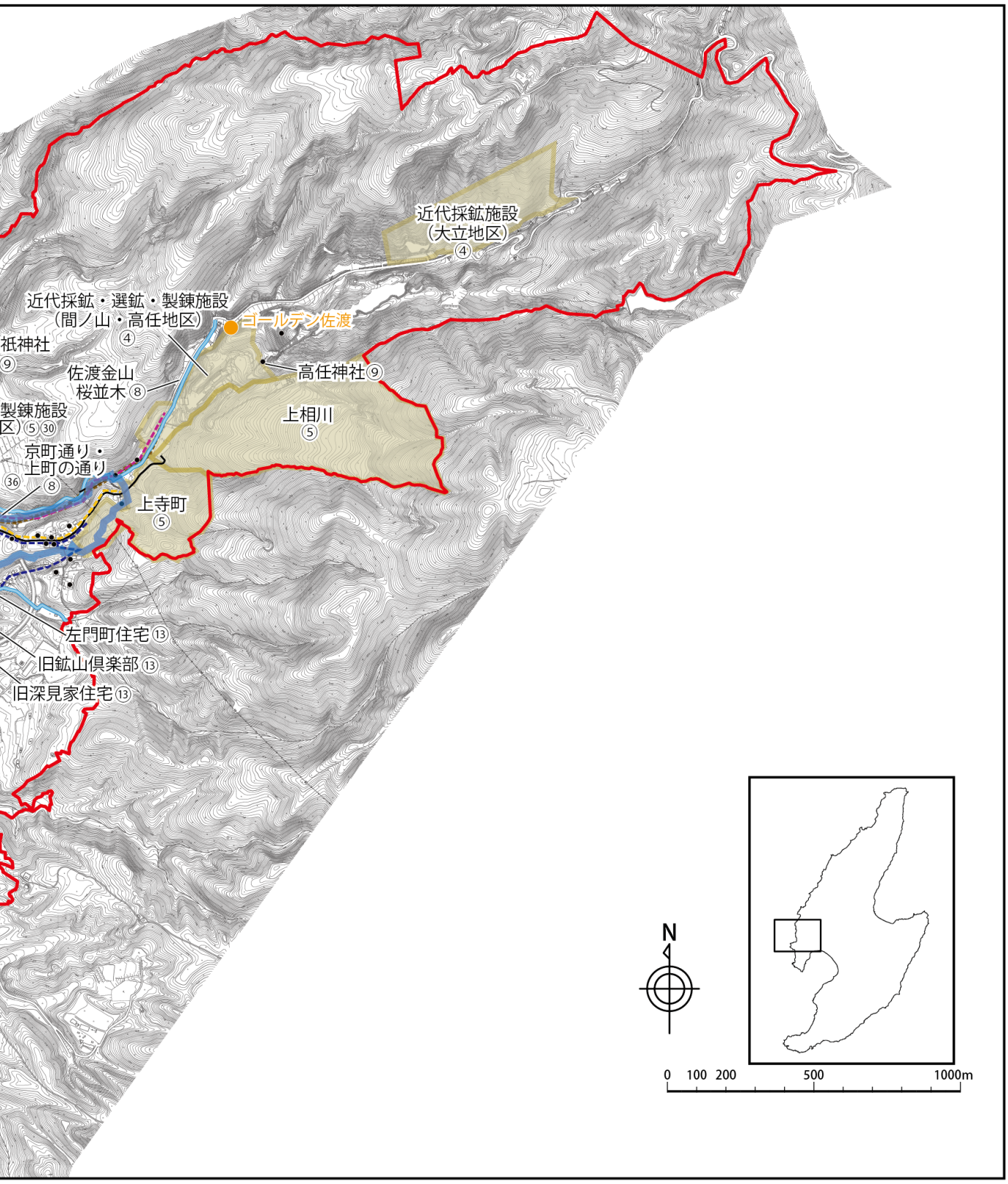
近代採鉱施設
（大立地区）
④
近代採鉱・選鉱・製錬施設
（間ノ山・高任地区）
④
ゴールデン佐渡
祇神社
⑨
佐渡金山
桜並木⑧
高任神社⑨
製錬施設
区）⑤㉚
上相川
⑤
京町通り・
上町の通り
㊱ ⑧
上寺町
⑤
左門町住宅⑬
旧鉱山倶楽部⑬
旧深見家住宅⑬
N
0 100 200 500 1000m

（２）事業計画書

①佐渡奉行所整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　１－１．構成要素の特性に応じた修理

■ 事業の目的

佐渡奉行所は、徳川幕府の直轄領であった佐渡一国の支配と佐渡金銀山の管理・運営のために置かれた施設で、平成６年（1994）に国史跡に指定されている。昭和 17 年（1942）の火災で、江戸時代の建物は全て焼失したが、平成 12 年に安政年間の御役所部分が復元され、現在は、勝場（金や銀を選鉱する工場）ガイダンス施設等とともに、一般公開されている。

しかし、復元後 20 年が経過し、経年劣化による破損等が進行していることから、改修工事を実施するとともに、展示内容についても見直しを図ることとする。

復元された佐渡奉行所御役所

佐渡奉行所勝場ガイダンス施設内部展示

■ 事業内容

老朽化等により破損が進行している復元建物の屋根・外壁等の修理工事を行う。あわせて、御役所内の解説パネルや、勝場ガイダンス施設の展示内容の更新や充実を図る。

なお、整備にあたっては、「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」や「史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画」等の関連計画に基づき、文化庁及び新潟県による指導・助言や史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■ 事業期間

令和５～９年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
			設計	工事			→			

②相川郷土博物館整備事業【事業主体：佐渡市】

■ **対応する基本施策**　1－1．構成要素の特性に応じた修理

■ **事業の目的**

江戸幕府直営の鉱山として繁栄した佐渡金銀山は、明治２年（1869）に官営「佐渡鉱山」として鉱山の近代化が進められた。明治 22 年には宮内省御料局の所管となり、同 29 年に三菱合資会社へ払い下げられた。現存する建物は、御料局経営期の明治時代後期に建造された洋風２階建、寄棟造桟瓦葺の部分と、三菱経営期に鉱山事務所として建造された１階建て部分から成る。平成６年（1994）に国史跡に指定され、現在は相川郷土博物館の一部として、佐渡鉱山に関連する資料などを公開している。

しかし、建築後 100 年以上が経過し、経年劣化による破損等が進行していることに加え、今後も引き続き不特定多数の来訪者を受け入れる施設であるため、耐震化を含めた修理工事を実施する。

相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）

相川郷土博物館内部の展示

■ **事業内容**

平成 28 年度に実施した耐震診断結果をもとに、修理及び耐震化に係る基本設計及び実施設計を行い、耐震補強及び修理工事を実施するとともに展示内容の変更を伴う整備を実施する。

なお、整備にあたっては、「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」等の関連計画に基づき、文化庁及び新潟県による指導・助言や史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ **事業実施に関わる補助金等**

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■ **事業期間**

令和２～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
基本設計	実施設計	工事	→	→						

③重要文化的景観整備事業【事業主体：所有者等】

■　対応する基本施策　１－１．構成要素の特性に応じた修理、１－２．構成要素の有効活用

■　事業の目的

人口減少・高齢化等に伴い、伝統的家屋や寺社等を中心とした重要文化的景観の重要な構成要素の破損・老朽化が進行している。そこで、所有者等に対し、各構成要素の特徴や特性に応じた修理の実施をはたらきかけ、毀損状況や修理後の公開活用に応じた修理の方針の検討、設計監理、施工等に財政支援を行うことによって、保護の促進を図る。

旧鉱山副長住宅（相川ふれあい集会所）

大山祇神社

■　事業内容

重要な構成要素の修理要望に対し、以下のとおり、修理実施前に優先順位、修理方針及び修理後の活用方法の検討を行い、事業の実施主体者である所有者等に佐渡市が修理費の一部を支援する。なお、本事業は、平成 28 年度からの継続事業であり、下記のとおり、毎年計画的に事業を実施する。

１年目－修理要望受付⇒破損状況等に応じた修理の優先順位及び修理方針調査物件の選定

２年目－修理予定物件の現況調査及び修理方針、活用方法の検討⇒所有者等との協議調整

３年目－修理事業実施

■　事業実施に関わる補助金等

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）

・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

・佐渡市重要文化的景観整備事業補助金

■　事業期間

平成 28 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
										→

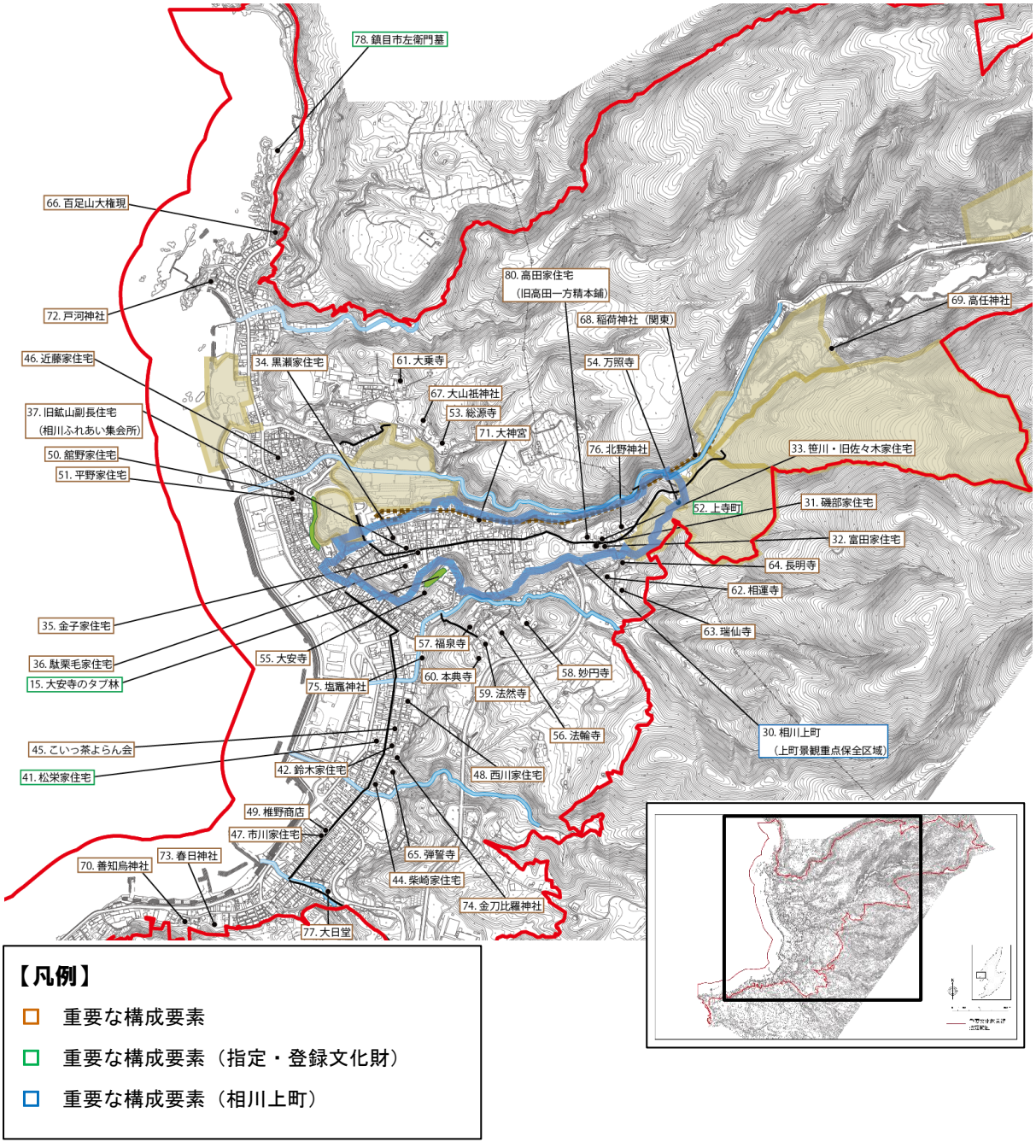

図５−３：事業対象となる重要な構成要素位置図

表５－１：重要文化的景観整備事業の流れ

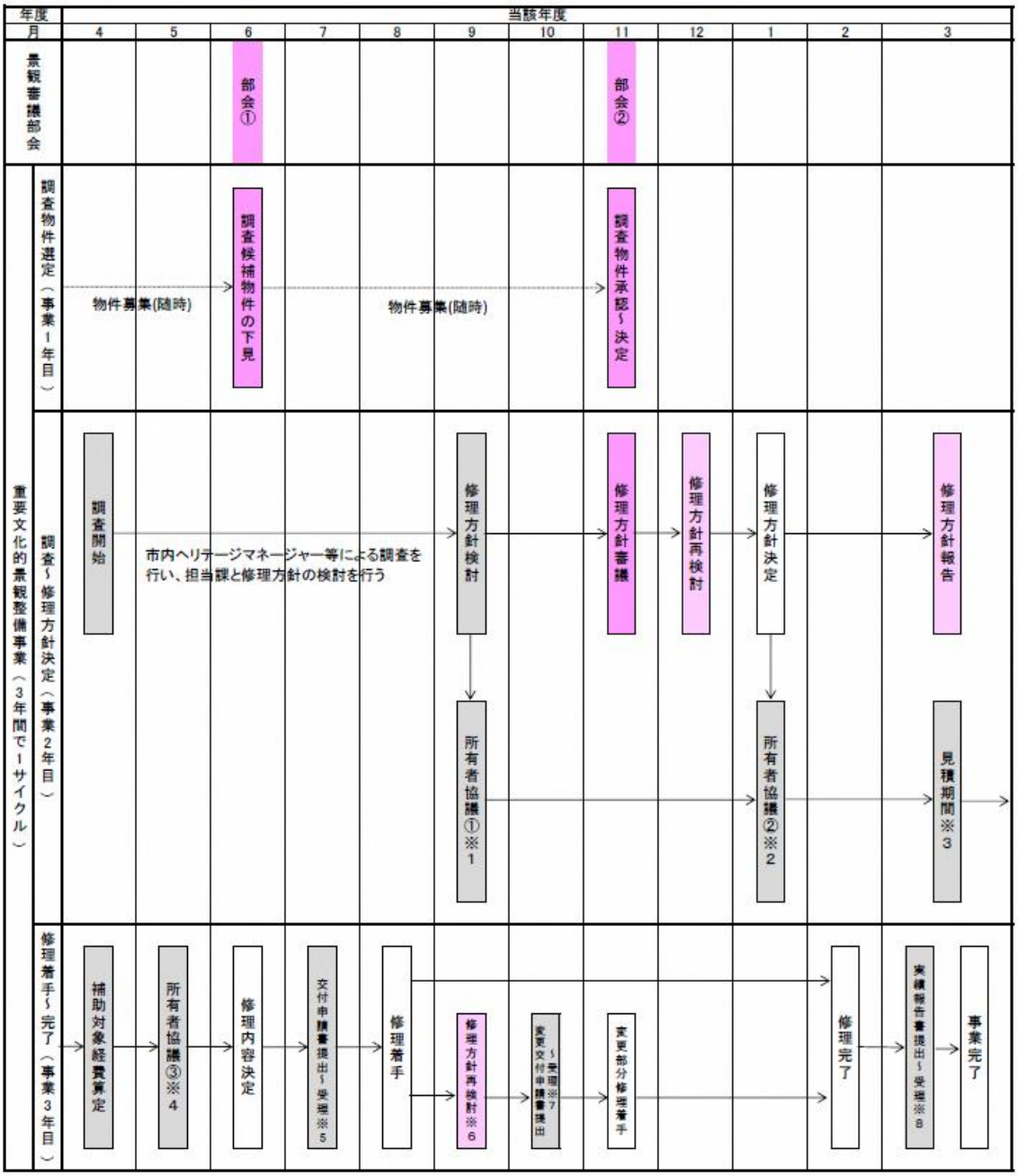

【備考】

1　補助金制度と建物の破損状況の概要を所有者に説明する。市から優先して修理するべき部分を提案する。

2　修理方針を所有者に説明する。所有者に工事費の見積を依頼する。

3　所有者から見積書の写しを提出してもらい、修理方針に適合する内容かどうか確認し、不備があれば内容を調整する。

4　補助対象経費積算書により助成額等を説明し、修理内容を決定する。所有者に交付申請書等の説明を行う。

5　所有者から、交付申請書等を提出してもらい、不備があれば内容を調整する。

6　修理の進捗に伴い、修理内容に変更が出た場合は、専門家に諮り、個別審議を行う。

7　専門家との審議結果に基づいた変更交付申請書を所有者に提出してもらう。

8　所有者から実績報告書を提出してもらい、不備があれば内容を調整する。

④旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　1－1．構成要素の特性に応じた修理

■ 事業の目的

旧佐渡鉱山採鉱施設は、昭和 13 年（1938）の重要鉱物増産法施行により整備された三菱経営期の施設を中心とするもので、採掘した鉱石を運搬する大立竪坑、大立地区と高任地区を結ぶ運搬坑道である道遊坑及び高任坑、鉱石の破砕・選別を行う高任粗砕場、破砕・選別された鉱石を貯蔵する高任貯鉱舎等の施設が残されている。昭和時代前期における鉱山の採掘システムを伝える重要な施設群として、平成 24 年（2012）に重要文化財（建造物）に指定された。

これらの施設は、経年劣化による破損が進行しているため、管理団体である佐渡市が主体となり、保存修理及び公開活用に向けた整備を行う。

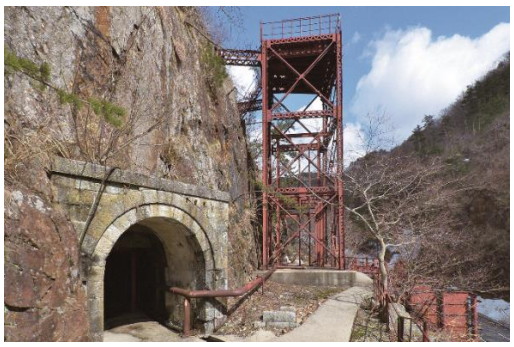

大立竪坑櫓と捲揚機室入口

高任粗砕場

■ 事業内容

旧佐渡鉱山採鉱施設のうち、特に破損が進行している大立竪坑櫓、同捲揚機室、高任粗砕場について、修理工事及び公開活用に向けた整備事業を行う。

なお、本事業は平成 29 年度からの継続事業であり、整備にあたっては、「重要文化財佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画」等の関連計画に基づき、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議の意見を踏まえ、計画的に設計及び工事を実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
　（重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■ 事業期間

平成 29 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～

⑤史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　１－１．構成要素の特性に応じた修理、１－２．構成要素の有効活用

■ 事業の目的

佐渡金銀山遺跡は、日本の中世から近現代を代表する鉱山遺跡である。平成６年（1994）に、佐渡奉行所跡をはじめとする７遺跡が国史跡に指定され、同 21 年から同 29 年にかけて、鶴子銀山跡や西三川砂金山跡のほか、相川においては、初期鉱山集落跡や寺町跡、明治時代以降の鉱山施設や遺跡、鉱山臼の石切場等が追加指定された。

これらの遺跡の多くは、将来的に一般公開を予定しているが、経年劣化が進行している遺構や、来訪者用の解説・誘導サインが未設置の箇所がある。円滑な来訪者受入れ態勢の構築を目指し、遺構のモニタリングや不足する案内・誘導・解説・規制等のサイン設置等を行う。

上相川地区（サイン未設置箇所）

設置済の鶴子銀山解説サイン（左）・誘導サイン（右）

■ 事業内容

経年劣化の進行が懸念される遺構の測量調査を令和２年度から開始する。また、これまでサインが未設置であった上相川地区、上寺町地区、吹上海岸石切場跡や、一部民間所有者等が設置したサインが混在する北沢地区、大間地区等について、平成 29 年度に策定した佐渡金銀山サイン計画に基づき、案内・誘導・解説・規制等の各種サイン整備を行う。

なお、整備にあたっては、「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」等の関連計画に基づき、文化庁及び新潟県による指導・助言や史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議での意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■ 事業期間

令和２年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

⑥旧相川税務署保存修理事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　１－１．構成要素の特性に応じた修理

■ 事業の目的

旧相川税務署は昭和６年（1931）の建築で、同 45 年まで使用された。木造２階建、寄棟造桟瓦葺の洋館風の建物で、佐渡奉行所跡に通じる長坂の麓に位置する。相川のランドマークとなっており、平成 21 年（2009）に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。

建物は経年劣化が進み、内部公開等が行えない状態となっているため、耐震性の向上を含めた保存整備を実施する。

旧相川税務署（正面）

旧相川税務署内部の補強状況

■ 事業内容

内部公開や活用のための整備、耐震化を合わせた保存修理を実施する。

なお、本物件は、重要文化的景観の重要な構成要素でもあることから、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■ 事業期間

令和７～10 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
					→	→	→	→		

⑦旧相川税務署活用事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　１－２．構成要素の有効活用

■ 事業の目的

旧相川税務署の周囲には、商店街や市役所支所、郵便局等が所在しており、地域住民の拠り所としての機能に加え、町場エリアの上町と下町を結ぶ長坂の麓に位置していることから、まちあるきの拠点としての活用を図る。

旧相川税務署内部

■ 事業内容

旧相川税務署の活用にあたっては、地域住民や庁内関係部局等との意見聴取の中で、地域住民の買物支援を行うボランティア施設や地元伝統工芸である無名異焼の博物館といった意見が出されている。

令和７年度より、旧相川税務署の保存修理事業が予定されており、その基本設計を行う中で修理後の活用方針の検討を行い、修理後は、一般公開を含めた来訪者の憩いの場としての活用を図る。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

令和 11 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
									→	→

⑧伝統文化資源を活用した観光振興イベント支援事業【事業主体：開催団体等】

■ 対応する基本施策　２－１．地域住民による歴史文化の継承への支援

■ 事業の目的

国際文化芸術発信拠点の形成を図る事業の一環として、佐渡固有の伝統文化資源を活用したコンテンツの充実を図り、魅力ある観光地域づくりを推進するため、観光客の誘致を目的として佐渡の伝統文化資源を活用して開催されるイベントに財政支援を行う。

宵乃舞～京町音頭流し～

春日神社薪能

■ 事業内容

相川金銀山の桜並木が満開になる頃に行われる「佐渡金山桜並木ライトアップ」（毎年４月中旬）、鉱山のメインストリートであった京町通りを佐渡内外の参加団体が相川音頭で優雅に踊り流す「宵乃舞～京町音頭流し～」（毎年６月第１土・日曜日）、かつて佐渡に能を広めた初代佐渡代官大久保長安が建立し、現在は再建された能舞台で演じられる「春日神社薪能」（毎年６月第２土曜日）に対し、その経費の一部を支援する。

なお、本事業は、平成 19 年度から佐渡市観光振興イベント支援事業として継続的に支援を行ってきたが、令和２年以降は、国際文化芸術発信拠点形成事業負担金等を財源としてアースセレブレーション実行委員会が実施する事業の中で、対象となる３事業の経費の一部を支援することを予定している。

■ 事業実施に関わる補助金等

・文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創生事業）

■ 事業期間

平成 19 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～

⑨地域行事等支援事業【事業主体：開催団体等】

■　対応する基本施策　２－１．地域住民による歴史文化の継承への支援

■　事業の目的

コミュニティ活動を促進する民間事業に対して活動費の一部を支援し、個性豊かで活力ある地域づくりを推進する。また、佐渡市の友好都市等との交流事業を積極的に行うことで、友好関係の発展に寄与する。

鉱山祭でのやわらぎ奉納

鉱山祭での民謡流し

■　事業内容

佐渡鉱山における労働者の慰労と、鉱山の繁栄を祈願する「鉱山祭」に対し、その経費の一部を支援する。また、祭行事等に合わせ、友好都市等の小中学生等との交流を図るための受入れ経費の一部を支援することにより、さらに多くの集客を図る。

なお、本事業の地域行事に係る支援は平成 25 年度から、友好都市等交流に係る支援は令和元年度から行われており、本計画期間終了後も、継続して開催団体等への支援を実施する予定である。

■　事業実施に関わる補助金等

・佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金［平成 25 年度～］
・佐渡市地域活動団体等交流事業補助金［令和元年度～］

■　事業期間

平成 25 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

⑩歴史文化啓発グッズ開発事業【事業主体：佐渡市】

■ **対応する基本施策**　２－１．地域住民による歴史文化の継承への支援、
４－１．来訪者の散策体験の向上

■ **事業の目的**

世界遺産登録を目指す佐渡金銀山の魅力を広く発信するため、金銀山関連のグッズや商品、サービスの開発に向けた取組みを行う。

相川においては、地域住民や来訪者が、鉱山町相川の歴史や文化への愛着をさらに育めるような新たな歴史文化啓発グッズ開発及び促進を図る。

■ **事業内容**

市内事業所等を対象に、歴史文化啓発グッズやサービス等の開発アイディアを編み出すワークショップを開催し、新商品の製作及び販売に向けた支援を行う。

■ **事業実施に関わる補助金等**

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■ **事業期間**

令和３～４年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	→	→								

⑪相川地区公民館講座【事業主体：佐渡市、団体等】

■ 対応する基本施策　２－１．地域住民による歴史文化の継承への支援

■ 事業の目的

佐渡市では、各地区の公民館において、市民の生涯学習のためのさまざまな教室・講座を開設している。また、自主講座・自主グループの活動の場として演習室や講堂等の貸出しを行っている。相川地区においても、公民館活動を通じて、地元の芸能や文化等の伝承への支援を図る。

杉山民友会の活動の様子

Love あいかわ・佐渡の活動の様子

■ 事業内容

相川地区公民館では、平成21年度より、公民館講座として伝統芸能である春駒の保存を目的とした「相川の春駒入門講座」を開設し、平成30年度からは、同講座を引き継ぐ形でやわらぎ等の地元伝統芸能や文化を広めることを目的とした「さど金山物語講座」を開催している。

また、「杉山民友会」と「Loveあいかわ・佐渡」の２団体が地元民謡伝承活動を行っており、平成16年（2004）の佐渡市合併後も、公民館自主講座として活動が続けられている。

今後も継続して、公民館講座の開催や地元民謡団体の活動の場を提供することで、地域住民による歴史文化の継承への支援を行う。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

平成 16 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

⑫商店街等活性化事業【事業主体：民間企業等】

■ 対応する基本施策　2-1．地域住民による歴史文化の継承への支援

■ 事業の目的

市内の雇用拡大、六次産業化、商店街の活力再生等を図るため、新規創業者、中小企業、個人商店等に対し、創業、事業拡大、借入、融資、店舗改装等に対する支援を行う。

■ 事業内容

相川において、地域の雇用拡充や商店街の賑わい創出等を行う中小企業や個人商店等に対し、以下の支援事業の推進を図る。なお、本事業は、平成16年度からの継続事業であり、本計画期間終了後も、継続して支援を行う予定である。

ⅰ）市内で創業・事業拡大を行う民間業者等に対する事業資金への補助
ⅱ）市からの預託を受けた金融機関による市内中小商工業者等への低金利での貸し付け
ⅲ）第二創業や六次産業化を目指す市内中小企業者等への資金借入金利子への補助
ⅳ）新規開業や事業継続に係る既存店舗や空き店舗の改修費の補助

■ 事業実施に関わる補助金等

ⅰ）佐渡市雇用機会拡充事業補助金［平成 29 年度～］
ⅱ）佐渡市地方産業育成資金融資事業［平成 16 年度～］
ⅲ）佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業助成金［平成 28 年度～］
ⅳ）佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金［平成 26 年度～］

■ 事業期間

平成 16 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～

⑬拠点施設整備事業【事業主体：佐渡市】

■　対応する基本施策　２-２．地域コミュニティの場の創出

■　事業の目的

町場エリア（上町）には、市が所有する複数の歴史的建造物が所在している。

旧深見家住宅は、大正時代以前に遡る木造平屋建ての町家で、通り土間に沿って４室の居室を並べ、相川の伝統的町家の特徴を残す。

旧鉱山倶楽部は、鉱山の福利厚生施設として大正時代に建設された木造２階建ての会館であり、１階には図書室や撞球場、２階には16畳の大広間を２室配する。

左門町住宅は、昭和10年代の鉱山大増産期に建設された戸建ての社宅のひとつである。

これらをまちあるきの拠点施設として新たに整備することにより、鉱山町相川の歴史や文化的価値に対する来訪者の関心を高めるとともに、文化的景観の魅力向上を図る。

旧深見家住宅

旧鉱山倶楽部

■　事業内容

上記３施設について、耐震診断及び基本設計において、将来的な公開活用の方針を地域住民や観光関係者等と検討を行い、公開民家、休憩施設、イベント・集会施設、宿泊体験施設といった、まちあるきの拠点施設として整備する。

なお、整備にあたっては、重要な構成要素である「相川上町地区」内の建造物であることから、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市文化的景観の保存及び活用に関する専門家会議の意見を踏まえ実施することとし、必要に応じ、整備途中での一般公開等の実施についても検討する。

■　事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）
・新潟県世界遺産登録推進事業補助金

■　事業期間

令和３～11年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	【旧深見家住宅】→				【旧鉱山倶楽部】→		【左門町住宅】→			

⑭町並み景観整備支援事業【事業主体：所有者等】

■ 対応する基本施策　１－１．構成要素の特性に応じた修理、１－２．構成要素の有効活用、
２－２．地域コミュニティの場の創出

■ 事業の目的

相川の鉱山に由来する町並み等の歴史的景観を保全・活用し、魅力あふれるまちづくりを地域住民等と一体となって促進するため、歴史的建造物等の景観整備や活用を行う地域住民等に対し、整備費を支援する。

改修前

改修後

■ 事業内容

『平成20年度新潟県「知の財産」活用事業報告書』に記載されている774件の歴史的建造物の修復及び活用を目的とする地域住民に対し、外観修復や内部改装に要する経費について補助金を交付する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
・佐渡市町並み景観整備支援事業補助金

■ 事業期間

令和２～11 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

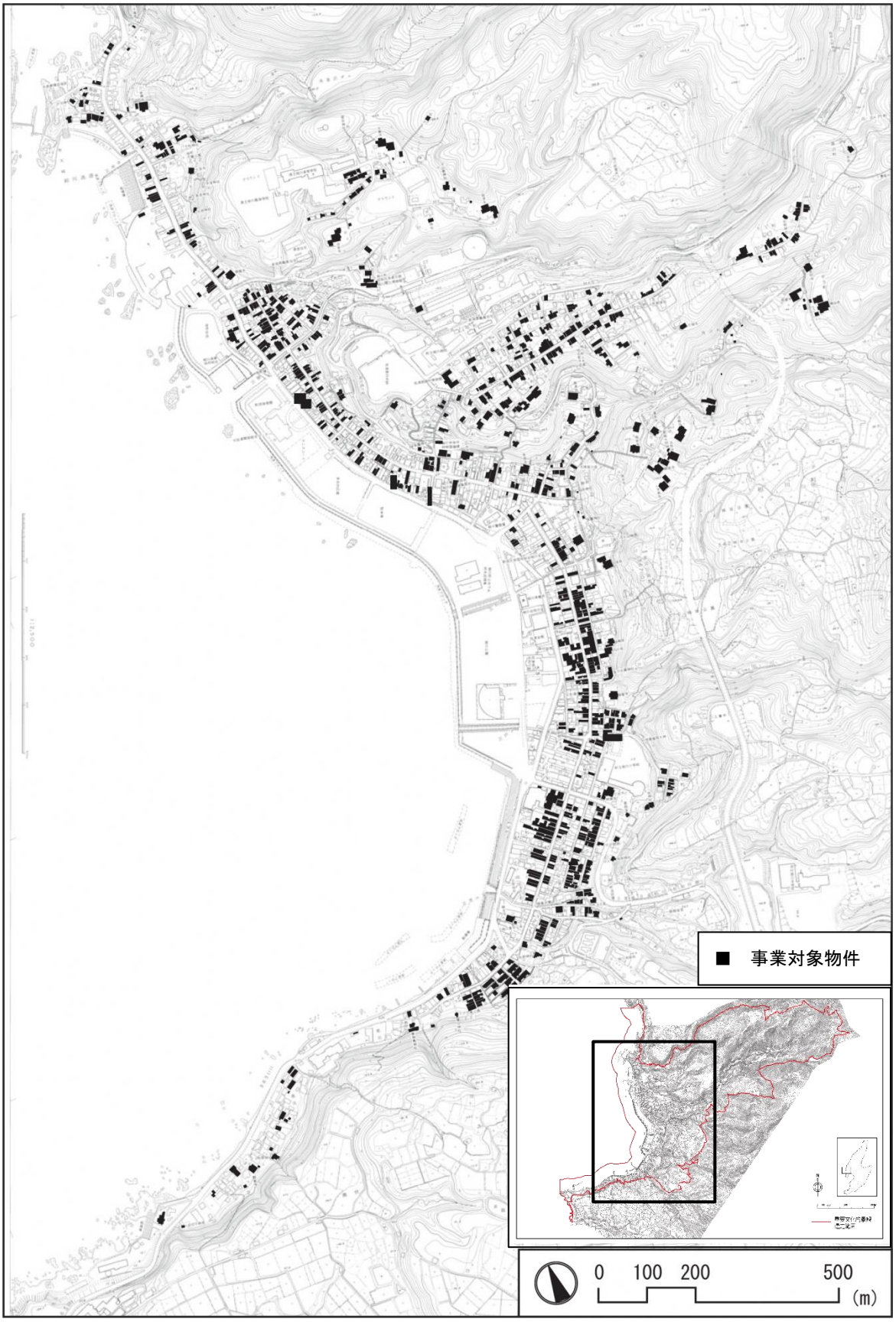

図５－４：事業対象物件位置図

表５−２：町並み景観整備支援事業実施の流れ

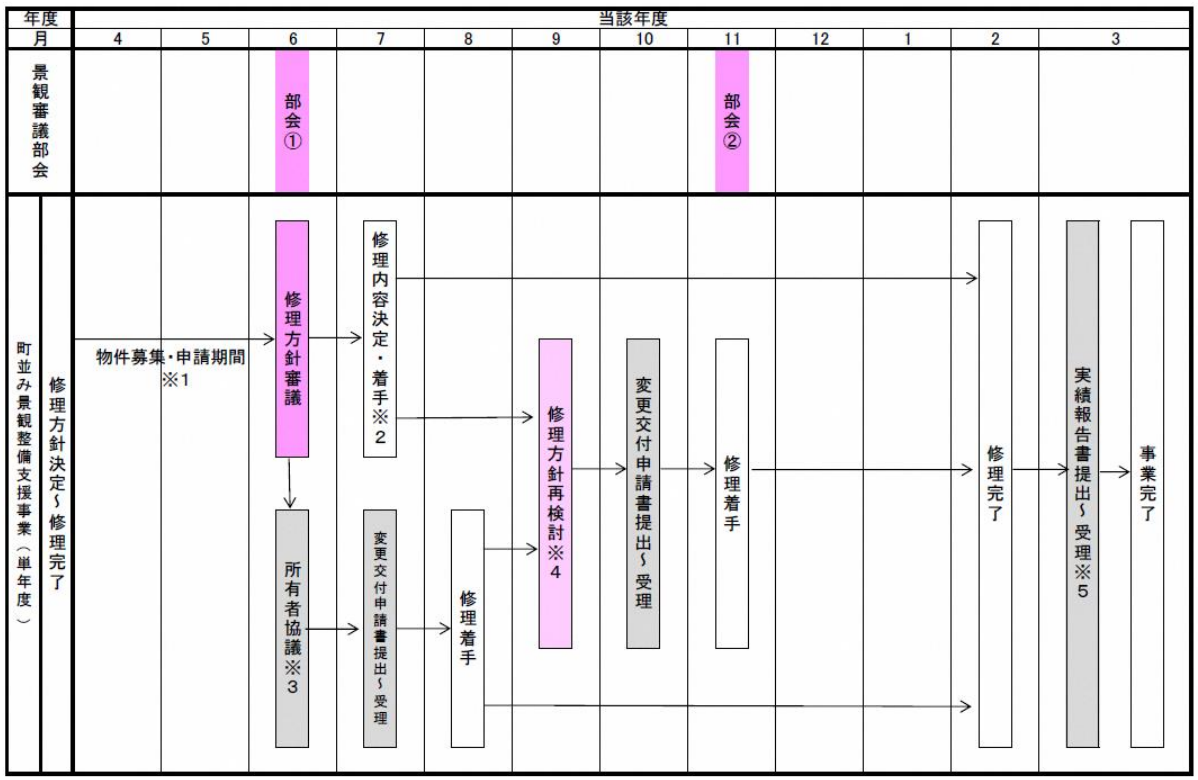

【備考】

1　担当課による申請書のチェック及び申請内容をもとに修理の優先順位を決定する。

2　景観審議部会で了承を得た物件については、物件の修理に着手する。

3　景観審議部会で修理方針の変更の意見が出た物件について、変更申請に向けた協議を行う。

4　修理の進捗に伴い、修理内容に変更が出た場合は、専門家に諮り、個別審議を行う。

5　所有者から実績報告書を提出してもらい、不備があれば内容を調整する。

⑮空き家等対策事業【事業主体：所有者等】

■ **対応する基本施策**　１－１．構成要素の特性に応じた修理、１－２．構成要素の有効活用、
２－２．地域コミュニティの場の創出

■ **事業の目的**

空き家の有効活用を図り、佐渡市への定住を促進するため、改修及び不要物の撤去、空き家売買契約に要する経費に財政支援を行う。

佐渡市空き家情報システムに登録されている相川の空き家

■ **事業内容**

佐渡市空き家情報システムに登録されている空き家について、以下の経費の一部を支援する。

ⅰ）空き家の修繕、清掃、設備改善及び不要物の撤去

ⅱ）若者世帯の空き家購入に係る仲介手数料

なお、本事業は平成21年度からの継続事業であり、本計画期間終了後も、引き続き支援を行う予定である。

■ **事業実施に関わる補助金等**

ⅰ）佐渡市空き家改修費等補助事業［平成 21 年度～］

ⅱ）佐渡市空き家取得仲介手数料補助事業［平成 30 年度～］

■ **事業期間**

平成 21 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

⑯道路美装化事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　２-３．生活インフラの充実、４-２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ 事業の目的

市民生活や歴史的建造物を回遊する際の来訪者の利便性向上及び良好な景観形成を図るため、破損及び老朽化した市道の美装化を行う。

舗装表面の剥離が進む町場エリア（上町）の舗装

老朽化が進む町場エリア（下町）の舗装

■ 事業内容

平成21～23年度のまちづくり交付金事業において整備した町場エリア（上町）の市道相川141号線について、舗装表面の剥離が進行していることから、修繕事業を行う。

また、その他の市道についても、舗装の老朽化が進んでおり、特に町場エリア（下町）の商店街周辺については、「きらりうむ佐渡」を起点とした町場エリアの散策ルートとしても重要な位置を占めていることから、基本設計の中で仕様や実施箇所の検討を行ったうえで、歴史的空間と調和した美装化を行う。

なお、美装化にあたっては、重要文化的景観への影響が及ばないよう、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和２～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
基本設計	実施設計	工事(下町)		工事(上町)						

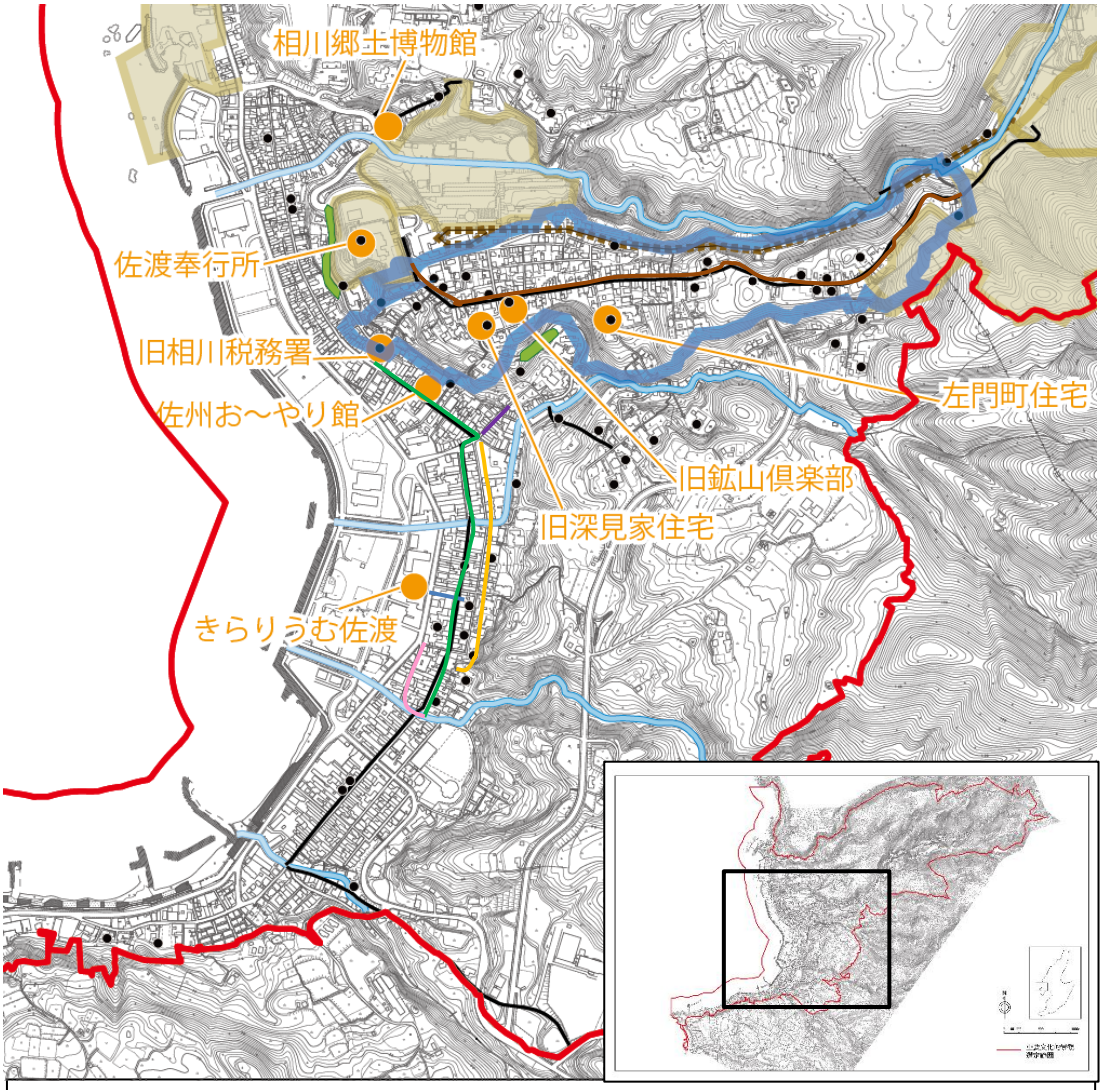

【凡例】

- 重要文化的景観選定範囲
- 主要観光地・拠点施設等
- 重要な構成要素「相川上町」（上町景観重点保全区域）
- 重要な構成要素（道路）
- 重要な構成要素（鉱車軌道）
- 重要な構成要素（家屋・寺社等）
- 重要な構成要素（国史跡）
- 重要な構成要素（植生）
- 重要な構成要素（河川）

道路美装化検討範囲（６路線　L＝2,650m）

- 市道相川 141 号線（1,300m）　－上町
- 市道相川 87 号線（L=50m）
- 市道相川 31 号線（L＝650m）
- 市道相川 70 号線（L＝140m）　－下町
- 市道相川 98 号線（L=400m）

図５－４：路面美装化予定範囲

⑰階段整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　２−３．生活インフラの充実、４−２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ 事業の目的

相川地区は坂道が多く、住民生活や来訪者が町並みを散策する際の利便性向上及び良好な景観形成を図るため、手摺りの設置及び階段の修繕を行う。

鉱山エリアと町場エリア（上町）を結ぶ蔵人坂

町場エリア（上町）と町場エリア（下町）を結ぶ長坂

■ 事業内容

鉱山エリア、町場エリア（上町）、町場エリア（下町）を結ぶ主要な坂道７路線について、手摺り設置及び修繕を要する箇所を精査し、その仕様の検討を行ったうえで、整備事業を行う。

なお、事業にあたっては、重要文化的景観や市指定史跡等への影響が及ばないよう、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議並びに佐渡市文化財保護審議会等の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和２～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
基本設計	実施設計	工事								

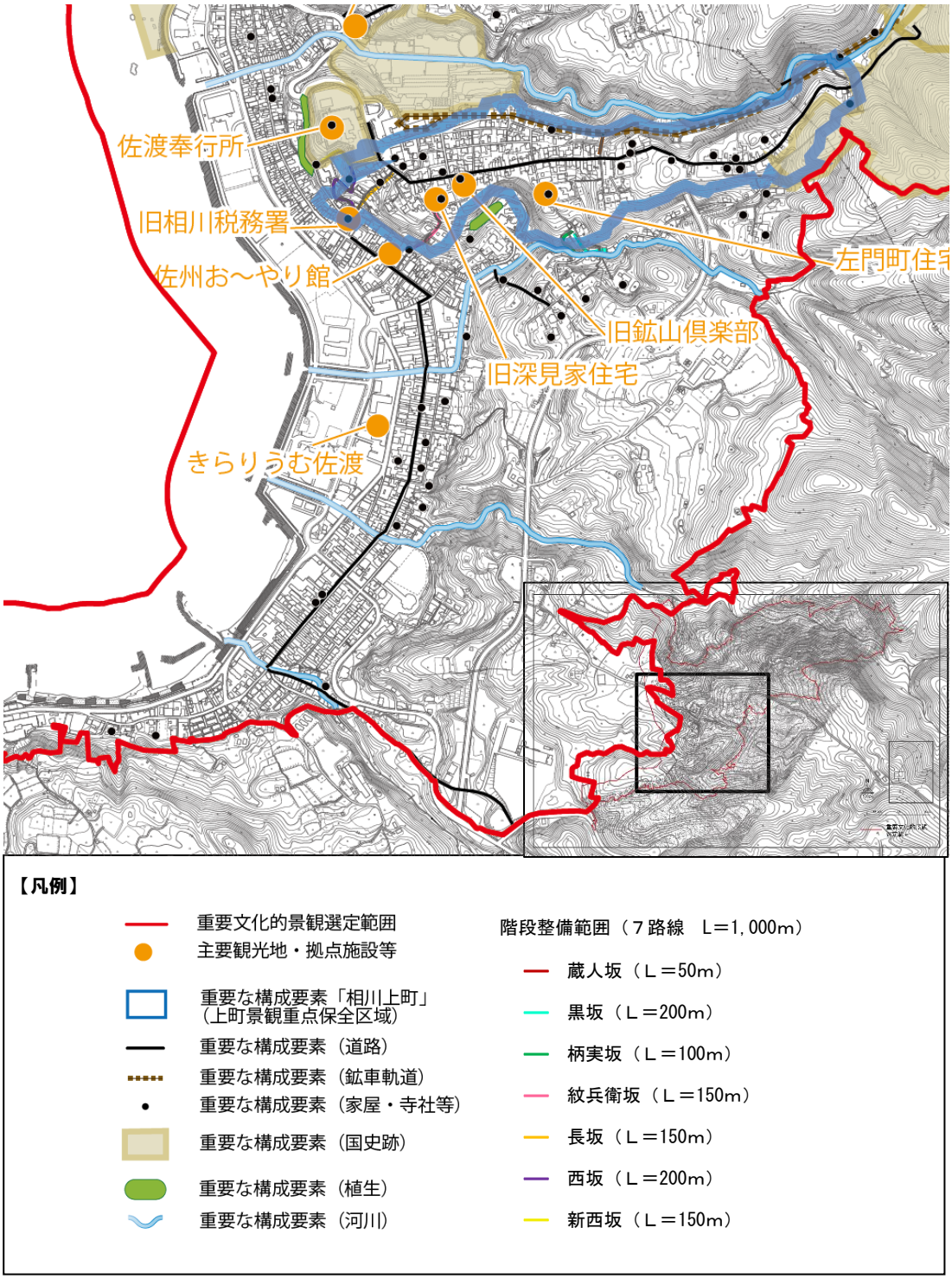
佐渡奉行所
旧相川税務署
佐州お～やり館
きらりうむ佐渡
旧深見家住宅
旧鉱山倶楽部
左門町住宅
【凡例】
重要文化的景観選定範囲
主要観光地・拠点施設等
重要な構成要素「相川上町」（上町景観重点保全区域）
重要な構成要素（道路）
重要な構成要素（鉱車軌道）
重要な構成要素（家屋・寺社等）
重要な構成要素（国史跡）
重要な構成要素（植生）
重要な構成要素（河川）
階段整備範囲（７路線　L＝1,000m）
蔵人坂（L＝50m）
黒坂（L＝200m）
柄実坂（L＝100m）
紋兵衛坂（L＝150m）
長坂（L＝150m）
西坂（L＝200m）
新西坂（L＝150m）

図５－５：階段整備位置図

⑱街路灯整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　２-３．生活インフラの充実、４-２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ 事業の目的

鉱山祭等で賑わう町場エリア（下町）の商店街を中心に設置されている街路灯を、景観と調和したものに再整備することにより、歴史的町並みの魅力の向上を図る。

このほか、街路灯が少なく、地域住民の生活や来訪者の夜間の通行等に支障が及んでいる地域についても、防犯灯を兼ねた街路灯を整備することにより、防犯機能の向上を図る。

町場エリア（下町）の商店街

町場エリア（下町）の街路灯

■ 事業内容

町場エリアの散策ルート（長坂・上町ルート、下町ルート、寺町ルート）及び北沢地区において、防犯対策を図るとともに魅力的な夜間景観を形成するため、防犯と町並みへの調和を考慮した街路灯の仕様及び設置箇所の検討を行ったうえで、整備事業を進める。

なお、整備にあたっては、重要文化的景観への影響が及ばないよう、文化庁及び新潟県による指導・助言や佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和２～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
基本設計	実施設計	工事								

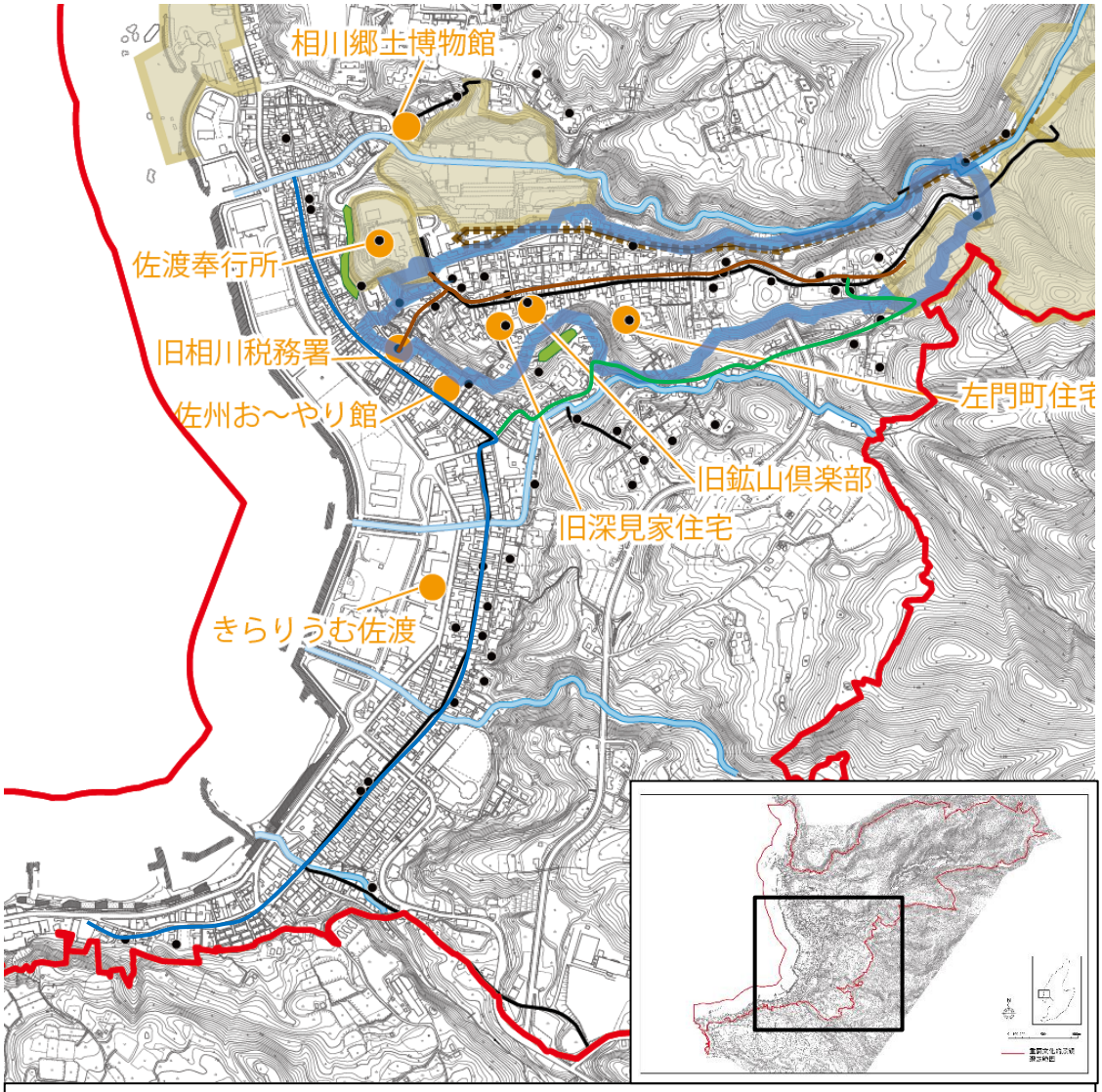

【凡例】

- 重要文化的景観選定範囲
- 主要観光地・拠点施設等
- 重要な構成要素「相川上町」（上町景観重点保全区域）
- 重要な構成要素（道路）
- 重要な構成要素（鉱車軌道）
- 重要な構成要素（家屋・寺社等）
- 重要な構成要素（国史跡）
- 重要な構成要素（植生）
- 重要な構成要素（河川）

街路灯整備予定箇所（Ｌ＝4,300m）

- 長坂・上町ルート（L=1,200m）
- 下町ルート（L=2,100m）
- 寺町ルート（L＝1,000m）

図５－６：街路灯整備予定範囲

⑲老朽危険廃屋対策事業【事業主体：所有者等】

■ 対応する基本施策　２-３．生活インフラの充実

■ 事業の目的

日常生活における市民の安心と安全を確保し、良好な景観を形成するため、景観を阻害している危険な空き家の解体、撤去等への支援を行う。

■ 事業内容

景観を阻害している危険家屋の所有者及び所有者から委任を受けた者等に対し、当該家屋の解体、撤去、処分並びに安全対策に要する経費の一部を支援する。

なお、本事業は、平成 22 年度からの継続事業であり、佐渡市空家等対策計画期間の令和 8 年度まで実施する予定であるが、同計画終了時に、状況に応じ計画期間の延長等について検討することとする。

ⅰ）老朽危険廃屋の解体、廃材等の収集運搬費及び処分費等

ⅱ）危険空き家の必要最小限の安全対策工事

■ 事業実施に関わる補助金等

ⅰ）空き家対策総合支援事業補助金（住宅地区改良事業等補助金）［令和元～３年度］
　　佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金［平成 22 年度～令和 8 年度］

ⅱ）佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金［平成 28 年度～］

■ 事業期間

平成 22 年度～令和 8 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

⑳消防設備整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　３－１．立地条件等を踏まえた消防設備の整備

■ 事業の目的

相川には、重要文化的景観の重要な構成要素となっている町場エリア（上町）や、歴史的建造物が密集する町場エリア（下町）があり、消防設備を整備することにより、初期消火、本格消防、延焼防止を含む消火能力の向上を図る。

町場エリア（上町）の防火水槽

町場エリア（上町）の地上式消火栓

■ 事業内容

耐震性貯水槽については、平成 16 年度から、相川地内において必要に応じ設置工事を進めている。また、令和４年度に予定している相川地内の消防設備の現状調査及び配備計画等に基づき、住民の消火栓使用を想定した消火栓補助器具等の整備を行う。

なお、本事業は、本計画期間終了後も継続して実施していく予定である。

■ 事業実施に関わる補助金等

・消防防災施設整備費補助金［平成 16 年度～］

■ 事業期間

平成 16 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
【耐震性貯水槽設置】										
			【消防設備整備】							

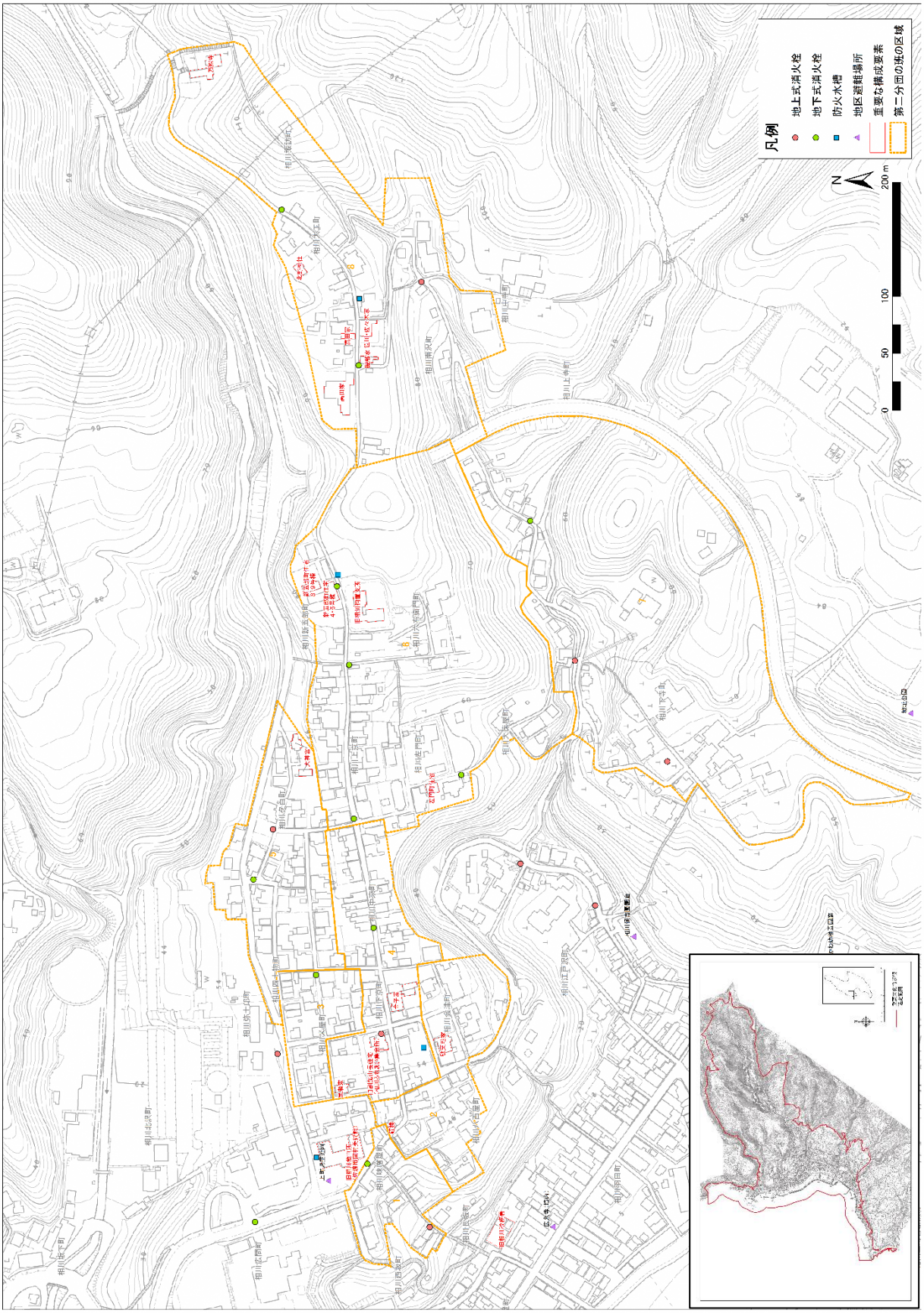

図５－７：町場エリア（上町）における消防設備配置図

㉑地域防災力向上支援事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　３－２．住民の防災意識の向上と自主防災組織の育成・強化

■ 事業の目的

文化的景観を構成する建造物が密集する相川において、住民の防災意識の向上や、初期消火・集団避難体制等の構築を図る。

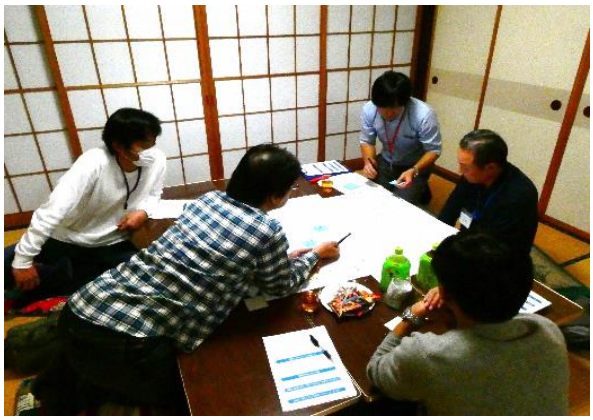

地域防災に係る住民ワークショップ

文化財防火デーの訓練の様子

■ 事業内容

住民の防災意識向上を図るため、地域防災に係る講演会や住民との意見交換会、消防設備取り扱い講習会や消火・避難訓練等を実施する。

また、消防設備の現状調査や住民及び消防関係者等との意見交換を行い、地域住民が使用可能な消火栓補助器具や連動型住宅用火災報知機等の整備に向けた消防設備配備計画を検討する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再整備計画事業）

■ 事業期間

令和元～11 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
【講演会･訓練等】										
	【消防設備配備計画検討】									

㉒自主防災組織支援事業【事業主体：自主防災組織等】

■ 対応する基本施策　3-2．住民の防災意識の向上と自主防災組織の育成・強化

■ 事業の目的

地域防災力向上のため、自主防災組織の活動への支援や、地域防災の担い手となる地域防災リーダーの養成等に対する支援を行う。

佐渡市内自主防災組織の活動状況

■ 事業内容

自主防災組織や同組織からの推薦者等に対し、以下の経費の一部を支援する。

なお、本事業は平成19年度からの継続事業であり、本計画期間終了後も、引き続き支援を行う予定である。

ⅰ）防災活動時に使用する資機材購入費の補助

ⅱ）自主防災組織が行う避難訓練、防災資機材取扱訓練等への奨励金の交付

ⅲ）防災士研修講座受講料、同資格取得試験受験料、同認証登録料の補助

■ 事業実施に関わる補助金等

ⅰ）佐渡市自主防災組織育成事業補助金［平成 19 年度～］

ⅱ）佐渡市自主防災組織訓練奨励金交付事業［平成 25 年度～］

ⅲ）佐渡市地域防災リーダー育成事業補助金［令和元年度～］

■ 事業期間

平成 19 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R３	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

㉓まちあるきによる文化財等散策事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

相川の各所に所在する歴史的建造物等の文化財をめぐる散策コースを設定し、市民及び来訪者へまちあるきを促すことで、健康づくりと介護予防につなげるとともに、文化的景観への関心を高め、将来への継承を図る。

佐州お～やり館

まちあるきツアーの様子

■ 事業内容

町並みの散策拠点となっている「佐州お～やり館」を起点に、健康づくりと介護予防を兼ねた文化財等をめぐるコースを設定し、まちあるき事業を実施する。

なお、本事業は、本計画期間終了後も、継続して実施する予定である。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

令和２年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

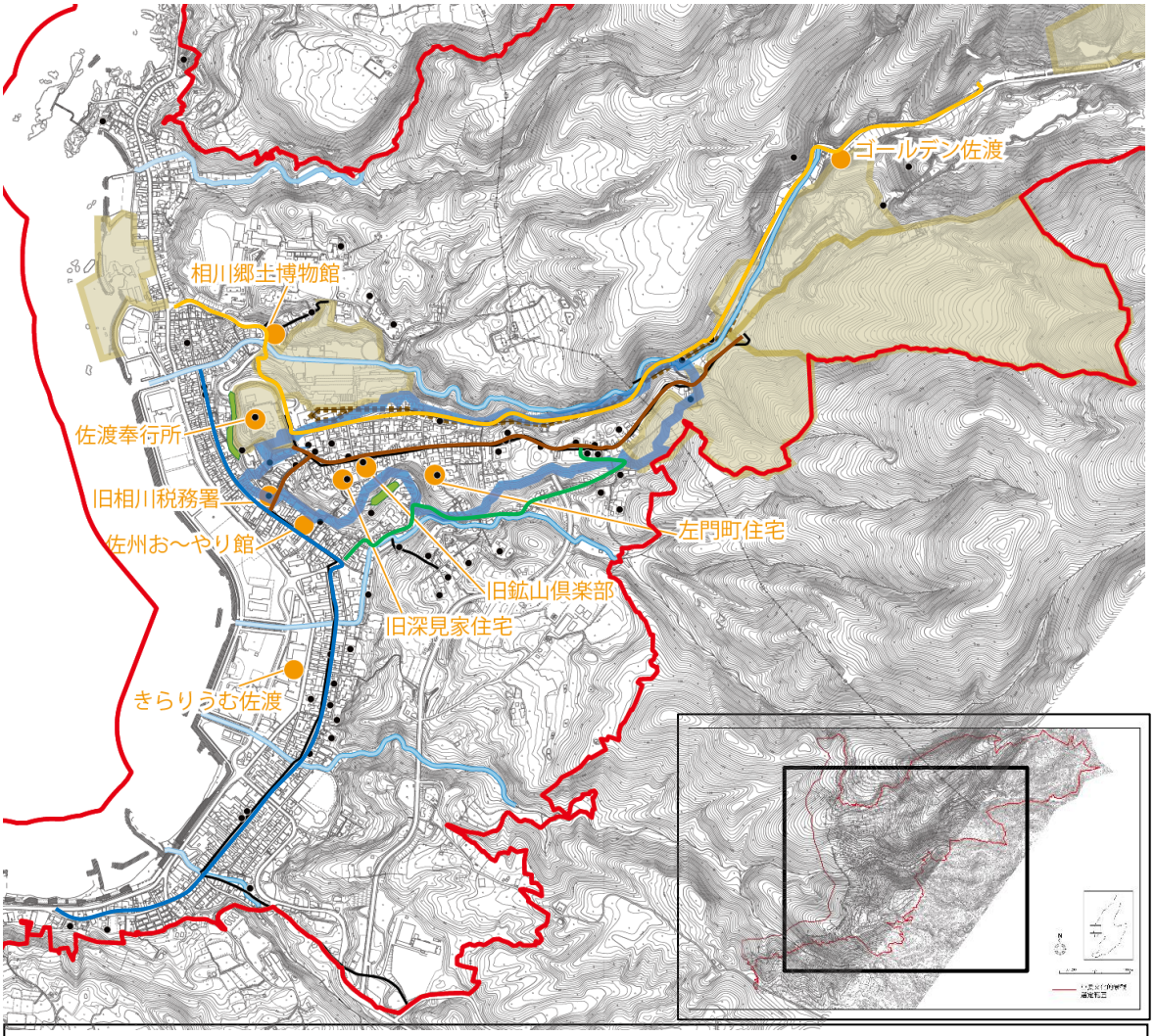

図５−８：まちあるきコース案

㉔車両侵入抑止サイン設置事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

相川金銀山と佐渡奉行所を結ぶかつてのメインストリートであった京町通りは、道幅が狭いことから、地域住民の生活保護のため、来訪者の車両進入を抑止する必要がある。

県道相川佐和田線から京町通りへの進入路

佐渡奉行所前から京町通りへの進入路

■ 事業内容

京町通りへの主要な進入路沿いに、来訪者向け車両侵入抑止サイン（６基）を設置する。

なお、設置するサインについては、佐渡金銀山サイン計画に基づくサインの仕様を用いる。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本整備総合交付金（都市再整備計画事業）

■ 事業期間

令和３～５年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	→	→	→							

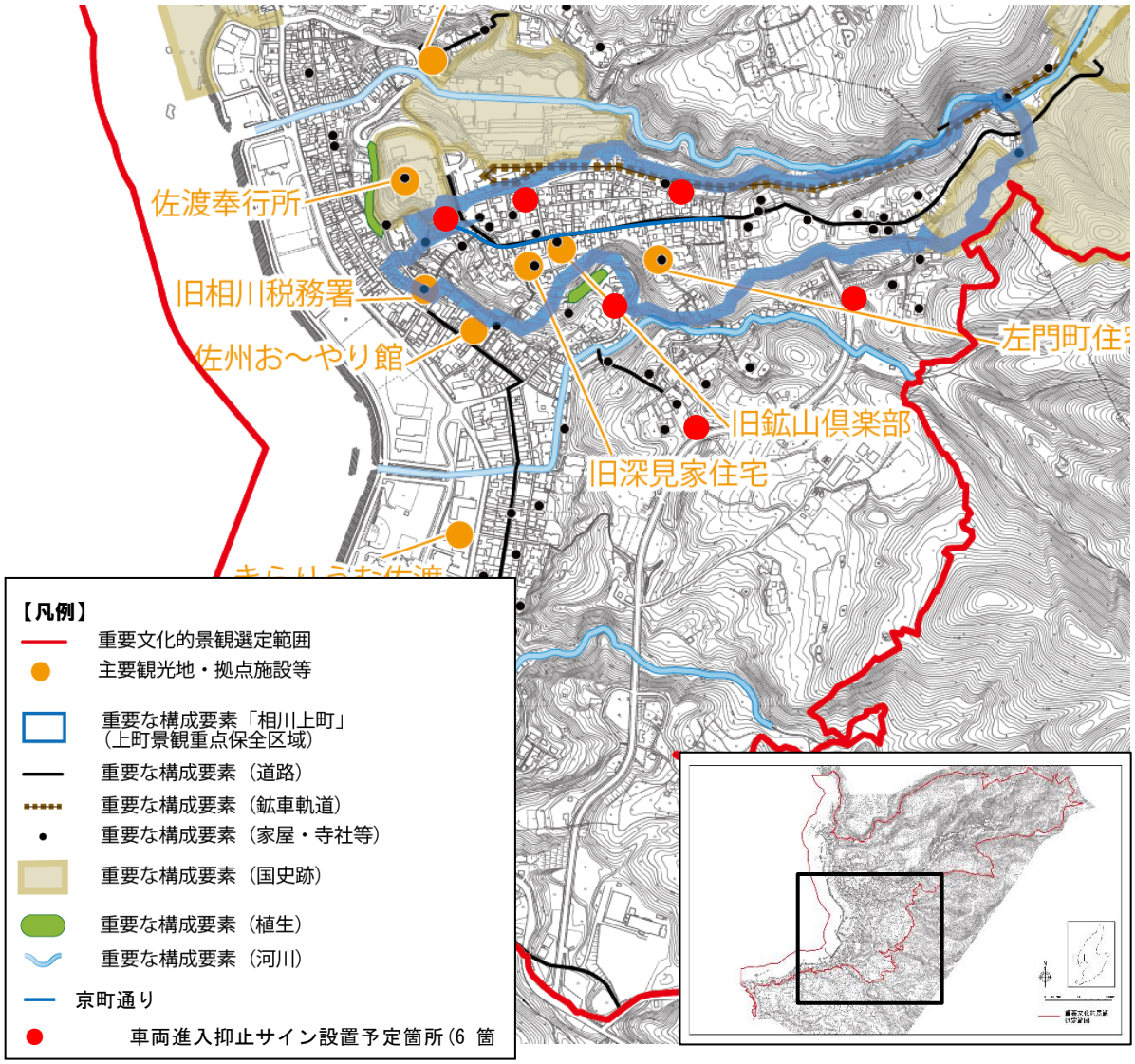

図５－９：車両侵入抑止サイン設置予定箇所

図５-10：車両侵入抑止サインイメージ

㉕歴史文化資源情報発信事業【事業主体：佐渡市】

■ **対応する基本施策**　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ **事業の目的**

相川において、国外からの来訪者に対応した文化財解説が不足している。また、海外に対する広報活動も十分ではない。そのため、歴史的建造物等を多言語で総合的に案内できるよう、解説・案内サインを設置したり、先端技術を用いること等により、外国人に対する情報提供を図り、理解の向上、散策の回遊性の向上につなげる。

老朽化した解説板

まちなかへの案内板

■ **事業内容**

老朽化が進んでいる既設解説板等について、佐渡金銀山サイン計画の仕様に基づき、多言語化や通信機器と対応したサインへの更新を図る。

また、まちなかへの来訪者誘導のため、Wi-Fi やＱＲコードの追加など、通信機器と対応した整備を進める。

■ **事業実施に関わる補助金等**

・該当なし

■ **事業期間**

令和４～５年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
		→	→							

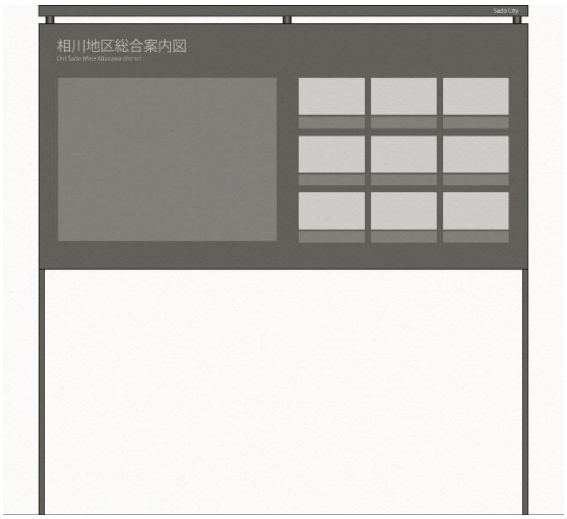

案内サイン

全体解説サイン（中近世遺跡）

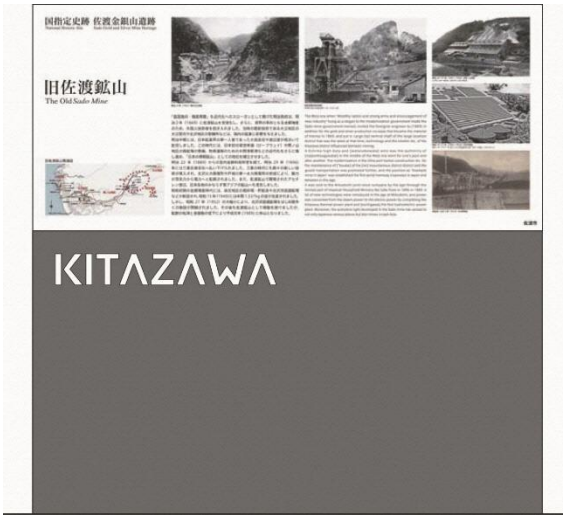

全体解説サイン（近代遺跡）

解説サイン（近代遺跡）

解説サイン（中近世遺跡・大）

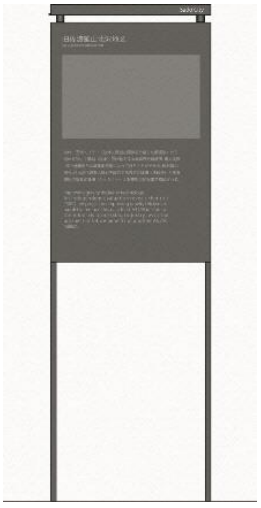

解説サイン（中近世遺跡・小）

誘導サイン

図５-11：解説・案内サインデザインイメージ

㉖来訪者散策マナー周知事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

良好な景観を形成するため、来訪者等によるポイ捨て、不法投棄、民地への立入り等を抑制する散策マナーの周知看板を設置する。

規制サインの一例

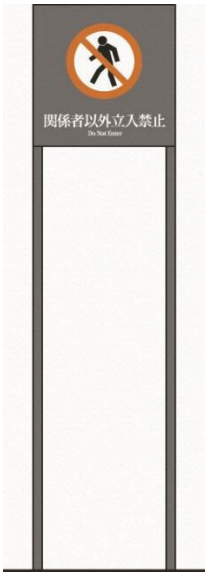

規制サインイメージ図

■ 事業内容

定期的に不法投棄パトロール等を実施し、来訪者の散策ルート上や不法投棄が懸念される箇所に、必要に応じポイ捨てや不法投棄抑止看板を設置する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

令和４～５年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
		→	→							

㉗観光パンフレット多言語化事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

市民や外国人を含めた来訪者に対し、文化的景観の多様な魅力について情報提供することにより、文化的景観への理解を深め、魅力を感じてもらうとともに、散策の回遊性向上を図り、賑わいを創出する。

佐渡観光情報発信誌
「シマイル」相川特集

相川発見マップ

■ 事業内容

既存のパンフレットやマップを統合して、インバウンドに対応したパンフレットの作成と配布を行う。

■ 事業実施に関わる補助金等

・地方創生推進交付金［令和２～３年度］

■ 事業期間

令和２～11 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

㉘文化財保存活用情報発信事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　4－1．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

地域住民や来訪者に鉱山町相川の魅力を広く周知するために、平成 25～30 年度にかけて、佐渡市世界遺産推進課で発行した相川の文化的景観情報発信誌「あいかわらばん」に代わる情報発信誌を刊行する。

あいかわらばん

きらりうむ佐渡イベント情報

■ 事業内容

佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」イベント情報のほか、相川の町並み保存、各種文化財の整備状況、地域活動等の情報を発信するリーフレットを発行する。

なお、本事業については、本計画期間終了後も、継続して実施する予定である。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

令和２年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

㉙文化施設への映像体験設備導入事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

佐渡奉行所は、江戸時代の歴史・文化について展示するとともに、体験ができる重要な施設として位置付けられており、映像技術を導入することで、来訪者にさらにわかりやすく伝えることを目的とする。

佐渡奉行所勝場ガイダンス展示

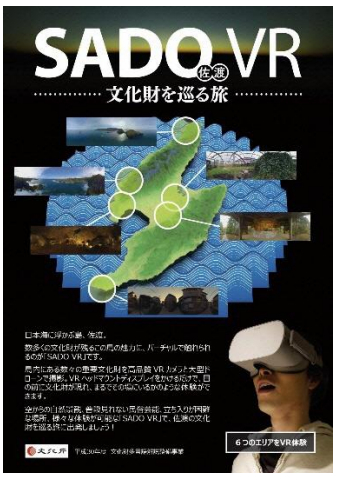

主要観光地に配備された佐渡ＶＲ

■ 事業内容

佐渡奉行所には、江戸時代の文化を伝える復元建物及び金銀の選鉱を体験できる勝場ガイダンス施設があり、それらの施設機能をさらに強化するため、①佐渡奉行所整備事業における展示内容の更新と連動しながら、映像体験設備等を導入する。

■ 事業実施に関わる補助金

・文化財多言語解説整備事業費補助金

■ 事業期間

令和３～９年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	→	→	→	→	→	→	→			

㉚北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

北沢浮遊選鉱場は、昭和 28 年（1953）の鉱山大縮小によって閉鎖され、以後、草木に覆われその姿を見ることができない時期が続いていたが、佐渡金銀山の世界遺産登録の動きの中で、平成 21 年度には北沢地区機械工場群跡地広場が整備され、鉱山町相川を象徴する鉱山施設の一つとなっている。

そこで、文化財のさらなる魅力アップを図り、来訪者の満足度の向上につなげるため、夜間のライトアップを実施する。

北沢浮遊選鉱場

北沢浮遊選鉱場ライトアップの様子

■ 事業内容

本事業は、平成 29 年度からの継続事業であり、毎年４月～１月の観光シーズン中の夜間 19 時～22 時（10 月以降は 17 時～22 時）にかけて、北沢浮遊選鉱場のライトアップを実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・離島活性化交付金［令和元～３年度］

■ 事業期間

平成 29～令和 11 年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

㉛観光ガイド育成・活用事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－１．来訪者の散策体験の向上

■ 事業の目的

外国人を含む来訪者に対し、鉱山町相川の歴史・文化の説明を現地で行い、魅力を肌で感じてもらうため、市民ガイドの育成及び活用を図る。

佐渡金銀山ガイド養成講座

佐渡金銀山ガイド現地研修

■ 事業内容

市内観光ガイドのスキルアップのための研修会等を開催する。併せて、今後増加が予想される外国人来訪者に向けた外国語ガイドの育成と、活用の仕組みを構築する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和２～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→	→	→	→	→						

㉜レンタサイクル整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ 事業の目的

来訪者に、より多くの文化的景観の構成要素を訪ねてもらうことで、鉱山町相川の魅力を感じてもらうため、レンタサイクルを充実させ、利便性の向上を図る。

エコだっちゃり（電動アシスト自転車）

エコだっちゃり普及チラシ

■ 事業内容

坂道の多い相川地内の利便性向上のため、来訪者向け電動アシスト自転車を整備する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和３年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	→									

㉝来訪者用トイレ改修事業【事業主体：佐渡市】

■ **対応する基本施策**　４－２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ **事業の目的**

公衆トイレの洋式化を進め、市民や外国人旅行者のニーズに応じた利便性の向上を図る。

相川公園の公衆トイレ

■ **事業内容**

相川公園内に設置されている公衆トイレの洋式化を実施する。

■ **事業実施に関わる補助事業**

・該当なし

■ **事業期間**

令和２年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
→										

㉞地域振興事業【事業主体：新潟県】

■ 対応する基本施策　４－２．来訪者の快適な散策環境の整備

■ 事業の目的

佐渡地域の振興に向け、人口減少問題への対応、地域資源を活かした産業振興と地域づくり、観光等交流人口の拡大といった重点課題の解消を目的とした事業を実施する。

市内の国・県道の道路標識

様々な種類の防護柵

■ 事業内容

本事業は、平成 29 年度からの継続事業であり、相川においては、佐渡金銀山の世界遺産登録の支援に係る事業を中心に展開している。

特に、世界遺産の構成資産候補地への的確な来訪者誘導が課題となっており、令和４年度の世界遺産登録の目標に合わせ、国・県道の既設道路標識の整備を実施する。また、鉱山エリア内の県道沿いの防護柵について、様々な種類の防護柵が混在していることから、良好な景観形成のため、令和元年度からの３ヵ年計画で、景観配慮型防護柵の整備を行う。

なお、本事業は、本計画期間終了後も、引き続き世界遺産の活用に係る事業のほか、必要に応じ、地域の課題解決に向けた事業を実施していく予定である。

■ 事業実施に関わる補助金等

・該当なし

■ 事業期間

平成 29 年度～

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～

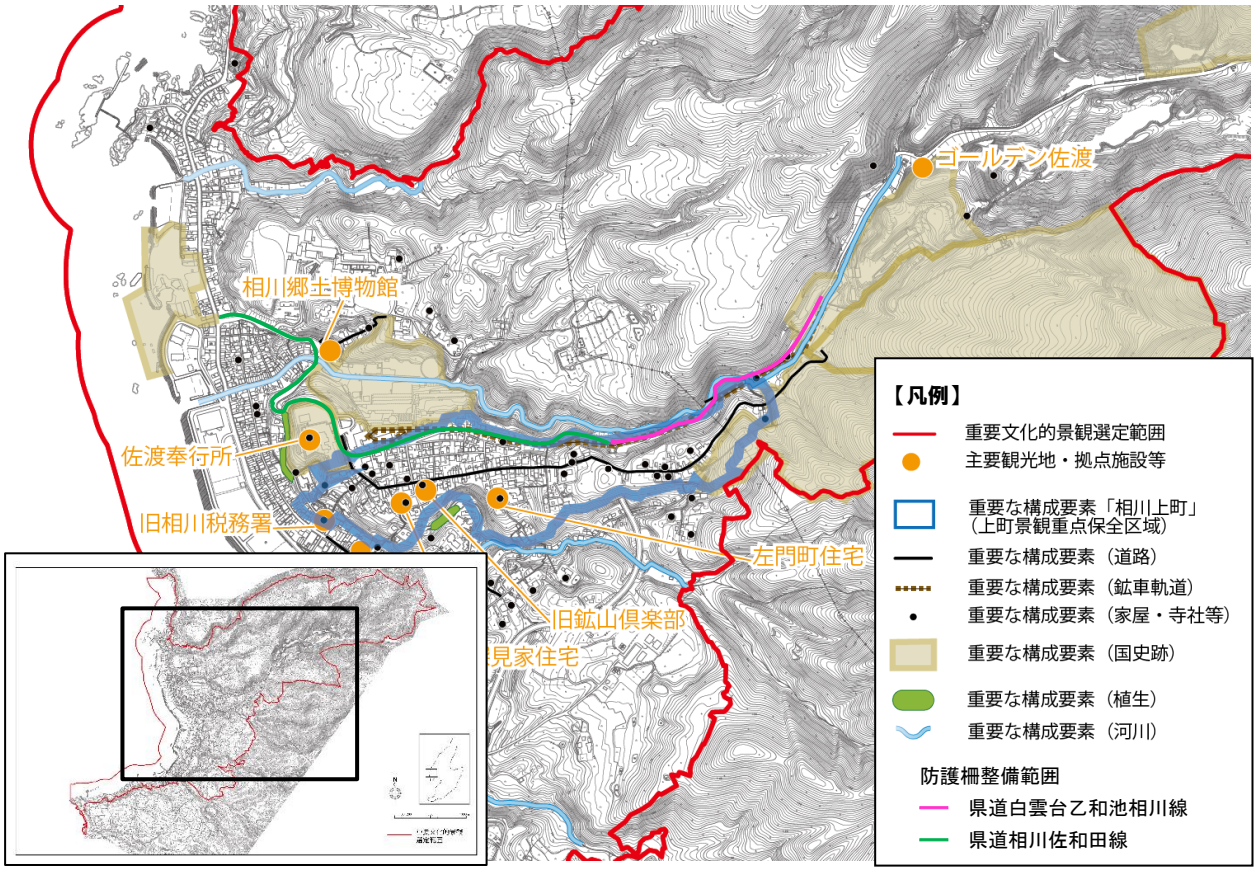

図５-12：県道防護柵整備箇所

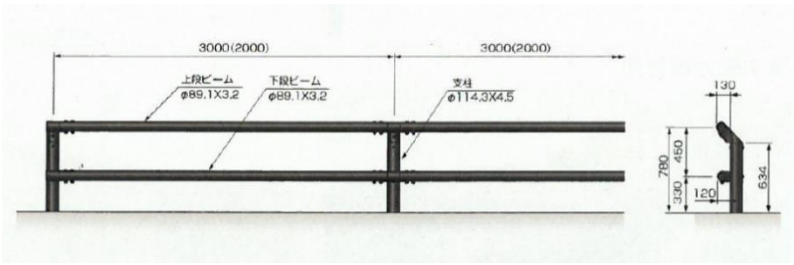

図５-13　景観配慮型防護柵（イメージ）

㉟渋滞緩和対策事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４－３．駐車場の整備

■ 事業の目的

相川地内の散策については、まちあるきを推奨しているが、駐車スペースの確保や狭い道路等の改修が課題となっている。そこで、遊休地を利用した一定規模の駐車場整備や道路改修等を行い、地域住民の生活保護、来訪者の回遊時の安全性の向上及び良好な景観の形成の促進を図る。

町場エリア（上町）の佐渡版画村美術館駐車場

町場エリア（下町）の相川公営駐車場

■ 事業内容

本事業は、令和元年度からの継続事業であり、相川地内の渋滞予測調査を実施し、その調査結果に基づき渋滞緩和策を検討し、必要に応じ新たな駐車場整備や道路改修等を行い、地域住民の生活保護と来訪者の利便性の向上を図る。

なお、駐車場整備や道路改修等にあたっては、重要文化的景観への影響が及ばないよう、文化庁による指導、佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議での意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和元～６年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
調査	実施設計	整備	→	→						

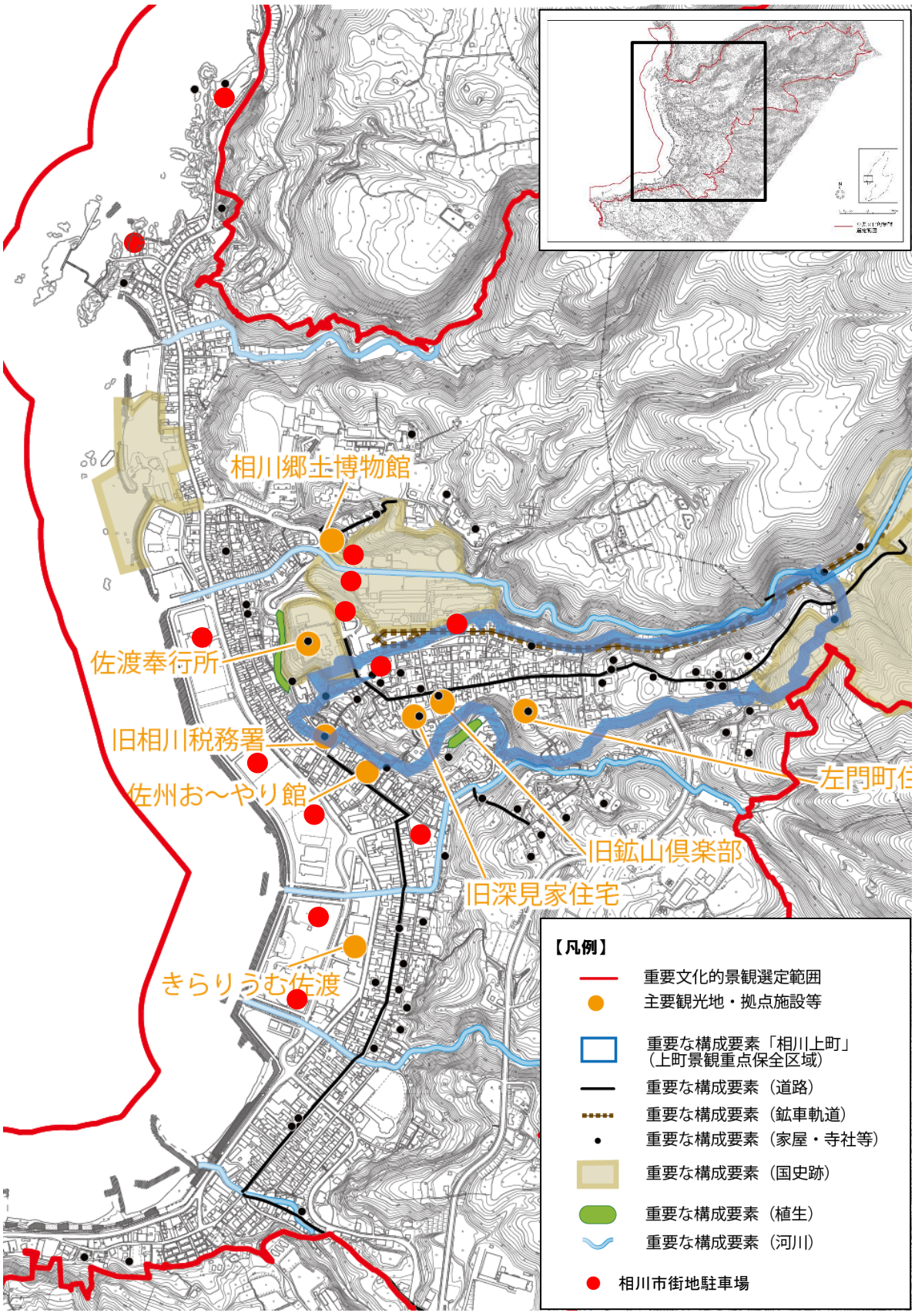

図５-14：相川市街地駐車場位置図

㊱弥十郎駐車場再整備事業【事業主体：佐渡市】

■ 対応する基本施策　４-３．駐車場の整備

■ 事業の目的

相川地内の散策については、まちあるきを推奨しているが、駐車スペースの確保等が課題となっている。特に、町場エリア（上町）においては、現状の弥十郎駐車場が手狭であり、隣接する空き地と合わせて、来訪者が利用しやすい駐車場整備を行う。

弥十郎駐車場現況

弥十郎駐車場内にある益田孝の顕彰碑

■ 事業内容

弥十郎駐車場に隣接する旧新潟県職員住宅跡地を利用して、駐車スペースを増設する。また、駐車場内には、三井物産の創始者である相川出身の実業家益田孝の顕彰碑があり、その移設を含むミニポケットパークや、北沢地区及びその先に広がる相川湾を一望できる眺望スポットの整備等を行い、来訪者の憩いの場としての利用を図る。

なお、駐車場整備にあたっては、周知の埋蔵文化財包蔵地及び隣接する国史跡、重要文化的景観の保存に影響が及ばないよう、これら文化財の取り扱いに係る事前協議を行ったうえで、文化庁及び新潟県による指導・助言及び佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議の意見を踏まえ実施する。

■ 事業実施に関わる補助金等

・社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業）

■ 事業期間

令和３～４年度

実施スケジュール										
短期					中期					長期
R２	R3	R4	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12～
	実施設計	工事								

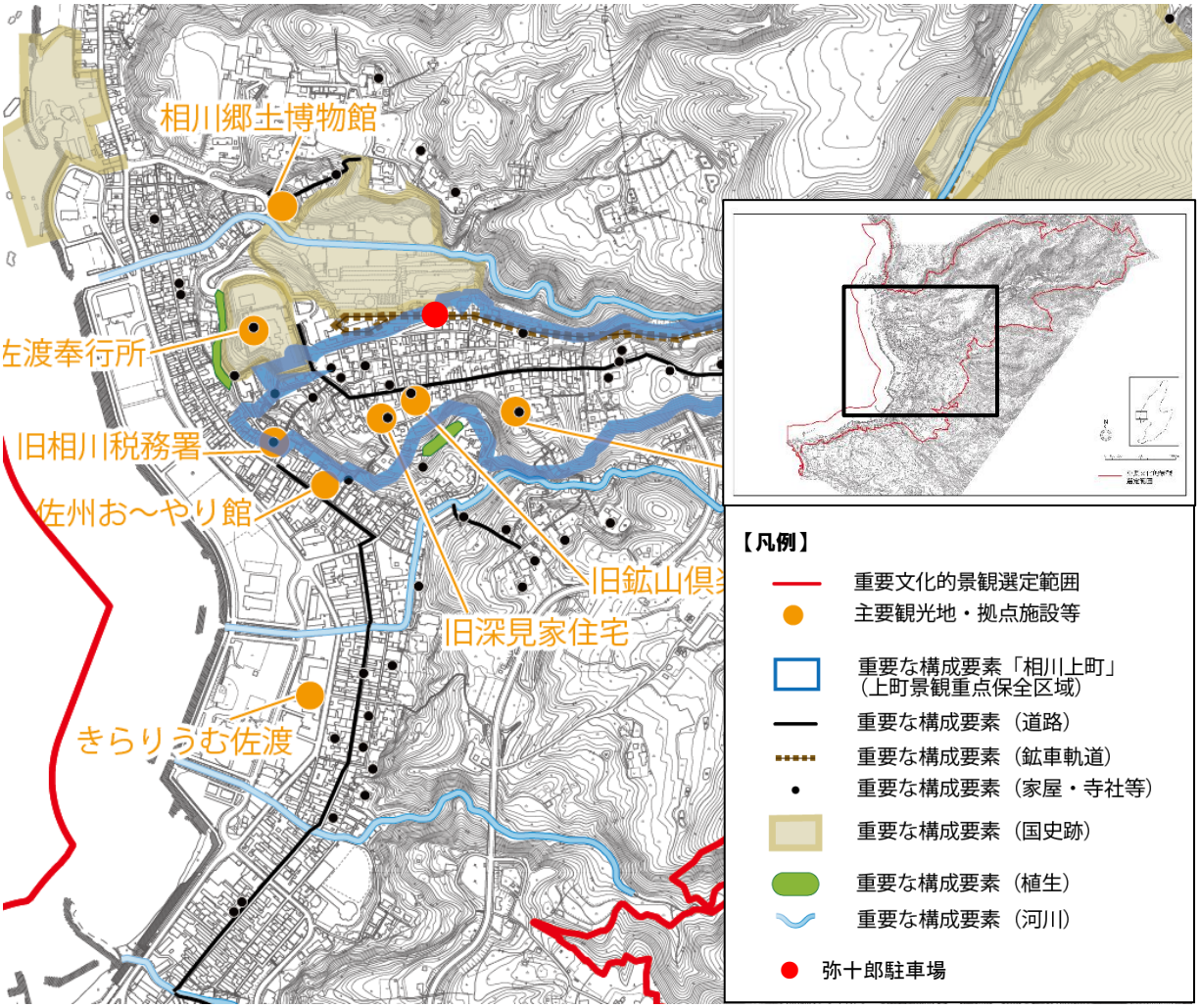

図５-15：弥十郎駐車場及び周辺図

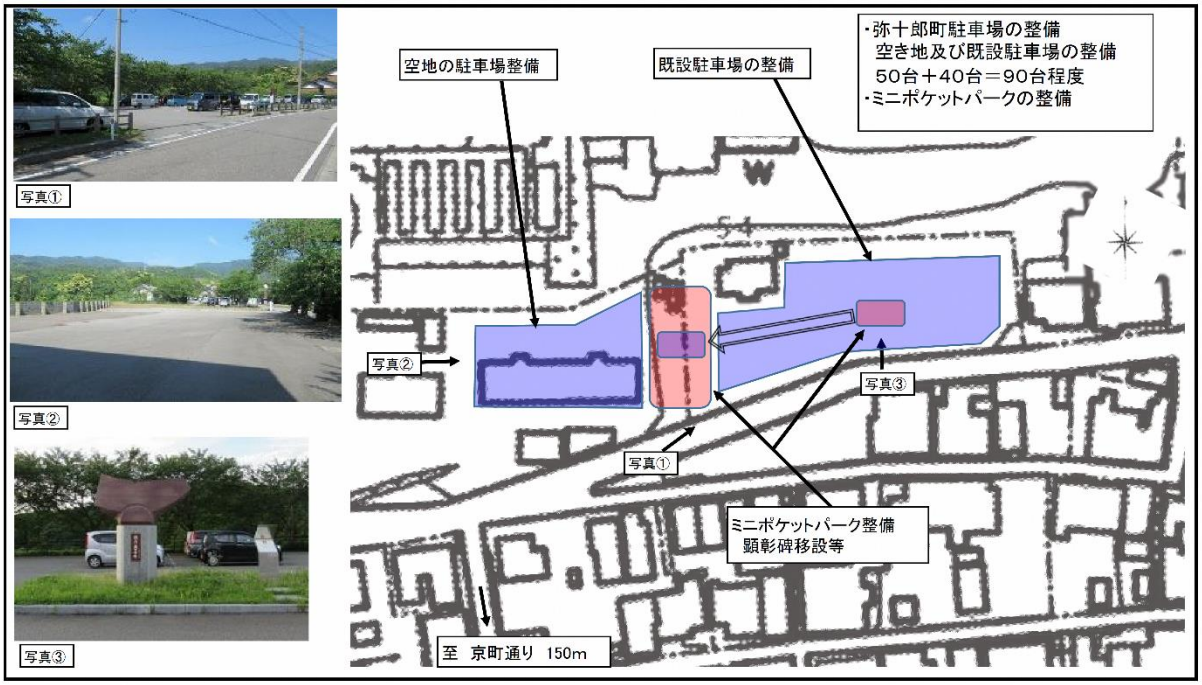

図５-16：弥十郎駐車場再整備計画（案）

第 6 章
事業の推進

第６章　事業の推進

本章では、整備事業を進めていくための体制について定める。

１．事業の推進体制

本計画は、佐渡市世界遺産推進課を中心とする佐渡市の関係部署が、地域住民をはじめ関係機関等と連携、協力しながら推進していくものである。

佐渡市の各事業担当部署は、第４章の基本理念と基本方針、第５章の整備計画等、本計画の内容を踏まえて各種事業を推進していく。世界遺産推進課は、本計画に定める事業の実施にあたり、文化的景観の保存管理、整備活用を総合的に担う部署として、関係部署と密接に連携し、文化的景観の価値を損ねることがないよう、担当部署と事業内容について十分に協議するとともに、その進捗状況を定期的に確認する。

また、文化的景観の保存の観点から、景観に対する影響が大きいと考えられる事業等については、文化庁や新潟県、佐渡市文化的景観専門家等による支援、助言を得ながら進めていくものとする。

各種事業を実施するにあたり、佐渡市は、重要な構成要素の所有者・管理者、選定区域内の地元団体や NPO 法人、住民等との連携、協働を図るものとする。また本計画が目指す、重要文化的景観の整備活用の推進を通じた、重要文化的景観の保全、価値の理解促進、魅力増進と活性化等に関連する地域の取組みに対して、佐渡市は必要な支援に努めるものとする。

なお、その他関連団体や相川への来訪者、市内他地域との協力も重要であることから、様々な関係者の理解や参加を得ていくものとする。

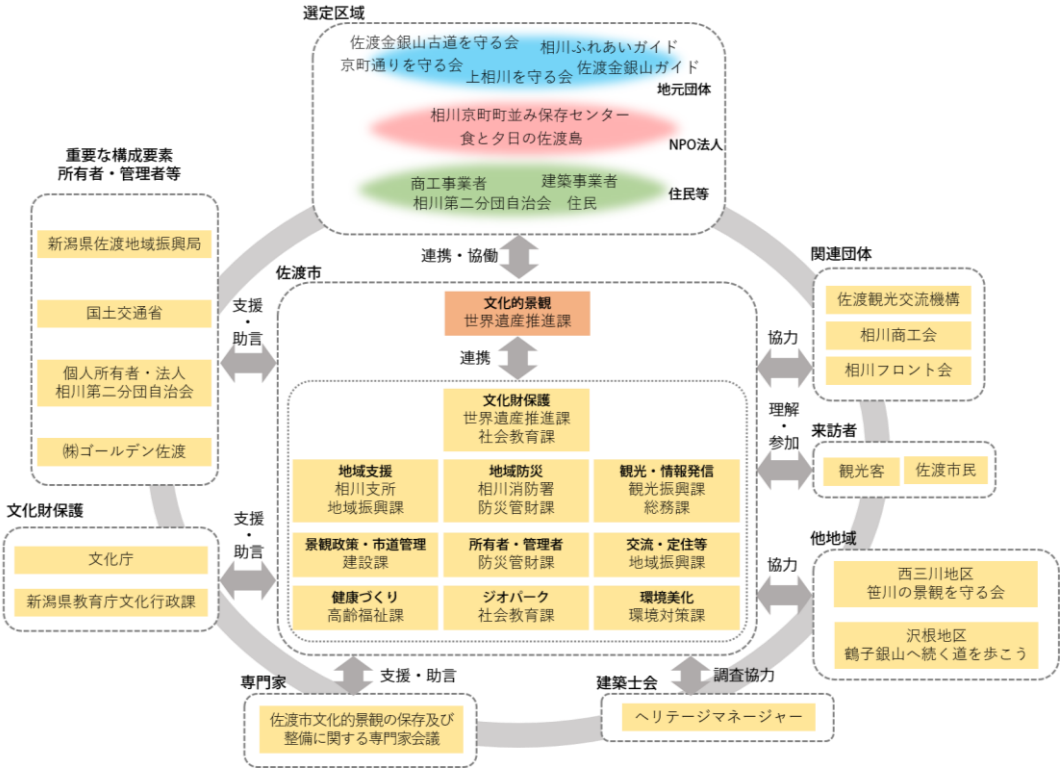

図６－１：事業の推進体制

２．市の支援体制

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観は、市と自治会組織をはじめとする地元団体等との協力体制のもと、住民主体による活動の育成・強化を図るとともに、文化的景観の専門家やヘリテージマネージャー等による技術的支援・人的支援、さらには国県の補助事業等を活用した財政支援に対する輪を広げ、運営体制を確立していくことを目指す。

（１）所管課

佐渡市では、世界遺産推進課が文化財の保存・活用に関する業務全般を所管している。重要文化的景観選定範囲においても、世界遺産推進課が地域との相談窓口及び庁内における文化的景観施策の中核組織となり、景観計画や歴まち計画といった歴史文化関連の諸計画と連動させながら、庁内関係部署、有識者組織、文化庁、新潟県及び地域住民等との連携・協力体制を構築する。

（２）横断的組織及び関連組織

重要文化的景観の保存・活用にあたっては、当該地域におけるインフラ整備、観光、地域振興、商工業などの各種事業を的確に把握し、文化的景観に配慮した整備等が円滑に行われるよう、庁内における横断的な情報の共有が必要である。

佐渡市では、相川の歴史的建造物の保存、町並み整備と防災・防犯、歴史的な活動と拠点施設整備、観光振興と周辺駐車場整備等の方針を定めた歴まち計画を策定しており、その進捗管理や変更等の連絡、調整、協議等を行う「佐渡市歴史的風致維持向上協議会」と連携しながら、本計画と連動する事業について、担当部署と文化的景観の保存への影響に係る事前協議行ったうえで整備を進めることとする。

また、佐渡金銀山を未来へ引継ぎ、活用を図っていくことを目的に「『佐渡金銀山』保存・活用行動計画」が策定されている。この中で、本計画に記載されている重要な構成要素等の保存・活用、伝統文化・地場産業の振興、魅力の情報発信、来訪者の受入れ態勢整備等の事業も計画されており、その進捗状況を点検、評価するために、関連する国・県・市及び民間団体によって組織される「『佐渡金銀山』保存・活用行動計画推進会議」においても、必要に応じ、関係機関との連携を図ることとする。

（３）有識者組織

有識者組織である「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議」は、今後も継続し、保存計画の見直しや重要な構成要素の追加選定、文化的景観の定期的な状況確認や範囲内における各種事業の実施内容等について、意見を求めることとする。

また、文化的景観の保存・活用には、範囲内で行われる各種事業主体との連携が不可欠であるため、専門家会議においては、必要に応じ、国や県等の諸機関をはじめとする各種事業主体を交えた連絡調整や意見交換等を行う場としても位置付けることとする。

３．整備計画実施に関わる補助事業等

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の整備実施に関わる補助事業等は、以下のとおりである。また、巻末資料に、該当する補助要綱等の抜粋資料を掲載する。

（１）重要な構成要素の修理・有効活用に関する補助事業

１）国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

ア．文化的景観保護推進事業費補助金【事業№③⑥⑬】

文化財保護法第 134 条第１項、第２項の規定により選定された重要文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が地方公共団体へ補助する事業であり、このうち整備事業については、地方公共団体が自ら行う事業（直接補助事業）と、所有者等が行う事業に対し地方公共団体が経費を補助する事業（間接補助事業）がある。

なお、間接補助事業については、地方公共団体が補助率や補助額の上限等を定めた補助金条例や要綱等を定めて所有者等に補助金を交付することが前提となっており、佐渡市では平成 28 年４月より「佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱」を定め、重要文化的景観の重要な構成要素の所有者等へ、外観の修理及び修景に係る補助金を交付している。

上記要綱では、個人家屋、寺社、植生、集落など、46 件の重要な構成要素が本事業対象となっている。

表６－１：文化的景観保護推進事業費補助金

事業主体	佐渡市（世界遺産推進課）
補助金交付者	国（文化庁）
補助対象事業	１．事前調査、整備計画立案 ２．標識、説明板、境界等の設置及び改修工事 ３．防災、便益管理施設の設置等の工事 ４．重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額

表６－２：佐渡市重要文化的景観整備事業補助金

事業主体	重要文化的景観の重要な構成要素の所有者及び管理者等
補助金交付者	佐渡市（世界遺産推進課）
補助対象事業	重要文化的景観の構成要素となる物件の外観修理及び修景
補助率	１．指定物件（重要な構成要素のうち、単独で選定された個人家屋） 補助対象経費の 10 分の９以内の額（上限 9,000 千円） ２．指定外物件（指定物件以外の重要な構成要素） 補助対象経費の 10 分の７以内の額（上限 7,000 千円）

イ．歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費補助金【事業№①②⑤】

国が、文化財保護法第 109 条第１項、第２項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等に補助する事業である。

本計画範囲内では、「佐渡金銀山遺跡（宗太夫間歩、南沢疎水道、佐渡奉行所跡、大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔、鐘楼、御料局佐渡支庁跡、道遊の割戸、吹上海岸石切場跡、近代遺跡、上相川地区、上寺町地区、相川金銀山跡、大間地区)」が国史跡に指定されており、本事業対象となっている。

表６−３：歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費補助金

事業主体	佐渡市（世界遺産推進課・社会教育課）
補助金交付者	国（文化庁）
補助対象事業	１．復旧（保存修理） ２．環境整備（標識・説明板の設置、給排水施設改修、便益施設工事等） ３．活用施設（歴史的建造物の復元、体験・活用等施設設置等） ４．防災対策（警報・消火・避雷・防犯設備等の設置、耐震対策等） ５．災害復旧 ６．上記工事等の実施に必要な措置（調査、計画策定、設計監理等）
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額

ウ．重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費補助金【事業№④】

国が、文化財保護法第 27 条第１項、第２項の規定により指定された重要文化財の管理又は修理及び重要文化財の公開活用を図ることを目的として交付する補助金である。

本計画範囲内では、「旧佐渡鉱山採鉱施設」、「松榮家住宅」が国重要文化財に指定されており、本事業対象となっている。

表６−４：重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費補助金

事業主体	佐渡市（世界遺産推進課）
補助金交付者	国（文化庁）
補助対象事業	１．修理事業 ２．管理事業（警報・消火・防犯設備等の設置、耐震対策等） ３．公開活用事業（保存活用計画策定、公開活用施設の整備等）
補助率	補助対象経費の 65%以内の額 ※通常の交付率は 50%であるが、当市は過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であるため、交付率が上乗せされる。

２）新潟県世界遺産登録推進事業補助金【事業№①②③④⑤⑥⑬】

新潟県が、佐渡金銀山の世界遺産登録を推進するため、佐渡市内に所在する文化財の調査、保存修理、整備・活用、その他世界遺産登録に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金である。

本計画範囲内では、重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」のほか、国史跡「佐渡金銀山遺跡」、重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、同「松榮家住宅」、県史跡「相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓」が本事業対象となっている。

表６－５：新潟県世界遺産登録推進事業

事業主体	佐渡市
補助金交付者	新潟県（教育庁文化行政課世界遺産登録推進室）
補助対象事業	保存整備事業 国史跡・建造物及び県指定文化財の保存修理、防災施設設置、整備活用、保存管理施設設置等
補助率	当該事業に要する経費の２分の１以内の額 ※国庫補助事業の交付対象となった事業については、補助残額の２分の１以内の額

（２）まちづくりに関する補助事業等

社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

【事業№⑩⑬⑭⑯⑰⑱㉑㉔㉛㉜㉟㊱】

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている交付金である。都市再生特別措置法第 46 条第１項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、同計画に基づき実施される事業等の費用に充当するため、平成 16 年度に「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付けられている。

佐渡市では、平成 30 年度より歴まち計画の策定を進めており、佐渡を代表する歴史的文化資源のひとつである佐渡金銀山に関連する遺跡、建造物、祭礼、工芸技術、郷土芸能等が色濃く残っている相川地区を重点区域に設定している。同計画の計画期間は令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間を予定しており、このうち、駐車場、道路、防犯灯、拠点施設整備といったハード事業４件及び、観光グッズ開発、インバウンド対策、自主防災組織育成、空き家対策といったソフト事業６件について、本計画にも含まれており、本交付金を活用してのまちづくりを計画している。

表６−６：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

事業主体	佐渡市（建設課、世界遺産推進課、観光振興課、地域振興課）
交付金交付者	国（国土交通省）
交付対象事業	・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、 地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等 ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ・市町村の提案に基づく事業 ・各種調査や社会実験等のソフト事業
交付率	補助対象経費の 45%（上限） ※通常の交付率は 40%が上限であるが、当市においては、歴史的風致維持向上計画の策定により交付率が上乗せされる

（３）地域資源の継承や地域コミュニティ醸成に関する補助事業等

１）文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創生事業）

【事業№⑧】

国際文化芸術発信拠点の形成を図る事業の一環として、佐渡固有の伝統文化資源を活用したコンテンツの充実を図り、魅力ある観光地域づくりを推進するため、団体等が観光客の誘致を目的として開催する佐渡の伝統文化資源を活用したイベントに要する経費を支援する。

本計画範囲内では、春日神社薪能、金山桜並木ライトアップ、宵乃舞～京町音頭流し～を本事業対象とする。

表６−７：文化資源活用事業費補助金

事業主体	アースセレブレーション実行委員会
補助金交付者	国（国土交通省）
補助対象事業	地域の文化力を生かして国外から誘客し、一定期間開催する観光インバウンドの拡充につながる芸術祭等の文化芸術事業
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額

２）佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金【事業№⑨】

コミュニティ活動を促進する事業に対して活動費の一部を支援し、個性豊かで活力ある地域づくりを推進する。

本計画範囲内では、鉱山祭が本事業対象となっている。

表６－８：佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金

事業主体	市民が主体となって組織する団体（自治会、集落、NPO 法人、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会など）
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	１．コミュニティ活動促進事業 地域の個性及び自主性を活かし、地域課題の解決や交流を深める活動 ２．地域のまつり活性化事業 地域資源を活かし、賑わいの創出による地域活性化イベントの開催
補助率	１．コミュニティ活動促進事業 補助対象経費の４分の３以内の額（上限 500 千円、下限 50 千円） ２．地域のまつり活性化事業 補助対象経費の２分の１以内の額（上限 5,000 千円、下限 50 千円）

３）佐渡市地域活動団体等交流事業補助金【事業№⑨】

佐渡市の市民団体が、市の友好都市等との交流事業を積極的に行うことで、友好関係の発展に寄与するため、友好都市等交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内では、祭り行事に合わせ、友好都市等からの使節団を受入れ、相互交流を図っている。

表６－９：佐渡市地域活動団体等交流事業補助金

事業主体	市内在住者など 15 人以上で構成され、市内を中心に１年以上活動している団体
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	小中学生が友好都市等の児童生徒との交流事業をとおして相互理解を深めることを目的に実施する交流事業
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（上限 150 千円）

４）佐渡市雇用機会拡充事業補助金【事業№⑫】

特定有人国境離島地域である佐渡市における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部について予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内における新規創業者、事業拡大予定者及び地場産品の販路拡大を目的とする島外での創業者が本事業対象となる。

表６-10：佐渡市雇用機会拡充事業補助金

事業主体	１．市内において創業する者 ２．市内に事業所を有し、事業拡大を行う者 ３．市内の産品・サービス等の販売するために、市外で創業する者
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	１．創業（個人開業、会社等の設立、事業継承） ２．事業拡大（生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上） ３．設備投資を伴わない事業拡大
補助率	補助対象経費の４分の３以内の額 １．創業（上限 4,500 千円） ２．事業拡大（上限 12,000 千円） ３．設備投資を伴わない事業拡大（上限 9,000 千円）

５）佐渡市地方産業育成資金融資事業【事業№⑫】

佐渡市内中小商工業者等の育成振興を図るため、金融機関に預託し、低金利で資金の貸し付けを行う制度。

本計画範囲内の中小企業者やＮＰＯ法人等が本事業対象となる。

表６-11：佐渡市地方産業育成資金融資事業

事業主体	市内に住所又は事業所を有している中小企業者や NPO 法人等
融資者	金融機関
貸付内容	１．運転資金融資 ２．設備資金融資
貸付限度額等	１．貸付限度額 10,000 千円（貸付期間５年以内、年利 1.7～2.2%） ２．貸付限度額 10,000 千円（貸付期間７年以内、年利 1.7～2.2%）

６）佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業補助金【事業№⑫】

佐渡市内で創業又は第二創業を目指す者、六次産業化又は農商工連携に取り組もうとする者及び市内中小企業者で設備投資をする者がその目的で融資を受ける際、予算の範囲内で借入必要額に対する利子相当額の全額又は半額を助成し、融資に対する負担の軽減を図ることで、創業、第二創業、六次産業化、農商工連携及び設備投資による事業拡大等を促し、もって、元気な産業の創出及び育成を目的とする。

本計画範囲内においては、新規創業者、第二創業者及び設備投資を計画している既存事業者等が、本事業対象となる。

表６-12：佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業補助金

事業主体	１．市内で創業、第二創業、六次産業化、農商工連携に取り組む者 ２．市内で事業を営んでいる者
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	１．運転資金・設備資金 ２．設備資金
補助率	１．利子相当額の 100％（運転・設備資金の合計 10,000 千円以内） ２．利子相当額の 50％（設備資金 10,000 円以内）

７）佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金【事業№⑫】

廃業が進む商店街に新しい視点で魅力を向上させることで廃業を防止し、地域の活力を再生するために、既存の建物を利用して新規に開業する者や商店を営業しており、継続して営業する意思のある者が実施する店舗の内外装工事等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内においては、既存建物を利用しての新規開業者及び事業継続予定者が本事業対象となる。

表６-13：佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金

事業主体	１．既存建物を活用して開業する者 ２．商店を継続して営業する意思のある者
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	１．新規開業（改装費） ２．事業継続（リフォーム・リノベーション）
補助率	１．補助対象経費の２分の１以内の額（上限 500 千円、下限 50 千円） ２．補助対象経費の２分の１以内の額 （上限 300～500 千円、下限 50 千円）

８）佐渡市町並み景観整備支援事業補助金【事業№⑭】

佐渡市が、市内の歴史的な町並み景観の保存を目的に歴史的建造物の修復を支援するため、その修復に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金である。

本計画範囲内では、平成 20 年度新潟県「知の財産」活用事業の報告書に歴史的建造物として記載のある 774 件の建造物が本事業対象となっている。

表６-14：佐渡市町並み景観整備支援事業補助金

事業主体	まちづくり、町並み保存並びに歴史的建造物の修復及び活用を目的とする法人若しくは団体又は個人
補助金交付者	佐渡市（世界遺産推進課）
補助対象事業	歴史的建造物の内部改装及び外観修復
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（上限 1,000 千円、下限 50 千円）

９）佐渡市空き家改修費等補助事業補助金【事業№⑮】

空き家の有効活用を図り、佐渡市への定住を促進するため、空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲においては、佐渡市空き家情報システム登録物件が本事業の対象となっている。

表６-15：佐渡市空き家改修費等補助事業補助金

事業主体	市内に住所を有していない者、市外に２年以上居住し市内へ住所を移して１年以内の者、東日本大震災の避難者で５年以上市内に居住する者
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	１．佐渡市空き家情報システム登録物件の修繕、清掃、設備改善等 ２．居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬、処分
補助率	１．空き家改修 補助対象経費の２分の１以内の額（上限 500 千円、下限 50 千円） ※申請夫婦の合計年齢 80 歳未満又はひとり親家庭世帯の場合、中学生以下の子供１人につき 100 千円を加算 ２．不要物の撤去 補助対象経費の２分の１以内の額（上限 200 千円、下限 50 千円）

10）佐渡市空き家取得仲介手数料補助事業補助金【事業№⑮】

佐渡市への若者世帯の定住促進を図るため、市内空き家の売買契約に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲においては、佐渡市空き家情報システム登録物件が本事業の対象となっている。

表６-16：佐渡市空き家取得仲介手数料補助事業補助金

事業主体	１．満年齢の合計が 80 歳未満である夫婦世帯、満年齢が 40 歳未満の単身者又は中学生以下の子供がいるひとり親世帯 ２．現に市内に住所を有していないもの又は市内に住所を有して１年以内の者 ３．市外に２年以上居住している者 ４．補助事業の完了の日から５年以上、佐渡市内に住む意思のある者
補助金交付者	佐渡市（地域振興課）
補助対象事業	佐渡市空き家情報システム登録物件の購入に係る仲介手数料
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（上限 100 千円、下限 50 千円）

（４）生活インフラの充実に関する補助事業等

１）空き家対策総合支援事業補助金【事業№⑲】

空き家対策総合実施計画に基づき実施する空き家の活用や除去などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対し、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。

本支援事業の実施にあたっては、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」に基づく「空き家再生等推進事業」として、「住宅地区改良事業等補助金交付要綱」に即して、国から地方公共団体に補助金が交付される。

本計画範囲内においては、佐渡市空家等対策計画に基づく管理不全な空家等の除却が本事業対象となる。

表６-17：空き家対策総合支援事業交付金

事業主体	佐渡市（環境対策課） ※空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定し、「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある地方公共団体等
補助金交付者	国（国土交通省）
補助対象事業	１．空き家の活用 ２．空き家の除去
補助率	１．補助対象経費の２分の１以内の額 ２．補助対象経費の５分の２以内の額（上限あり）

２）佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金【事業№⑲】

危険な家屋の解体、撤去及び処分を行う所有者等を支援することで、日常生活における市民の安心と安全を確保し、管理不全空家を減少させ、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険家屋の解体、撤去及び処分に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内においては、佐渡市空家等対策計画に基づく管理不全な空家等の除却が本事業対象となる。

表６-18：佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金

事業主体	危険廃屋の所有者及び相続人又は所有者等から委任を受けた者
補助金交付者	佐渡市（環境対策課）
補助対象事業	老朽危険廃屋の解体、廃材等の収集運搬費及び処分費等
補助率	・木造建築物－補助対象経費の２分の１以内の額（上限 800 千円） ・非木造建築物－補助対象経費の５分の４以内の額（上限 4,000 千円）

３）佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金【事業№⑲】

危険な家屋に対し必要な安全対策を行う所有者等の支援を行うことで、管理不全な空家を防止・解消し、日常生活における市民の安心と安全を確保するため、事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内においては、佐渡市空家等対策計画に基づく管理不全な空家等の安全対策が本事業対象となる。

表６-19：佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金

事業主体	危険空家の所有者及び所有者から委任を受けた事業者及び行政区
補助金交付者	佐渡市（環境対策課）
補助対象事業	危険空家の必要最小限の安全対策工事
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（上限 300 千円） ※行政区又は生活困窮者は補助対象経費の５分の４以内の額

（５）防災に関する補助事業等

１）消防防災施設整備費補助金【事業№⑳】

国が、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的に交付する補助金である。

本計画範囲内においては、耐震性貯水槽の設置が本事業対象となっている。

表６-20：消防防災施設整備費補助金

事業主体	佐渡市（消防本部）
補助金交付者	国（消防庁）
補助対象事業	耐震性貯水槽の整備等
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額

２）佐渡市自主防災組織育成事業補助金【事業№㉒】

佐渡市内の地域防災力の向上のため自主防災組織が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

本計画範囲内においては、一部の地域を除き、ほぼ全域に結成されている自主防災組織が本事業対象となる。

表６-21：佐渡市自主防災組織育成事業補助金

事業主体	自主防災組織
補助金交付者	佐渡市（防災管財課）
補助対象事業	防災活動時に使用する資機材購入費の補助
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（上限 100 千円）

３）佐渡市自主防災訓練奨励金交付事業【事業№㉒】

自主防災組織が自主的に実施する訓練活動に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、組織の活性化及び防災意識の高揚に寄与することを目的とする。

本計画範囲内においては、一部の地域を除き、ほぼ全域に結成されている自主防災組織が本事業対象となる。

表６-22：佐渡市自主防災訓練奨励金交付事業

事業主体	自主防災組織
奨励金交付者	佐渡市（防災管財課）
交付対象事業	避難訓練、炊き出し訓練、防災資機材取扱訓練への奨励金の交付
奨励金の額	５千円～50 千円（１組織につき年１回、訓練参加人数により変動）

４）佐渡市地域防災リーダー育成事業補助金【事業№㉒】

地域における防災力向上の担い手となる地域防災リーダーを養成するため、防災士の資格に取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付する。

本計画範囲内の居住者及び自主防災組織からの推薦者が本事業対象となる。

表６-23：佐渡市地域防災リーダー育成事業補助金

事業主体	市内に住所を有する者、自主防災組織等から推薦を受けた者
補助金交付者	佐渡市（防災管財課）
補助対象事業	防災士研修講座受講料、同資格取得試験受験料、同認証登録料の補助
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額（１人につき上限額 30 千円）

（６）来訪者の受け入れに関する事業

１）地方創生推進交付金【事業№㉗】

地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国が交付金を交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。

本計画範囲においては、インバウンド向けのパンフレット作成を本事業対象とする。

表６-24：地方創生推進交付金

事業主体	佐渡市（観光振興課）
交付金交付者	国（内閣府）
交付対象事業	まちづくり コンパクトシティ、まちの賑わい創出、商店街活性化等の事業
交付率	補助対象経費の２分の１以内の額

２）文化財多言語解説整備事業費補助金【事業№㉙】

訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財を活かして先進的・高次元的な多言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。

本計画範囲内においては、佐渡奉行所等の文化施設への映像体験設備の導入が本事業対象となる。

表６-25：文化財多言語解説整備事業費補助金

事業主体	佐渡市（社会教育課）
交付金交付者	国（文化庁）
補助対象事業	訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上に資する、先進的・高次元的な多言語解説にかかるコンテンツ制作事業
補助率	補助対象経費の３分の１以内の額 ※事業対象の国指定文化財数や実施する地方公共団体の財政指数等により、補助率の加算あり

３）離島活性化交付金【事業№㉚】

平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。

本計画範囲においては、北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業を本事業対象とする。

表６-26：離島活性化交付金

事業主体	佐渡市（観光振興課）
交付金交付者	国（国土交通省）
補助対象事業	「交流促進」事業 利用における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり等
補助率	補助対象経費の２分の１以内の額

巻末資料

巻末資料

１．整備計画策定に関わる住民ワークショップ等の経過

第１章で掲載した各会の住民が参加したワークショップの概要は以下のとおりである。

（１）相川第二分団　防災に係る住民ワークショップ

日　　時：令和元年 10 月 26 日

会　　場：相川ふれあい集会所

出 席 者：第二分団役員４名、自主防災組織班長２名、第二分団役員推薦者２名、
新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室２名
佐渡市防災管財課１名、佐渡市相川消防署２名、佐渡市相川支所地域支援係１名
事務局７名

内　　容：説　　明－「災害から身を守る　自主防災組織の活動事例」（佐渡市防災管財課）
「火災事例から考える防火・初期消火について」（佐渡市相川消防署）
グループワーク－防災・消火について心配なことや課題、課題の解消に向けた取組みについて

主な意見：

- 避難場所と避難経路を検討し、住民に周知することが必要。
- 避難時に支援の必要な高齢者や心身障害者を把握し、避難誘導の方法を検討することが必要である。
- 消火栓や消火器等、初期消火に使える設備の位置や使い方を把握することが必要である。
- 非常時の動きの確認や、住民の防災意識の向上のため、防災訓練を実施すべきである。
- 火災報知器の設置率が低いため、設置状況を把握し、設置を呼びかけるべきである。
- 空き家からの出火が懸念されるため、行政と住民で情報を共有しながら空き家の情報を把握してはどうか。

（２）相川第二分団　今後の地域防災についての住民意見交換会

日　　時：令和元年 12 月 21 日
会　　場：相川ふれあい集会所
出 席 者：第二分団役員４名、自主防災組織班長３名、
相川第二分団推薦者１名、
新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室
１名、
佐渡市相川消防署２名、事務局３名
内　　容：意見交換－10 月の住民ワークショップで出た
課題解決に向けた今後の取組み

主な意見：①自主防災組織の体制の見直しについて

・平成 21 年から組織体制が変わっていないため、メンバーの見直しを進めている。メンバーを交代したい人は後任の人を考えておいてもらいたい。

②避難場所・避難経路の検討について

・災害の種類や発生場所は様々であるため、避難場所や避難経路は一つだけ決めるのではなく、災害に応じて柔軟に検討することが必要である。
・町域が広い町もあるので、町単位ではなく、さらに細かい単位で住民を分けて、避難場所等を検討してはどうか。

③高齢者・身体不自由者の把握と避難誘導方法の検討

・避難時要支援者リストをもとに、自主防災組織の班ごとに適宜情報を追加して独自のリストを作成するべきである。

④初期消火における消火器や消火栓等の配置位置の把握

・住民が初期消火で消火栓を使うことは難しいが、位置を把握しておくことで円滑な消火活動の助けになるので、位置の把握は重要である。
・初期消火に使える設備として、消火器を屋外や班長の家等に配置してはどうか。

⑤消防機器取扱い講習会や防災訓練等の実施

・毎年交互に防災訓練と消防機器取扱い講習を実施したい。

⑥火災報知器設置の呼びかけと鳴った際の対応ルールの検討

・要支援者の把握と併せて火災報知器の設置状況を確認するべきである。

⑦空き家情報の把握と日頃の点検・巡回

・1 年に数回帰宅するが、それ以外は家主がいない状態の家について、家主が不在の間の管理について家主と相談する必要がある。

（３）文化財防火デー訓練の反省会

※写真は防火訓練時の様子

日　　時：令和２年１月 26 日
会　　場：相川ふれあい集会所
出 席 者：第二分団役員 19 名
　　新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室１名、
　　佐渡市相川消防署２名、事務局５名
内　　容：意見交換－文化財防災デー訓練の反省点、今後の課題等について
主な意見：
・消火器だけでなく、消火栓やホースを地域の人が使えるようになることも重要ではないか。
・火災発生時に住民がどこに逃げればよいのか、決めておく必要がある。
・10 年前の自主防災組織結成時に決めた避難等に関する取り決めの見直しも検討すべき。また、住民に十分に周知することも重要。

２．関連する補助要綱等

○文化的景観保護推進事業国庫補助要項（抜粋）

平成１７年４月１日文化庁長官決定
平成３１年４月１日改正

１．趣旨

この要項は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

３．補助対象事業

補助対象となる事業は、文化的景観の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、次の事業のうち、（３）については、重要文化的景観を対象として、地方公共団体が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し地方公共団体が経費を補助する事業とする。

（１）調査事業

ア　歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査に関する事業

（２）保存計画策定事業

ア　測量、図化に関する事業

イ　重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定

ウ　重要文化的景観の保存計画の見直し

（３）整備事業

ア　事前調査、整備計画立案

イ　標識、説明板、境界等の設置及び改修工事

ウ　防災、便益管理施設の設置等の工事

エ　重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

（４）普及・啓発事業

ア　上記（１）～（３）の事業に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ　上記（１）～（３）の事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

４．補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

（１）主たる事業費

ア　調査経費

イ　保存計画策定経費

ウ　標識・防災施設設備等設置及び改修工事経費

エ　復旧修理及び修景等工事経費

オ　普及・啓発事業実施経費

カ　設計料及び監理料

キ　その他工事経費

ク　間接事業経費

（２）その他の経費

ア　事務経費

５．補助金の額

補助金の額は、原則として補助対象経費の２分の１とする。

（１）当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在するものである場合にあっては、補助対象経費の５分の４とする。

（２）当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（３）当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

○佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 75 号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市の重要文化的景観を保存するため、重要文化的景観の重要な構成要素の修理及び修景等工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　補助事業　補助金の交付対象となる重要文化的景観整備事業をいう。

(2)　補助事業者　補助事業を実施する者（重要文化的景観の選定区域における物件の所有者及び管理者又は重要文化的景観の保存を目的とする非営利団体等）をいう。

(3)　重要文化的景観　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第１項に規定する重要文化的景観をいう。

(4)　重要な構成要素　重要文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態、意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術、素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいう。

(5)　指定物件　別表第１に定める重要文化的景観の重要な構成要素をいう。

(6)　指定外物件　別表第２に定める重要な構成要素をいう。

（補助対象経費等）

第４条　補助事業の対象となる経費及び補助金の額は、別表第３に定めるとおりとする。

（申請者の要件）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1)　補助事業を適正かつ確実に実施できること。

(2)　申請者及び補助対象となる物件の所有者が市税等を滞納していないこと。

(3)　過去にこの補助金又はこの補助金に類似する補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去の補助事業で行った修理と異なる修理箇所及び災害復旧の場合は、補助金の交付を受けることができる。

(4)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当しない者であること。

(5)　別表第４の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(6)　補助事業の実施後、10 年以上の居住の意思又は活用の計画があるもの。

別表第１（第２条関係）

指定物件

「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画書」に記載される重要な構成要素のうち、単独で選定された個人家屋 ・重要な構成要素 No.31～37、41、42、44～51、80

別表第２（第２条関係）

指定外物件

「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観保存計画書」に記載される重要な構成要素のうち、国及び地方公共団体が所有し、又は管理する道路、河川等を除いたもの ・重要な構成要素 No.5～9、11、13～17 「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画書」に記載される指定物件以外の重要な構成要素のうち、国及び地方公共団体が所有し、又は管理する道路、河川等を除いたもの ・重要な構成要素 No.15、30、53～78

別表第３（第４条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
指定物件の外観修理及び修景	1　外部工事 屋根瓦葺き替え、屋根下地、下屋、庇屋根瓦葺き替え、下屋・庇下地、下見板・羽目板張り、外壁下地、雨樋等 2　構造耐力上必要な工事 基礎、壁、柱、土台、斜材、横架材等の補強工事	事業費の 10 分の 9 に相当する額以内で、9,000,000 円を上限とする。（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
指定外物件の外観修理及び修景		事業費の 10 分の 7 に相当する額以内で、7,000,000 円を上限とする。（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
備考　上記の表に定める補助金の額にかかわらず、事業の規模、緊急性及び技術性の観点から、佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議での審議を経て、文化庁との協議により必要と認められた物件については、上限を超え補助することができるものとする。		

○歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（抜粋）

平成２７年 ４月 １日文 化 庁 長 官 決 定
平成３０年 ４月 １日改 正

１．趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）第１０９条第１項、第２項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第１１８条、法第１２０条及び法第１７２条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第１３２条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

（１）史跡等総合活用整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第１１３条及び法第１７２条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

（２）登録記念物活用整備事業

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第１３３条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

（３）歴史の道活用整備事業

地方公共団体とする。

（４）（１）～（３）の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

（１）～（３）の補助事業者とする。

３．補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物又は歴史の道の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

（１）史跡等総合活用整備事業

① 復旧（保存修理）

ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事

ウ 古墳等の盛土、石積等の工事

エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備

ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝

イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事

エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事

オ ア～エで設置した施設等の改修

③ 活用施設

ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備

ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置

エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置

オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置

カ ア～オで設置した施設等の改修

④ 防災対策

ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病害虫の防除等の措置

イ 史跡等の重要な構成要素をなす地形等について行う土砂災害の防止等の措置

ウ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等

⑤ 災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置

ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量

イ 整備基本計画の策定

ウ 工事実施のための設計監理

エ 活用整備事業に係る工事報告書の作成

（4）（1）～（3）の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業

4．補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、総事業費から修理が完了する翌年から５ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする（防災対策及び災害復旧を除く）。

（1）主たる事業費

ア 復旧、修理及び整備工事経費

イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費

ウ 環境整備工事経費

エ 防災設備等工事経費

オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費

カ 広報・資料作成及び配信等に要する経費

キ 体験学習会等に要する経費

（２）その他の経費

ア 工事報告書印刷経費

イ 事務経費

５．補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の５０％とする。

（１）補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の７０％とする。

（２）当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80％とする。

（３）当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（４）当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

○重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（抜粋）

昭和54年５月１日文化庁長官裁定
平成30年４月１日改正

１．趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）第３５条第１項、第１７２条第５項及び第１７４条第３項の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理（別に定めるものを除く。）に要する経費、及び重要文化財の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第３２条の２若しくは法第１７２条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、３．（１）ウ（ア）から（ウ）については、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）、３．（１）ウ（エ）については、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可とする。

３．補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。

（１）建造物

ア 修理事業

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

（イ）災害復旧工事

イ 管理事業

（ア）警報設備、消火設備、避雷設備、防盗、防犯設備、避難設備の設置工事

（イ）火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、 擁壁、排水施設の設置工事

（ウ）鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事

（エ）耐震診断及び耐震対策工事

（オ）災害復旧工事

ウ 公開活用事業

（ア）保存活用計画の策定

（イ）重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内 装を含む。））の整備

（ウ）重要文化建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの） の整備

（エ）重要文化財建造物の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

４．補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、修理事業（災害復旧事業を除く）については、総事業費から修理が完了する翌年から５ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

（１）修理・管理事業

①主たる事業費

ア 建造物

（ア）修理工事経費

（イ）防災工事経費

（ウ）耐震対策工事経費

（エ）その他工事経費

（オ）情報発信経費

（カ）設計料及び監理料

②その他の経費

（ア）工事報告書印刷経費

（イ）事務経費

（２）公開活用事業

①主たる事業費

ア 建造物

（ア） 保存活用計画策定経費

（イ） 建築工事経費、設備工事経費、環境整備費

（ウ） 解説整備事業費

（エ） 設計料及び監理料等

②その他の経費

事務経費

５．補助金の額

（１）補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の５０％とする。ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。なお、美術工芸品の公開活用事業を建造物の公開活用事業と一体で行う場合には、下記にかかわらず、建造物の加算率を適用することができるものとする。

建造物の修理,防災事業,公開活用事業 美術工芸品の防災事業		美術工芸品の修理事業，公開活用事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	５％	0.01以上 0.05未満	５％
0.2以上 0.3未満	１０％	0.05以上 0.2 未満	１０％
0.3以上 0.6未満	１５％	0.2 以上 0.5 未満	１５％
0.6以上 1.5未満	２０％	0.5 以上 1.0 未満	２０％
1.5以上 3.5未満	２５％	1.0以上 2.5 未満	２５％
3.5以上10.0未満	３０％	2.5以上 5.0 未満	３０％
10.0以上	３５％	5.0以上	３５％

$$事業規模指数＝\frac{（補助対象となる総事業費／当該補助事業の施工年度数）}{当該補助事業者の財政規模}$$

（ア）当該補助事業の施工年度数

建造物の防災事業、公開活用事業、美術工芸品の修理，防災事業、公開活用事業

国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

建造物の修理事業

全工期（事業期間）の月数を１２カ月で除した数を年度数とし、小数点以下の数字は１年度とする

（イ）当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前３会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 次の（ア）から（イ)の事項については、アに該当する事業について、さらに、補助率の加算を行うことができる。

（ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が２以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と２以上の補助事業規模の合算額の財政規模に 対する割合と比べ補助率に５％以上の差が生じた場合には、その１つの補助事業に対し、５％を限度として補助率の加算を行うことができる。

勧告・承認		寄託	
出陳期間	加算率	出陳期間	加算率
５年未満	５％	５年以上２０年未満	５％
５年以上	１０％	２０年以上	１０％

（２）補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の５０％とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額

とする。

イ　当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は６５％とする。

（３）補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の５０％とする。

（４）補助事業が国有文化財に係るものであって、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が６５％に満たない場合にあっては６５％とする。

（５）当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が８０％に満たない場合にあっては８０％とする。

（６）補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（７）補助事業者が令和元年９月２日付け元文庁第７９３号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

○新潟県世界遺産登録推進事業補助金交付要綱（抜粋）

平成19年４月２日制定

（趣旨）

第１　知事は、佐渡金銀山の世界遺産登録を推進するため、佐渡市内に所在する文化財の調査、保存修理、整備・活用、その他世界遺産登録に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２　この補助金の交付の対象となる事業を実施する者は、次に掲げる者とする。

⑴ 佐渡市

⑵ 佐渡市内に所在する国又は県指定文化財の所有者、管理者又は保存団体

⑶ 文化財保存施設等を建設・整備・活用する団体

⑷ 国又は県選定保存技術の保持者又は保存団体

（交付基準）

第３　この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

別表

事業種目	補助対象となる経費	補助率・補助限度額	補助事業者	軽微な変更	
				経費配分の変更	事業内容の変更
1　国文化財指定事業	鉱山遺跡調査、地形調査、鉱山文化調査、近代鉱業遺産調査、文化的景観調査、伝統的建造物群保存地区調査及び史跡等保存管理計画策定に要する次の経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補償金	当該事業に要する経費の 1/2 以内 国庫補助金の交付対象となった事業については、補助残額の 1/2 以内（国庫補助金が限度額又は定額の場合はその額の 1/2 以内） ただし、1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	佐渡市	次に掲げる変更以外の変更で、補助金額に変更のないもの 1　事業費の 20 %を超える増減 2　事業種目間の補助金額の移動	次に掲げる変更以外の変更 1　事業の内容の一部廃止 2　施行箇所の変更
2　保存整備事業	国史跡・建造物及び県指定文化財の保存修理、防災施設設置、整備活用、保存管理施設設置、購入（建造物等）、史料調査、伝承者養成及び記録作成等に要する次の経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、補助及び負担金、補償金	当該事業に要する経費の 1/2 以内 国庫補助金の交付対象となった事業については、補助残額の 1/2 以内（国庫補助金が限度額又は定額の場合はその額の 1/2 以内） 補助事業者が佐渡市以外の場合は、当該事業に佐渡市が補助する額以内 ただし、1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	1　佐渡市 2　佐渡市内に所在する国又は県指定文化財の所有者、管理者又は保存団体 3　文化財保存施設等を建設・整備・活用する団体 4　国又は県選定保存技術の保持者又は保存団体		
3　世界遺産登録事業	佐渡金銀山の世界遺産登録を推進するために、佐渡市が行う事業に要する次の経費（普及啓発・情報発信に係る事業を除く。） 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	当該事業に要する経費の 1/2 以内 ただし、1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	佐渡市		次に掲げる変更以外の変更 ・事業の内容の一部廃止

○社会資本整備総合交付金交付要綱（抜粋）

平成２２年３月２６日制定
平成３１年３月２９日最終改正

第１　通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・建設省令第９号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第２　目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第３　定義

一　社会資本整備総合交付金

第２に定める目的を達成するため第８に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二　交付対象事業

第６に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三　要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四　交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第４　交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第５　交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね３から５年とする。

第６　交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一　基幹事業

イ　社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業）

② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）

③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）

④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）

⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）

⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）

⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）

⑧ その他総合的な治水事業

⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）

⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号。以下「都市再生法」という。）第４６条第１項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）

⑪ 広域連携事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成１９年法律第５２号。以下「広域活性化法」という。）第５条第１項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等）

⑫ 都市公園・緑地等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）

⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）

⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）

⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成１７年法律第７９号。以下「地域住宅法」という。）第６条第１項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）

⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）

附属第Ⅰ編 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ－１０ 都市再生整備計画事業

都市再生法第４６条第１項の都市再生整備計画（都市再生法第８３条第２項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）に基づく事業等

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第６）の細目については、この編に定めるところによる。

ただし、附属第Ⅲ編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。

第１章 基幹事業

基幹事業として社会資本総合整備計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成２４年４月６日付け、府沖振第１４８号・警察庁甲官発第１３６号・総官企第１６１号・２４文科施第９号・厚生労働省発会０４０６第４号・２３地第４８３号・平成２４・０３・２８財地第１号・国官会第３３３８号・環境会発第１２０４０６０１２号通知）別表別紙３に掲げるものを除く。

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ－１０ 都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業

１．目的

都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

２．交付金事業者

都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イ－１０－（１）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第４６条第３項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イ－１０－（１）関係部分において同じ。）をいう。

３．交付対象

市町村又は協議会とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等をいう。

５．施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。

２ 地方公共団体において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域を除き、立地

適正化計画を作成していない市町村においては市街化区域等を除く。

表 10-(1)（都市再生整備計画事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区（以下本表において「計画対象地区」という。）における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・駐車場（本表第１０の３に該当するもの） ・地域交流センター （本表第１２の１に該当するもの） ・観光交流センター （本表第１２の２に該当するもの） ・まちおこしセンター	同上

	（本表第１２の３に該当するもの） ・子育て世代活動支援センター （本表第１２の４に該当するもの） ・複合交通センター （本表第１２の５に該当するもの） なお、建築物である施設の整備については、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。 ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。	
4. 道路	１ 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用 ①市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕 ②道路法第17条第１項又は第２項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第１条の５及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第14条に定める新設又は改築 ③道路法第17条第４項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第１条の５に定める新設又は改築 ④都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第14条に定める新設又は改築	―

	2　市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用	
5. 公園	以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用 1　イー１２－（１）に規定する都市公園等事業のうち２．のⅠの交付の対象となる要件に適合する都市公園の整備 2　主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園の整備	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
6. 古都保存・緑地保全等事業	イー１２－（６）に規定する古都保存・緑地保全等事業の交付の対象となる事業に要する費用 ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号。以下「歴史まちづくり法」という。）第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること ② 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること	－
7. 河川	以下に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用 1　イー１４－（２）に規定する統合河川環境整備事業 2　イー３－（５）に規定する都市基盤河川改修事業 3　イー３－（８）に規定する流域貯留浸透事業	－

	4　イー８－（１）に規定する総合流域防災事業のうち４．の(1)の③の要件に適合するもの	
8. 下水道	以下の全てに該当するものの整備に要する費用 1　イー７に規定する下水道事業の交付の対象となる事業のうち、次のいずれかに適合するもの (ｲ)公共下水道事業 (ﾛ)特定環境保全公共下水道事業 2　計画対象地区にあって、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下本表において「対象区域」という。）において実施するもの 3　対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの	－
9. 駐車場有効利用システム	以下の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要する費用 1　駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること 2　概ね５ヘクタール以上の区域で整備するものであること 3　市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること 4　当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること ただし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
10. 地域生活基盤施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1　緑地 2　広場 3　駐車場（共同駐車場を含む[注1]。） （ただし、一計画対象地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする。）	同上

	4　自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 5　荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 6　公開空地（屋内空間を含む。） 7　情報板 8　地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） （ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること なお、当該施設が本表第６ただし書の全ての要件に該当する場合は、上記①から③までの要件にかかわらず設置できるものとする。） 9　人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道）	
11. 高質空間形成施設	以下に掲げる施設の整備等に要する費用 1　緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、土塁、堀跡等） ただし、土塁、堀跡を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ①　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。 ②　歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（③において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。 ③　都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること。	同上

	2　電線類地下埋設施設（宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。）） 3　電柱電線類移設（宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。））（ただし、当該移設が本表第６ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。） 4　地域冷暖房施設（設計に要する費用に限る。） 5　歩行支援施設、障害者誘導施設等 6　公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）	
12. 高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1　地域交流センター （購入費を含む（延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。） 2　観光交流センター （購入費を含む（延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して観光交流センターを整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。） 3　まちおこしセンター （購入費を含む（延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用してまちおこしセンターを整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。） 4　子育て世代活動支援センター （購入費を含む（延べ床面積（上記１から３までの高次都市施設と複合整備する場合は当該床面積を加えた面積）が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億（市街地再	同上

	開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して子育て世代活動支援センターを整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。） 5　複合交通センター （施設の共用部分（２以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。） ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ①　維持管理費を算出し国に提出していること。 ②　1)～4)のいずれかに合致すること。 1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4)　公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④　他省庁の補助制度がないこと。	
13. 中心拠点誘導施設	中心拠点区域内で行う中心拠点誘導施設（地区面積が300㎡以上であるものに限る。）の整備に要する費用（※） ただし、体育施設の整備に要する費用を除く。 購入費を含む。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合又は隣接市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する施設を整備する場合にあっては30億円）を限度とする。 ただし、同種の施設が当該市町村の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。 さらに、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ①　維持管理費を算出し国に提出していること。 ②　1)～4)のいずれかに合致すること。 1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4)　公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく	同上

	計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④　他省庁の補助制度がないこと。 ⑤ 都市再構築戦略事業により整備する場合にあっては、民間資金等の活用を検討すること。 （※）特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、設計費及び土地整備費等（土地整備費、用地取得費（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、共同施設整備費、専有部整備費、負担増分用地費をいう。以下本表において同じ。）を合計した額とする。 なお、次のいずれかに適合する場合は上記の費用のうち土地整備費等については、１．２０を乗じて得た額とする。 ①　低未利用地において中心拠点誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業 ②　医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業 ③　複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、中心拠点誘導施設を整備する事業	
14. 連携生活拠点誘導施設	連携生活拠点区域内で行う連携生活拠点誘導施設（整備する施設の数にかかわらず、地区面積が合計500 ㎡以下であるものに限る。ただし、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、医療施設は地区面積が500㎡以上、社会福祉施設・教育文化施設は地区面積が300㎡以上であるものを含む。）の整備に要する費用（※） 購入費を含む。ただし、１箇所における整備に要する費用は21 億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合又は隣接市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する施設を整備する場合にあっては30 億円）を限度とする。	同上

	ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。 (※) 特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、設計費及び土地整備費等を合計した額とする。 なお、次のいずれかに適合する場合は上記の費用のうち土地整備費等については、１．２０を乗じて得た額とする。 ① 連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合の事業（ただし、地区面積が500㎡以上の医療施設及び地区面積が300㎡以上の社会福祉施設・教育文化施設を整備する事業に限る。） ② 連携生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業（ただし、地区面積が合計 500 ㎡以下の医療施設・地域交流センターを整備する事業に限る。）	
15. 生活拠点誘導施設	生活拠点区域内で行う生活拠点誘導施設（整備する施設の数にかかわらず、地区面積が合計 500 ㎡以下であるものに限る。）の整備に要する費用（※） 購入費を含む。ただし、１箇所における整備に要する費用は 21 億円（市街地再開発事業等により建設される複合	同上

	建築物の一部を活用して整備する場合にあっては30 億円）を限度とする。 （※）特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、設計費及び土地整備費等を合計した額とする。なお、生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行うものにあっては、上記の費用のうち土地整備費等については、１．２０を乗じて得た額とする。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。	
16. 高齢者交流拠点誘導施設	高齢者交流拠点区域内で行う高齢者交流拠点誘導施設（地区面積が３００㎡以上であり、同種の高齢者交流拠点誘導施設との距離が７００m以上離れているものに限る。）の整備に要する費用（※） 購入費を含む。ただし、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合にあっては30億円）を限度とする。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづ	同上

	くりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④　他省庁の補助制度がないこと。 （※）特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、設計費及び土地整備費等のうち負担増分用地費を除いた額を合計した額とする。	
17. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成１５年８月５日国総国調第５７号）第６の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。 １　地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。） ２　高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。） ３　高次都市施設 購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 ４　中心拠点誘導施設 購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 ５　連携生活拠点誘導施設 購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含	同上

	む。）に要する費用 ６　生活拠点誘導施設 　購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 ７　高齢者交流拠点誘導施設 　購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 　第３号から第７号の事業については、１箇所における整備に要する費用は21 億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合又は第４号若しくは第５号の事業に限り隣接市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する施設を整備する場合にあっては30 億円）を限度とする。 　また、第４号から第７号の事業については、特定非営利活動法人等への間接交付の場合の費用は、購入（用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分、施設取得費については、共同施設及び専有部の２３％に相当する部分に限る。）、賃借（※）、移設及び改築に要する費用とする。ただし、第４号から第６号の事業については、移設及び改築に要する費用のうち、土地整備費、共同施設整備費、専有部整備費、負担増分用地費については、当該費用に１．２０を乗じて得た額とする。 　ただし、第４号の事業については、同種の施設が当該市町村の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。 　さらに、市町村が実施する第３号から第７号の事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 　① 維持管理費を算出し国に提出していること。 　②　1)～4)のいずれかに合致すること。 　　1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。	

	③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。 (※) 賃借に要する費用は、原則５年間を限度とした賃料。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。	
18. 土地区画整理事業	イ－１３－（６）に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用	同左
19. 市街地再開発事業	イ－１３－（２）又はイ－１６－（１）に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の額の２倍を超えない額
20. 住宅街区整備事業	以下に掲げる費用 １　イ－１３－（２）に規定する住宅街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
21. バリアフリー環境整備促進事業	イ－１６－（６）に規定するバリアフリー環境整備促進事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
22. 優良建築物等整備事業	イ－１６－（２）に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
23. 住宅市街地総合整備事業	イ－１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上

24. 街なみ環境整備事業	イ－１６－（９）に規定する街なみ環境整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
25. 住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）に定められた費用	同上
26. 都心共同住宅供給事業	イ－１６－（８）に規定する都心共同住宅供給事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
27. 公営住宅等整備	以下に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用 １「公営住宅等整備事業対象要綱」（平成 17 年８月１日付け国住備第 37 号）第２第２号に定める公営住宅等整備事業 ２「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」（平成 19 年３月 28 日付け国住備第 161 号）第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ３「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」（平成 17 年８月１日付け国住備第 38-3 号）第２第１項第５号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 ４「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成３年住建発第 103 号）」に定める公営住宅等駐車場整備事業 ５「公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成６年建設省住備発第 56 号）」第２各号に定める補助金の交付の対象となる事業	同上
28. 都市再生住宅等整備	イ－１６－（８）に規定する都市再生住宅等整備の交付の対象となる事業に要する費用	同上
29. 防災街区整備事業	以下に掲げる費用 １　イ－１３－（２）又はイ－１６－（８）に規定する防災街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上

注１）共同駐車場の交付対象事業の費用の範囲は以下のとおりである。

○共同駐車場

以下の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

１ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること

２ 幹線街路で囲まれた概ね４ヘクタール以内の街区内において整備されるもので、次のいずれかに適合するものであること

① １０人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

② 昭和３５年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和３５年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）内の商業地域又は近隣商業地域及びこれに接する区域で中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「中心市街地活性化法」という。）第９条に規定する基本計画において位置づけられる区域（ただし、三大都市圏の既成市街地等を除く。）で整備されるものについて、５人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

③ 地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中心市街地活性化法第51 条の規定による中心市街地整備推進機構と２人以上の土地所有者、地上権者等からなる整備主体とが共同して整備するものであること

④ 附置義務駐車施設を立地誘導する駐車場の整備で、以下に掲げる条件に該当し、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が整備するものであること

(ｲ) 当該駐車場が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に位置付けられていること

(ﾛ) 地方公共団体、整備主体及び地元等が共同駐車場の整備に関する協定を締結していること

(ﾊ) 附置義務駐車施設の立地誘導を行う地区内の建築物建替計画を地方公共団体が策定していること

３ 駐車台数が５０台以上のものであること（ただし、三大都市圏の既成市街地等においては２００台以上のものであること）

４ 市町村の助成がない場合においては、その経営が困難なものであること

５ 当該共同駐車場の建設が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること

共同駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合には、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基準とする。（ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。）

附属第Ⅲ編 国費の算定方法

単年度交付限度額（要綱本編第７）の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）は、この編に定めるところにより算定するものとする。

なお、国費率（基礎額算定の基礎となる国費の交付率又は国の補助率若しくは負担率）のみが規定されている事業については、算定の対象となる事業費（交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。）に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

第1 章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ－１０ 都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

都市再生整備計画事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

交付率＝交付限度額／交付対象事業費

上記交付限度額については、以下により算出する。

イ 都市再生特別措置法施行規則（平成１４年国土交通省令第６６号。以下１０－（１）関係部分において「規則」という。）第１６条第３項の規定により、上記交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

交付限度額＝（１／２）×α＋a

この場合において、αは、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

１）α＝（４／５）×（A＋B）

２）α＝（１０／９）×A

A：表10-(1)第４項から第１２項までの事業、第１７項の第１号から第３号までの施設を整備する事業及び第１８項から第２９項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：表10-(1)第１項から第３項までの事業等（以下イ－１０－（１）関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出

した額を合計した額

ａ：表10-(1)第１項から第３項までの事業、第５項の事業、第９項から第１２項までの事業、第１６項の事業、第１７項の第１号、第２号、第３号、第７号の施設を整備する事業及び第１８項から第２９項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合δから下記に基づいて定められる係数Δを乗じて算出した額を合計した額

Δ＝０　（δ≦＜１／３）
Δ＝０．３×δ－０．１　（１／３≦δ＜１／２）
Δ＝０．０５　（１／２≦δ）

また、次のｉ）からⅳ）までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記１）式は４）式とする。

ｉ）次のすべての要件を満たす地区であること。

・都市再生整備計画の区域が都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域の区域に含まれていること。
・都市再生整備計画のすべての事業が都市再生法第１５条第１項の規定に基づき定められた地域整備方針に適合するものであること。

ⅱ）次のすべての要件を満たす地区であること。

・都市再生整備計画の区域が歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下イ－１０－（１）関係部分において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の重点区域に含まれていること。
・都市再生整備計画の主たる事業が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、かつ、すべての事業が認定歴史的風致維持向上計画の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に適合するものであること。

ⅲ）次のすべての要件を満たす地区であること。

・都市再生整備計画の区域が都市の低炭素化の促進に関する法律（以下イ－１０－（１）関係部分において「低炭素法」という。）第７条第１項の規定に基づき作成された低炭素まちづくり計画において定められた同条第２項第２号イに規定する都市機能の集約を図るための拠点となる地域に含まれていること。
・都市再生整備計画の主たる事業が低炭素まちづくり計画に位置づけられており、かつ、すべての事業が低炭素まちづくり計画の目標の達成に資するものであること。
・低炭素まちづくり計画において、低炭素法第７条第２項第２号イ及びロに掲げる事項に係る具体的な施策及び同号ハからチに掲げるいずれかの事項に係る具体的な施策が位置づけられており、かつ、二酸化炭素（CO2）削減量について具体的な数値目標が定められていること。

ⅳ）次のすべての要件を満たす地区であること。

・都市再生整備計画の区域が、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内に含まれ

ており、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内に含まれていること。

・都市再生整備計画に位置付けられたすべての事業が、立地適正化計画の目標に適合するものであること。

４）α＝（９／１０）×（Ａ＋Ｂ）

ただし、上記ⅱ）の要件に基づき４）式を適用する場合には、表10-(1)第１２項第３号及び第４号、第１７項のうち第１２項第３号及び第４号の施設を整備する事業、第１９項、第２０項並びに第２６項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額はＡに含めないこととする。

なお、４）式の適用は、平成３５年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区（ⅱ）の場合は平成３２年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区、ⅲ）の場合は平成３２年度末までに公表された低炭素まちづくり計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区に限る。）であって、かつ、各要件における計画の認定等の日（ⅰ）の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ⅱ）の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、ⅲ）の場合は低炭素まちづくり計画の公表の日、ⅳ）の場合は立地適正化計画の公表の日。以下イ－１０－（１）関係部分において「計画認定日」という。）の属する年度の翌年度から起算して３年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。

また、計画認定日が都市再生整備計画事業の開始後の場合であって、都市再生整備計画事業を実施している地区の都市再生整備計画の区域の一部又は全部が４）式の適用の各要件における計画等の区域と重複する場合には、交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式若しくは１）式から３）式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。

交付限度額＝Ｅ×Ｆ＋Ｇ×Ｈ

Ｅ：計画認定日の属する年度の年度末における１）式から３）式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

Ｆ：計画認定日の属する年度の年度末までの執行事業費の総額

Ｇ：４）式の適用の要件に即して実施される事業（以下イ－１０－（１）関係部分において「適用対象事業」という。）のみを対象として、４）式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値

Ｈ：４）式の適用の要件に即して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額

○文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）国庫補助要項（抜粋）

平成３１年3月２９日文 化 庁 長 官 決 定

１．趣 旨

この要項は，文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱（平成３１年３月２９日文化庁長官決定）に基づき，事業実施に要する経費について，国が行う補助に関し，必要な事項を定めるものとする。

２．補助対象事業

（１）イノベーション型プロジェクト

日本博を契機として，地方公共団体や文化関係団体等が企画・実施する新規性・創造性が高い文化芸術プロジェクト等であって，観光インバウンドの拡充に資するもの。

（２）文化資源活用推進事業

日本博を契機として，地方公共団体が地域住民や芸・産学官とともに取り組む，地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業であって，観光インバウンドの拡充に資するもの。

３．補助事業者

（１）イノベーション型プロジェクト

特に要件を付さない。

（２）文化資源活用推進事業

地方公共団体とする。

４．補助対象経費

（１）イノベーション型プロジェクト

別表１のとおりとする。

（２）文化資源活用推進事業

別表２のとおりとする。

５．補助金の額

補助金の額は，補助対象経費の２分の１を上限とする。

ただし，イノベーション型プロジェクトについては，実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において，補助事業者の財政状況，事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し，特に必要と認められる場合には，予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし，補助対象経費の２／３を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は，以下のとおりとする。

（１）美術，文化財，伝統芸能，現代舞台芸術，メディア芸術，生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ，ＡＩなどの最先端技術を導入しているプロジェクトである場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（２）被災地と協働して行う被災地復興に資するプロジェクトである場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（３）アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資するプロジェクトである場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（４）観光庁に登録された日本版ＤＭＯ（日本版ＤＭＯ候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトである場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（５）障害者等の文化芸術活動の促進に資するプロジェクトである場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（６）当該年度に，他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（７）補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には，次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

（ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が０．５以下：１０％加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値

（イ）民間団体の場合＝事業規模指数が０．１以上：１０％加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

１）法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前３会計年度の平均収入額実績がない場合は当該年度の収入見込額

２）個人の場合＝前年分の収入額

○佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 164 号

（趣旨）

第１条　この告示は、個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域活動団体等が提案する元気な地域づくり支援事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、「地域活動団体等」（以下「団体等」という。）とは、前条に規定する趣旨を達成するための事業を行う自治会、集落、NPO 法人、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会等の市民が主体となって組織する団体をいう。

（対象事業）

第３条　元気な地域づくり支援事業は、次に掲げる事業とする。

(1)　コミュニティ活動促進事業　地域の個性及び自主性を活かした活動であって、地域課題の解決や交流等を深めるために必要な地域活動を促進する事業

(2)　地域のまつり活性化事業　地域資源を活用し、賑わいの創出による地域の活性化を目的としたイベントを開催する事業

２　補助金の対象となる事業は、前項に規定する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　営利を目的としないこと。ただし、その事業の目的達成のため有効な場合に限り、営利を目的とする事業を付帯することができる。

(2)　市内に住所及び活動拠点を有し、かつ、連絡責任者を確保できること。

(3)　思想、宗教及び政治活動を目的とせず、広く市民に開放された事業であること。

(4)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条に規定する暴力団員が団体等の構成員に含まれていないこと。

(5)　他の事業又は制度による同一目的の補助金を受けていないこと。

(6)　別表第３の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

３　市長が他の事業により実施することが適当と認めた事業は、補助金の対象としない。

（対象期間）

第４条　補助金の対象期間は、４月１日から翌年の３月 31 日までの期間とし、同一事業への補助金の交付は３年を限度とする。ただし、事業継続の必要性が明確な場合は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による事業の継続が適当と認めたときは、当該継続理由について、市民に公表するものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第３条の規定による対象事業に要する経費のうち、別表第１に掲げるものとする。

２　団体等の運営に要する経常的な経費及び当該事業の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除くものとする。

（交付基準）

第６条　補助金の交付基準は、別表第２に掲げるものとする。

別表第１（第５条関係）

経費区分	内容	留意事項
賃金	賃金	団体等の構成員に対するものは、対象外とする。
報償費	謝金	団体等の構成員に対するものは、対象外とする。
旅費	旅費	1　講師等の旅費、活動の一部として事業実施のために必要な旅費又は地域資源の PR 等に係る旅費とする。 2　団体等の構成員に対するものは、1 人 2 万円又は 1 団体 10 万円以内とする。
需用費	消耗品費	記念品代は対象外とする。
	燃料費	事務所経費以外で、事業実施に必要な車両又は機械器具等の燃料代とする。
	食糧費	会議等の茶菓子代又はイベント等の準備、当日、撤去等にかかる弁当代若しくは飲み物代（弁当代は飲み物代と合わせて単価 800 円（消費税別）を限度とする。）とする。ただし、酒類及び酒肴類は対象外とする。
	印刷製本費	見積書を必要とする。
	光熱水費	事務所経費以外で、事業実施に必要な光熱水費とする。
役務費	通信運搬費	事務所経費と区分できない電話、FAX、インターネット等の通信料は、対象外とする。
	手数料	
	広告料	見積書を必要とする。
	保険料	イベント等の傷害保険料とする。
委託料	委託料	1　補助対象経費に対する割合が不当に高い場合又はその作業を外部に委託する必要が認められない場合は、対象外とする。 2　見積書を必要とする。
使用料及び賃貸料	使用料及び賃貸料	1　会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料及び損料とする。 2　団体等が所有又は賃貸する施設使用料は、対象外とする。
原材料費	原材料費	
その他	その他事業実施に特に必要な経費	1　使途不明な雑費、事務費、予備費等は、対象外とする。 2　見積書必要とする。

備考

1　営利を目的とする付帯事業に直接要する費用は、全て補助対象外経費とする。

2　補助対象経費であっても、金額、内容等によってはその経費の一部又は全額を補助対象としない場合がある。

別表第２（第６条関係）

対象事業	補助率	上限額	下限
コミュニティ活動促進事業	補助対象経費の 4 分の 3 以内の額	50 万円(1,000 円未満切捨て)	5 万円(1,000 円未満切捨て)
地域のまつり活性化事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	500 万円(10,000 円未満切捨て)	5 万円（10,000 円未満切捨て)

○佐渡市地域活動団体等交流事業補助金交付要綱

平成 31 年３月 29 日告示第 94 号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市の地域活動団体と市外の地域活動団体との継続性のある交流を支援することで交流人口の拡大を推進し、地域の活力向上に寄与するため、地域活動団体等の交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「地域活動団体等」（以下「団体等」という。）とは、前条に規定する趣旨を達成するための事業を行う自治会、集落、NPO 法人、ボランティア団体、実行委員会、各種協議会等の市民が主体となって組織する団体をいう。

（補助金の交付対象団体）

第４条　補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1)　市内に住所及び活動拠点を有し、かつ、１年以上活動している団体であること。

(2)　15 人以上により構成される団体であること。

(3)　子ども交流については、団体の中に小学生又は中学生を含んでおり、かつ、その団体における子どもの割合が 50%以上であること。

２　前項の規定にかかわらず、この事業において次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金を交付しない。

(1)　他の事業又は制度による同一目的の補助金を受けている団体

(2)　宗教活動又は政治活動を目的とする団体

(3)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当する者がいる団体

(4)　別表第２の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者がいる団体

３　同一団体又は同一人への補助は、年１回までとする。

（補助対象経費等）

第５条　補助事業の内容、補助対象経費、補助率等は、別表第１のとおりとする。

（対象期間）

第７条　補助金の対象期間は、５月１日から翌年の１月 31 日までの期間とする。

別表第１（第５条関係）

区分		補助金の交付の対象となる事業の内容	補助対象経費	補助率
派遣	子ども交流	市内の児童生徒が交流のある市外の地域の児童生徒との交流をとおして相互理解を深めることを目的に、市外において実施する事業	市外の地域等を訪問し交流するために必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1)　旅費 通常の経路で往復する場合の船賃、鉄道賃、航空賃、有料道路料金、宿泊料等の合計額とする。 下見のための旅費は対象外とする。 (2)　需用費 ①　消耗品費（30,000 円以内とする） ②　印刷製本費（事業実施に必要なチラシ等の作成又は活動報告に係る会報誌等の作成費用に限る） ③　燃料費（事業実施に必要な車両又は機械器具等の燃料代に限る） (3)　役務費 ①　手数料（振込手数料、クリーニング代） ②　保険料（イベント等の傷害保険料とする。） (4)　使用料及び賃借料 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料及び損料とする。	補助対象経費の 1／2 以内とする。上限を 100 万円とし、下限を 5 万円とする。また、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
	イベント交流	交流のある市外の地域等のイベントに参加し、両市の文化及び芸術等の相互理解を深めることを目的に実施する事業		
受入	子ども交流	市内の児童生徒が市外の地域等の児童生徒との交流をとおして相互理解を深めることを目的に、市内において実施する事業	市外他地域から親交のある団体を受入れ、市内で交流するために必要な経費 (1)　需用費 ①　消耗品費（30,000 円以内とする） ②　印刷製本費（事業実施に必要なチラシ等の作成又は活動報告に係る会報誌等の作成費用に限る） ③　燃料費（事業実施に必要な機械器具等の燃料代に限る。） (2)　役務費 ①　手数料（振込手数料、クリーニング代） ②　保険料（イベント等の傷害保険料とし、市内の団体にかかる分のみとする。） (3)　使用料及び賃借料 会場使用料、機械器具等の借料	補助対象経費の 1／2 以内とする。上限を 15 万円とし、下限を 5 万円とする。また、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
	イベント交流	交流のある市外の地域の団体を市内のイベントに受け入れ、両市の文化及び芸術等の相互理解を深めることを目的に実施する事業		

備考

１　営利を目的とする交流内容を含まないものとする。

２　団体等の運営に要する経常的な経費及び当該事業の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除くものとする。

○佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 29 年 12 月 28 日告示第 254 号
改正　平成 31 年４月 26 日告示第 140 号

（趣旨）

第１条　この告示は、特定有人国境離島地域である本市における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成 29 年府海事第 120 号）、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成 29 年府海事第 124 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成 20 年府会第 393 号）及び佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）その他の法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　創業　個人開業若しくは会社等の設立を行うこと又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること。

(2)　事業拡大　既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品又はサービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。

(3)　常用雇用　事業所に常時雇用（期間を定めずに雇用され、又は１月を超える期間を定めて雇用されることをいう。）をされている場合をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であって、第１号から第３号までのいずれかに該当し、かつ、第４号から第８号までのいずれにも該当するものをいう。

(1)　本市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）

(2)　本市内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者

(3)　本市内の産品、サービス等の販売を目的として本市以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）

(4)　訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。

(5)　公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。

(6)　市税等を滞納していない者であること。

(7)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当しない者であること。

(8)　別表第２の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（交付対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を

全て満たすものとする。

(1)　次のいずれかの要件を満たす雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大

ア　創業の場合、当該交付対象事業の初年度に交付決定された日から翌々々年の２月末日までに従業員を新たに雇用し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる事業

イ　事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を雇用し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると認められる事業

ウ　地域外創業をする者の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある本市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の雇用に寄与し、補助金による助成終了後においても雇用が継続又は拡大するものと見込まれる事業

(2)　計画期間終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものである事業

(3)　創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれる事業

（雇用に関する要件）

第５条　この補助金における雇用に関する要件は、次に掲げるものとする。

(1)　計画期間中に１週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を常用雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続すること。

(2)　創業の場合において、佐渡市に居住して創業するときは、自らを雇用したとみなすことができること。

(3)　冬季間に閉業する宿泊施設等季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができること。

(4)　事業採択日より前に雇用した従業員は、新たに雇用した者には該当しないこと。

(5)　雇用した者が退職、解雇等となった場合については、30 日以内に別の者を雇用しなければならないこと。

(6)　雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等をする事業計画の場合は、補助金の交付対象としないこと。

（交付対象事業の実施期間）

第６条　交付対象事業の実施期間は、当該交付対象事業の実施年度に交付決定された日から翌年の２月末日までの期間とする。

（補助対象経費）

第７条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第４条の交付対象事業に要する経費であって、別表第１に掲げるもののうち、実施期間内に契約、取得及び支払いが完了したものとする。ただし、国等による他の補助事業等の対象となっている経費は、補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第８条　補助金の額は、補助対象経費の４分の３以内の額とする。この場合において、補助金の

額について 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2　補助対象経費及び補助額の上限額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄の額とする。

区分	補助対象経費の上限額	補助額の上限額
創業	600 万円	450 万円
事業拡大	1,600 万円	1,200 万円
事業拡大（設備費及び改修費を経費に計上しない場合）	1,200 万円	900 万円

○佐渡市地方産業育成資金融資要綱（抜粋）

平成 29 年３月 22 日告示第 59 号

（設置）

第１条　この告示は、市内中小商工業者等の育成振興を図るため、地方産業育成資金（以下「資金」という。）を設置する。

（取扱金融機関）

第２条　資金の融資は、預託契約を締結した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が行うものとする。

（融資の条件）

第３条　資金の融資における貸付条件は、別表第１のとおりとする。ただし、市長が災害その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（融資の対象者）

第４条　資金の融資を受けることができる者は、市内に住所又は事業所を有し、別表第２に定める事業を営んでいる中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第１項第６号に規定するもので、市税の未納がないものとする。

別表第１（第３条関係）

貸付条件

貸付限度額	貸付期間	貸付利率	資金の使途
1,000 万円	5 年以内	信用保証付（責任共有制度対象外）　1.70％ 信用保証付（責任共有制度対象）　1.90％ その他　2.20％	運転資金
	7 年以内	信用保証付（責任共有制度対象外）　1.70％ 信用保証付（責任共有制度対象）　1.90％ その他　2.20％	設備資金

注　「信用保証付」とは、新潟県信用保証協会が債務を保証したものをいう。

別表第２（第４条関係）

対象業種

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改正）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）。ただし、不動産業、物品賃貸業のうち不動産取引業及び不動産賃貸業・管理業並びに生活関連サービス業、娯楽業のうち娯楽業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を除く。

○佐渡市創業・中小企業支援融資助成事業助成金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 78 号

改正　平成 31 年４月 26 日告示第 140 号

（趣旨）

第１条　この告示は、市内で創業又は第二創業を目指す者、六次産業化又は農商工連携に取り組もうとする者及び市内中小企業者で設備投資をする者がその目的で融資を受ける際、予算の範囲内で借入必要額に対する利子相当額の全額又は半額を助成し、融資に対する負担の軽減を図ることで、創業、第二創業、六次産業化、農商工連携及び設備投資による事業拡大等を促し、もって、元気な産業の創出及び育成を目的とするものであり、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（助成の対象等）

第２条　助成の対象者、対象融資、助成額等については、別表第１のとおりとする。

（申請者の要件）

第３条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1)　助成事業を適正かつ確実に実施できること。

(2)　市税等を滞納していないこと。

(3)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当しない者であること。

(4)　別表第２の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

別表第１（第２条、第４条関係）

	対象者	対象融資・資金	資金使途	融資限度額	助成率
創業又は第二創業、六次産業化、農商工連携支援枠	新潟県による右に掲げる融資に係る貸付けの決定を受けた者	中小企業創業等支援資金	運転資金・設備資金	運転資金及び設備資金合せて1,000万円	借入必要額に対する利子相当額の全額（1,000円未満切捨て）
	日本政策金融公庫による右に掲げる融資に係る貸付けの決定を受けた者	新規開業資金			
		助成、若者／シニア起業家支援資金			
		新事業活動促進資金			
		新創業融資制度			
中小企業支援枠	新潟県による右に掲げる融資に係る貸付けの決定を受けた者	小規模企業支援融資	設備資金	1,000万円	借入必要額に対する利子相当額の50%（1,000円未満切捨て）
	日本政策金融公庫による右に掲げる融資に係る貸付けの決定を受けた者	普通貸付			
	右に掲げる融資に係る貸付けの決定を受けた者	佐渡市地方産業育成資金融資要綱（平成29年佐渡市告示第59号）による貸付け			
		佐渡市産業振興資金融資要綱（平成29年佐渡市告示第60号）による貸付け			

○佐渡市地域商店魅力向上支援事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 91 号

改正　平成 31 年３月 28 日告示第 97 号

（趣旨）

第１条　この告示は、廃業が進む商店街に新しい視点で魅力を向上させることで廃業を防止し、地域の活力を再生するために、既存の建物を利用して新規に開業する者や商店を営業しており、継続して営業する意思のある者（以下「補助事業者」という。）が実施する店舗の内外装工事等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助事業者の選定基準）

第２条　市長は、次に掲げる基準に従い、補助事業者を選定する。

(1)　補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。

(2)　補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(3)　補助事業者が遂行する補助事業が、本市における課題を達成するために十分に有効な事業を実施するものと認められるものであること。

（補助対象経費等）

第３条　補助事業の対象となる経費は、別表第１に定めるとおりとする。

２　市長は、補助対象経費中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分の経費が含まれ、補助事業者の利益となると認められる場合は、利益相当額を当該補助対象経費から除外するものとする。

（申請者の要件）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1)　補助事業を適正かつ確実に実施できること。

(2)　売場面積が 1,000㎡以下であること。

(3)　市税等を滞納していないこと。

(4)　過去５年以内にこの補助事業及び空き店舗対策事業等の補助金の交付を受けていないこと。

(5)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当しない者であること。

(6)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営む店舗でないこと。

(7)　宗教活動や政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む店舗でないこと。

(8)　フランチャイズチェーンとして事業を営む店舗でないこと。

(9)　別表第３の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

別表第１（第３条関係）

補助対象経費及び補助金の上限

経費区分	内容	留意事項	補助金額
新規開業・改装	工事請負費	内外装等工事費	補助対象経費の額の 2 分の 1 以内とし、5 万円を超え、50 万円を上限とする。
	備品購入費	新規開業に係る備品とし、事業継続は対象外。	
事業継続・リフォーム	工事請負費	内外装等工事費	補助対象経費の額の 2 分の 1 以内とし、5 万円を超え、30 万円を上限とする。
事業継続・リノベーション	工事請負費	内外装等工事費	補助対象経費の額の 2 分の 1 以内とし、5 万円を超え、50 万円を上限とする。

○佐渡市町並み景観整備支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）　※令和２年４月１日に要綱制定予定

第１条　この告示は、佐渡の歴史的な町並み景観の保存と活用を目的に歴史的建造物の修復等を支援するため、歴史的建造物の修復等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　補助事業　次条に規定する事業をいう。

(2)　補助事業者　補助事業を実施する者をいう。

(3)　歴史的建造物　建築後おおむね50年を経過した建造物で、平成20年度新潟県「知の財産」活用事業の報告書に歴史的建造物として記載のあるものをいう。

(4)　空き家　建築物であって、１年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。

(5)　準空き家　建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもののうち、年１回以上の使用があるものをいう。

（事業の内容）

第３条　この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1)　内部改装

(2)　外観修復

（補助対象となる建造物）

第４条　補助対象となる建造物は、次に掲げるものとする。

(1)　別表第１に定める区域内の歴史的建造物である空き家、準空き家又は住宅又は社寺建築

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建造物

（補助対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者は、まちづくり、町並み保存並びに歴史的建造物の修復及び活用を目的とする法人若しくは団体又は個人とする。

（補助対象経費等）

第７条　補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第２に定めるとおりとする。

２　補助金の額は、補助対象経費の額の２分の１の額を上限とする。

３　市長は、補助対象経費中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分の経費が含まれ、補助事業者の利益となると認められる場合は、利益相当額を当該補助対象経費から除外するものとする。

別表第１（第４条関係）

相川会津町　相川四十物町　相川海士町　相川石扣町　相川板町　相川市町　相川一町目　相川一町目裏町　相川一町目浜町　相川馬町　相川江戸沢町　相川大床屋町　相川大間町　相川下戸炭屋裏町　相川下戸炭屋浜町　相川下戸炭屋町　相川下戸浜町　相川下戸町　相川下戸村　相川鹿伏　相川上京町　相川紙屋町　相川勘四郎町　相川北沢町　相川米屋町　相川五郎左衛門町　相川小六町　相川材木町　相川栄町　相川坂下町　相川左門町　相川三町目　相川三町目新浜町　相川三町目浜町　相川塩屋町　相川柴町　相川下京町　相川下寺町　相川下山之神町　相川新五郎町　相川新材木町　相川新西坂町　相川新浜町　相川炭屋町　相川諏訪町　相川大工町　相川中京町　相川長坂町　相川中寺町　相川濁川町　相川西坂町　相川二町目　相川二町目新浜町　相川二町目浜町　相川羽田村　相川羽田町　相川広間町　相川水金町　相川味噌屋町　相川南沢町　相川八百屋町　相川弥十郎町　相川夕白町　相川四町目　相川四町目浜町　相川六右衛門町　下相川

別表第２（第７条関係）

経費区分	内容又は補助対象経費	上限額	下限額	補助要件
内部改装	空き家又は準空き家内部の改装に要する経費のうち、市と協議の上実施する工事に要する経費	100 万円	5 万円	10 年以上の居住又は活用をすること。
外観修復	空き家、準空き家又は住宅若しくは社寺建築の外観修復に要する経費のうち、市と協議し、佐渡市景観条例（平成 21 年佐渡市条例第 80 号）を遵守の上実施する工事に要する経費	100 万円	5 万円	⑴　10年以上の居住又は活用をすること。 ⑵　修理内容等について佐渡市から指導を受けた場合は、これに従うこと。 ⑶　使用可能な部材等は変更しないこと。

備考　算出した補助金額の合計に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

○住宅市街地総合整備事業制度要綱（抜粋）

平成16年４月１日国住市第350号国土交通省事務次官通知
最終改正平成29年３月31日国住市第125号

第１　目的

この要綱は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第２　定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四　空き家対策総合支援事業

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」　という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に沿って実施される空き家対策であって、この要綱に定める空き家対策総合実施計画に従って行われる事業をいう。

第25　空き家対策総合支援事業

１　施行者及び補助事業者は、次項に規定する空き家対策総合実施計画に基づき、空き家対策総合支援事業を実施することができる。

２　空き家対策総合実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画の実施地区の区域

二　基本的方針

三　空き家の活用と除却に関する事項

四　他の空き家対策に関する事項

五　その他必要な事項

３　空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一　空家等対策計画に基づくこと。

二　実施地区は、空家法第6条第2項第一号に規定する空家等対策計画に定める地区に含まれること。

三　市区町村が策定する分野横断的な総合的計画に位置付けられること。

四　実施地区内において空き家対策に取組む民間事業者等を構成員とする協議会等の意見を踏まえるなど協議会等と連携して策定すること。

五　実施される事業の実施主体及び事業期間を定めること。

六　次の各号の全ての取組みが行われること。

イ　空き家の活用と除却を支援する事業が市区町村により行われること。

ロ　空き家の発生を抑制する事業が市区町村により行われること。

ハ　空き家やその跡地を利活用する取り組みが民間事業者等により行われること。

４　地方公共団体は、空き家対策総合実施計画を定め、国土交通大臣に協議の上、提出することができる。

５　前項の規定は、地方公共団体が空き家対策総合実施計画を変更しようとする場合に準用する。

6　空き家対策総合支援事業の実施

一　施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、次のイからハまでの除却及び次のイの活用を行う事業を空き家対策基本事業として原則実施するものとする。

イ　空家住宅等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」　という。）第２条第１項に規定する空家等（ただし、地方公共団体等が所有し、又は管理するものを含む）であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

ロ　特定空家等

空家法第２条第２項に規定する特定空家等（ただし、空家法第14条第３項に規定する命令に係る部分を除く。）をいう。

ハ　不良住宅

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第４項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。

二　施行者又は補助事業者は、空き家対策総合支援事業において、前号の空き家対策基本事業とあわせて実施する、次の表の（イ）欄に掲げる事業について、（ロ）欄に掲げる要綱等に即して、空き家対策関連事業として実施することができる。この場合において、（ロ）欄に掲げる要綱等のうち（ハ）欄に掲げる事項は（ニ）欄に掲げる事項に読み替えるものとする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る。）	社会資本整備総合交付金交付要綱（以下、この表において「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-１６-（１２）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-１６-（１２）		
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る。）	住宅市街地総合整備事業制度要綱第３から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-１６-（８）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-１６-（８）	住宅市街地整備計画	空き家対策総合実施計画
街なみ環境整備事業	街なみ環境整備事業制度要綱（平成５年４月１日付け建設省住市発第27号）交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１６－（９）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－１６－（９）		
狭あい道路整備等促進事業	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１６－（１３）、交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－１６－（１３）		
小規模住宅地区改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱	第５第１項に規定する事業計画	空き家対策総合実施計画
地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編		

三　施行者は、第一号の空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（交付金交付要綱第６第２号ロの①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を「施行者」に読み替えるものとする。）を空き家対策促進事業として実施することができる。

7　空き家対策総合支援事業に対する国の補助

一　国は、空き家対策基本事業について、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（同要綱第２第２号に規定する空き家再生等推進事業に限る（ただし、「不良住宅」を前項第一号ロ及びハに、「空き家住宅」又は「空き建築物」を同号イに読み替えるものとする。））に即して事業の施行者又は補助事業者に対して補助を実施することができる。

二　国は、空き家対策関連事業について、前項第二号の表の（イ）欄に掲げる事業毎に、同表（ロ）に掲げる要綱等に即して事業の施行者又は補助事業者に対して補助を実施することができる。

三　国は、空き家対策促進事業について、施行者又は施行者に補助する地方公共団体に対して、予算の範囲内、かつ、各空き家対策総合実施計画の交付対象事業の全体事業費の２／１０以内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

○小規模住宅地区等改良事業制度要綱（抜粋）

平成 ９年４月１日 建設省住整発第46 号
最終改正 平成31 年３月29 日 国住整第53 号

第１章 総則

第１ 目的

この要綱は、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等の事業を行う地方公共団体に対し国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第２ 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 小規模住宅地区改良事業 この要綱に定めるところに従って行われる小規模住宅改良地区の整備及び小規模改良住宅の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

二 空き家再生等推進事業 この要綱に定めるところに従って行われる不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

三 小規模住宅地区等改良事業 前２号に規定する事業をいう。

四 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35 年法律第84 号）第２条第４項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅及び地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅（ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。）を含む。

五 空き家住宅 空き家再生等推進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

六 空き建築物 空き家再生等推進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

七 小規模改良住宅 小規模住宅地区改良事業により施行者が建設し、購入し又は借上げる住宅及びその附帯施設をいう。

八 施行区域 第１号から第２号までの事業が行われる土地の区域（地区外建設用地を含む）

九 産炭等地域 旧産炭地域振興臨時措置法（昭和36 年法律第219 号）第２条第１項に規定する産炭地域又は鉱工業（石炭に係るものを除く。以下同じ。）の振興と密接な関連を有する地域をいう。

十 公共施設 道路、公園、広場、緑地、河川、下水道その他の公共の用に供する施設をいう。

十一 生活環境施設 集会所、保育所、幼稚園その他の住民の日常生活に密接に関連する施設をいう。

十二 地域住宅計画 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別

措置法（平成17 年法律第79 号）第６条第１項に規定する地域住宅計画をいう。

十三 都市再生整備計画 都市再生特別措置法（平成14 年法律第22 号）第46 条第１項に規定する都市再生整備計画をいう。

十四 立地適正化計画 都市再生特別措置法第81 条第１項に規定する立地適正化計画をいう。

十五 居住誘導区域 都市再生特別措置法第81 条第２項第二号に規定する居住誘導区域をいう。

第３ 施行者

１ 小規模住宅地区等改良事業は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が施行する。

２ 都道府県は、市町村が小規模住宅地区等改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、小規模住宅地区等改良事業を施行することができる。

第４章 空き家再生等推進事業

第11 空き家再生等推進事業

１ 空き家再生等推進事業の施行者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26 年法律第127 号）第６条第１項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に定められた同条第２項第１号の空家等に関する対策の対象とする地区において、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。

２ 前項のほか、空き家再生等推進事業の施行者は、次の各号に掲げる事業内容に応じ、当該各号に定める区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。

一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業

不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画若しくは都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外で不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

二 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業

次の各号のいずれかに掲げる区域とする。

イ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条に規定する過疎地域をいう。）

ロ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域（立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内に限る。）

３ 前項第一号の地域住宅計画又は都市再生整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 前項第一号の区域

(2) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況（戸数・棟数又は区域内の住宅の戸数・建物

の棟数に対する割合）

(3) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却に関する目標（目標年度及び目標値）

4 第２項第二号ロの地域住宅計画又は都市再生整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第２項第二号ロの区域

(2) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況（戸数・棟数又は区域内の住宅の戸数・建物の棟数に対する割合）

(3) 空き家住宅又は空き建築物の活用に関する目標（目標年度及び目標値）

第５章 費用の負担及び補助

第12 国の補助又は交付

1 国は、小規模住宅地区改良事業の施行者に対して、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。ただし、第４第１項第二号に該当する事業地区にあっては、他の補助事業制度がある場合に当該制度を活用するより国の補助又は交付の額が大きくないものに限る。

一 不良住宅の除却（除却のための取得を含む。）に要する費用

二 小規模改良住宅の建設、購入又は改良工事に要する費用

三 小規模改良住宅の建設、購入又は改良工事のため必要な土地の取得及びその土地の宅地造成に要する費用

四 道路、下排水施設その他事業地区の住環境の改善のために必要な施設の整備に要する費用

五 一時収容施設の設置に要する費用

六 借上型小規模改良住宅を建設又は改良する者に対する施行者の補助に要する費用（次に掲げるものの整備に要する費用に限る。）

イ 住宅共用部分整備

ロ 共同施設整備

ハ 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等

ニ 団地関連施設整備

ホ 土地整備

七 借上型小規模改良住宅に係る借上に要する費用と入居者から徴収する費用との差額

2 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。ただし、市町村が施行する空き家再生等推進事業（空き家住宅又は空き建築物に係るものに限る。）に係る第一号及び第二号に定める費用については、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。

一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費用

二 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用

三 空き家住宅又は空き建築物の活用に要する費用

四 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費について補助する費用（ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10 年以上活用されるものであること。）

五 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用

六 空家等対策計画の策定等に必要な不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用

3 国は、小規模住宅地区等改良事業の施行者に対して、予算の範囲内において、津波避難施設及び防災関連施設の整備に要する費用の一部を補助又は交付することができる。

○住宅地区改良事業等補助金交付要領

昭和53 年４月４日 建設省住整発第14 号
最終改正 平成31 年３月29 日 国住整第52 号

第１ 通則

住宅地区改良事業、小規模住宅地区等改良事業、住宅地区改良事業等計画基礎調査事業、改良住宅等改善事業、住宅新築資金等貸付助成事業及びアイヌ住宅資金等貸付事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号。以下「適正化法」という。）、住宅地区改良法（昭和35 年法律第84 号）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成９年４月１日付け建設省住整発第46号）、改良住宅等改善事業制度要綱（平成11 年４月１日付け建設省住整発第25 号）、住宅新築資金等貸付助成事業制度要綱（昭和60 年４月５日付け建設省住整発第40 号）、アイヌ住宅資金等貸付事業制度要綱（昭和50 年11 月４日付け建設省住整発第34 号）（以下「住宅地区改良事業等制度要綱」という。）並びに第20 に定める関係法令及び関係通知によるほか、この要領に定めるところによる。

第２ 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 空き家再生等推進事業

小規模住宅地区等改良事業制度要綱に基づく空き家再生等推進事業をいう。

第３ 補助対象

１ この補助金の交付対象となる事業は、地区整備事業、改良住宅建設事業、分譲改良住宅整備事業、空き家再生等推進事業、更新住宅建設事業、分譲更新住宅整備事業、改良住宅借上事業、更新住宅借上事業、改良住宅ストック総合改善事業、駐車場整備事業、改善推進事業及び住宅地区改良事業等計画基礎調査事業、住宅新築資金等貸付助成事業、アイヌ住宅資金等貸付事業、津波避難施設等整備事業並びにこれらに附帯する事業（以下「住宅地区改良事業等推進事業」という。）とする。

２ 国は住宅地区改良事業、小規模住宅地区等改良事業、改良住宅等改善事業（建替事業に限る。）のうち、100 戸以上の改良住宅又は更新住宅等の建設に係るものについては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保育所又は老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設若しくは同法に基づき実施される事業に供する施設その他の高齢者の生活支援に資する施設（以下「保育所等」という。）を併設する場合に、補助するものとする。

一 当該改良住宅団地の存する地域において、保育所等が十分に存する場合

二 敷地条件等から保育所等を併設することが困難な場合

三 保育所等の設置主体からの併設の希望がない場合

四 保育所等の併設により改良住宅の適切な管理に支障が生じる場合

第４ 補助金の額

補助金の額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。

４．空き家再生等推進事業

補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の２分の１以内とする。ただし、小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12 第２項第二号の場合にあっては、除却工事等費と地方公共団体が補助する額のうちいずれか少ない額の２分の１以内とし、第四号の場合にあっては、要する費用の３分の１以内でかつ、地方公共団体が補助する額の２分の１以内とする。

(1) 除却工事等費

不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計（標準除却費のうちの除却工事費に買収費の10 分の１を加えた額を限度とする。）に10分の８を乗じて得た額

(2) 空き家住宅改修等費

空き家再生等推進事業を実施しようとするときに使用されていない空き家住宅を及び空き建築物を、住環境の改善及び地域の活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等に要する費用

(3) 空き家等所有者特定費

不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等を合計した額

(4) 空き家等実態把握費

空家等対策計画の策定等に必要な不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況を把握するための調査経費

○佐渡市空き家改修費等補助事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 146 号

（趣旨）

第１条　この告示は、空き家の有効活用を図り、本市への定住を促進するため、空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家　佐渡市空き家情報システム制度要綱（平成 17 年佐渡市告示第 284 号）により空き家情報システムに登録された物件をいう。

(2)　空き家改修　住宅機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え、清掃又は設備改善をいう。

(3)　不要物の撤去　居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。

(4)　空き家改修等　空き家改修及び不要物の撤去をいう。

（補助対象経費等）

第３条　補助事業の対象となる経費は、別表第１に定めるとおりとする。

２　補助対象事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　空き家改修については、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人に施工を依頼すること。

(2)　不要物の撤去については、市内に事務所又は事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第７条第１項の規定による許可を受けた者をいう。）又は一般廃棄物処分業者（同条第６項の規定による許可を受けた者をいう。）が行うこと。

(3)　当該空き家の所有者と売買に関する契約を締結していること。

(4)　国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の空き家改修等に要する経費であること。

(5)　この補助金の申請をした日の属する年度の３月 31 日までに補助対象事業が完了すること。

(6)　補助事業の完了した日から５年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供しないこと。

３　補助対象事業は、同一物件につき１回限り実施することができる。この場合において、同一物件で空き家改修及び不要物の撤去をそれぞれ行うときは、これらを合わせて１事業として実施しなければならない。

４　補助対象事業は、同一の補助事業者（同居者等を含む。）につき１回限り実施することができる。

（申請者の要件）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を備えていなければならない。

(1)　次のアからウまでの全ての要件に該当する者。

ア　現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有して１年を経過しない者

イ　市外に２年以上居住している者（市内に住所を有して１年を経過しない者にあっては、住所を有する前に市外に２年以上居住していた者）

ウ　この補助金の交付を受けて改修等を行う空き家に、補助事業の完了の日から１年以内に居住を開始し、５年以上居住する見込みのもの。

(2)　東日本大震災（平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）から避難している者であって、かつ、前号ウに該当するもの。

２　前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

(1)　過去にこの補助金の交付を受けた者

(2)　空き家の所有者の３親等以内の親族

(3)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当する者

(4)　別表第３の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者

(5)　市税の滞納者

別表第１（第３条関係）

対象経費	補助金の額
空き家改修に係る経費	２分の１に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、50 万円を上限、５万円を下限とする。ただし、申請する世帯の夫婦の満年齢の合計が 80 歳未満又はひとり親家庭世帯である場合において、申請日の時点で中学生以下の子供がいるときは、当該子供１人につき 10 万円を加算した額を上限とする。
不要物の撤去に係る経費	２分の１に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、20 万円を上限、５万円を下限とする。

○佐渡市空き家取得仲介手数料補助事業補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 158 号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市への若者世帯の定住促進を図るため、市内空き家の売買契約に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　若者世帯　申請日において、満年齢の合計が 80 歳未満である夫婦世帯、満年齢が 40 歳未満の単身者又は中学生以下の子供がいるひとり親世帯をいう。

(2)　空き家　佐渡市空き家情報システム制度要綱（平成 17 年佐渡市告示第 284 号）により空き家情報システムに登録された物件をいう。

(3)　仲介手数料　宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第１項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

（補助対象経費等）

第３条　補助対象経費は、若者世帯が空き家の購入に係る売買契約に際して、市内の宅地建物取引業者に支払った仲介手数料（以下「補助事業」という。）の額とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の額の２分の１以内とし、10 万円を上限、５万円を下限とする。

（申請者の要件）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)　現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有して１年を経過しない者

(2)　市外に２年以上居住している者（市内に住所を有して１年を経過しない者にあっては、住所を有する前に市外に２年以上居住していた者）

(3)　この補助金の交付を受けて居住する空き家に、補助事業の完了の日から１年以内に居住を開始し、５年以上居住する見込みのもの

２　前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

(1)　過去にこの補助金の交付を受けた者

(2)　空き家の所有者の３親等以内の親族

(3)　市税について滞納がある者

(4)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当する者

(5)　別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者

○佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金交付要綱（抜粋）

※令和２年４月１日に要綱改正予定

（趣旨）

第１条　この告示は、空き家の有効活用を図り、本市への定住を促進するため、空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 老朽危険廃屋　市内に所在する空家等（ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） 第２条第１項に規定する空家等をいう。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第２条第２項に規定する特定空家等

イ 別表第１に定める住宅不良度の評定項目の評定の合計が100点以上の住宅地区改良法（昭和35年法律第84号） 第２ 条第４ 項に規定する不良住宅で、かつ、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる、同表に定める地域影響度の評定項目の合計が50点以上のもの

⑵ 解体事業者　市内に事業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定により、一般建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第１ 項の規定により、解体工事業者として登録された者をいう。

⑶ 解体　補助対象とした老朽危険廃屋を敷地内から全て撤去し、及び処分することをいう

⑷ 補助事業　補助金の交付対象となる老朽危険廃屋を解体することをいう。

⑸ 補助事業者 補助事業を実施する、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 老朽危険廃屋の所有者又は所有者の相続人

イ 相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等、公的機関が発行した書類により、補助対象の老朽危険廃屋を処分する権限を有すると認められる者

（補助対象老朽危険廃屋）

第４条　 補助事業の対象となる老朽危険廃屋は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴ 解体等の跡地について、建替えを目的としていないこと。

⑵ 現に公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

⑶ 補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと。

⑷ 法第14条第３項の規定による措置命令を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第５条　補助事業の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

⑴ 老朽危険廃屋の解体の経費

⑵ 解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

⑶ 周囲への安全を確保するために、解体工事及び廃材等の処分に付随して行う工事等に係る経費

⑷ 前３号に係る諸経費

⑸ 前各号に係る消費税額及び地方消費税額

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としない。

⑴ 老朽危険廃屋に付随する浄化槽等の地下埋設物の撤去費及び処分費

⑵ 老朽危険廃屋内及び敷地内の動産の処分費

３　補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額が15万円未満となる場合は、交付しない。

⑴ 木造建築物 補助対象経費の合計額（その額が当該年度の国土交通大臣の定める小規模住宅地区等改良事業の標準除却費の額を超える場合は、標準除却費の額）（以下「補助対象経費等」という。）の２分の１以内とし、80万円を上限とする。

⑵ 非木造建築物 補助対象経費等の５ 分の４ 以内とし、400万円を上限とする。

⑶ 前２号の規定にかかわらず、特に市長が必要と認める倉庫等の木造の特定空家等については、補助対象経費等の合計額の５分の４以内とし、400万円を上限に補助金を交付する。ただし、補助対象経費等が250万円未満の場合は交付しない。

４　前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）　※令和２年４月１日に要綱改正予定

第１条　この告示は、危険な空家に対し必要な安全対策を行う所有者等の支援を行うことで、管理不全な空家を防止・解消し、日常生活における市民の安全及び安心を確保するため、危険空家安全対策支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 補助事業　補助金の交付対象となる危険家屋安全対策工事をいう。

⑵ 補助事業者　補助事業を実施する者をいう。

⑶ 危険空家　市内に現存する住宅、物置等の建築物のうち、現に使用されていないもので、適正に管理されていないことにより、周囲に危害を及ぼしている、又は及ぼすおそれのあるものをいう。

⑷ 施工業者　市内に本社を有する法人又は住所を有する個人事業主であって、危険空家の案是対策工事を請け負うものをいう。

⑸ 所有者等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　危険空家の所有者又は所有者の相続人

イ　アに該当する者の委任を受け、補助金交付の対象となる事業を行う者

ウ　相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等、公的機関が発行した書類により、補助対象の危険空家を保全管理する権限を有すると認められる者

エ アに該当する者の同意を得て、補助事業を行う行政区（ 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例（ 平成16年佐渡市条例第７号）第２条に規定する名称及び区域をいう。）

⑹ 生活困窮者　所有者が属する世帯の構成員全てが住民税非課税である者

（補助対象経費等）

第３条　補助事業の対象となる経費は、次に定めるとおりとする。

⑴ 危険空家が第三者に影響を及ぼさないようにするために行う次に掲げる必要最低限の安全対策工事費

ア　危険空家周辺の安全確保のための防護柵等の設置工事

イ　外壁等の飛散防止対策工事

⑵ 前号の工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

⑶ 前２号に係る諸経費

⑷ 前３号に係る消費税額及び地方消費税額

２　補助金の額は、補助対象経費の額の２分の１以内の額とする。ただし、行政区又は生活困窮者は補助対象経費の額の５分の４以内の額とする。

３　前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また、前項の補助金の額が30万円を超えるときは、30万円を上限とする。

（危険空家の要件）

第５条　補助金の対象となる危険空家は、次に定める要件を備えていなければならない。

⑴ 補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと。

⑵ 過去に当該危険空家について、この補助金の交付を受けていないこと。

○消防防災施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

平成14年４月１日消防消第69号
最終改正 平成31年４月１日消防消第82号

（通則）

第１条 消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条 施設補助金は、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

（補助対象施設及び基準額等）

第３条 施設補助金の交付の対象となる消防防災施設（以下「補助対象施設」という。）及び次条に規定する規格に応ずる種類ごとの基準額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

２　都道府県（沖縄県を除く。）及び指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）のうち東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）以外のものにあっては、第１号及び第２号の補助金、特定被災地方公共団体にあっては、第１号から第４号までの補助金の交付申請額の合計額が9,500万円、指定都市以外の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）のうち特定被災地方公共団体以外のものにあっては、第１号及び第２号の補助金、特定被災地方公共団体にあっては、第１号から第４号までの補助金の交付申請額の合計額が950万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（１）施設補助金

（２）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年４月１日付け消防消第49号）に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金

（３）消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（平成23年５月２日付け消防消第72号）に基づく消防防災施設災害復旧費補助金

（４）消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（平成23年５月２日付け消防消第73号）に基づく消防防災設備災害復旧費補助金

３ 前項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村のうち、人口（平成30年１月１日年法律第　号）に基づき住民基本台帳に記載されて いる人口をいう。以下同じ。）10万未満であり、かつ、財政力指数（平成28年度から平成30年度までの各年度の別に、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第２条第４号 に規定する基準財政収入額を同法第２条第３号に規定する基準財政需要額で除して得 た数を合算した数を３で除して得た数（小数点第３位を四捨五入するものとする。）。以下同じ。）が１未満であるものが前項第号の補助金のみの交付を求め、その交付申請額が500万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

４ 第２項の規定にかかわらず、人口100万未満の指定都市のうち、財政力指数が１未満であり、

かつ、市町村合併支援プラン（平成13年８月30日市町村合併支援本部決定）又は新市町村合併支援プラン（平成17年８月31日市町村支援本部決定）に基づき、市町村合併を行ったものにあっては、第２項第１号及び第２号の補助金の交付申請額の合計額が9,500万円に満たない場合（第２項第２号の補助金の交付申請額が5,000万円に満たない場合に限る。）には、交付決定を行わないものとする。

５　第３項及び第４項の規定を一部事務組合又は広域連合に適用する場合は、補助対象施設が設置される市町村（一部事務組合及び広域連合を除く。）の人口及び財政力指数を用いるものとする。

（補助対象施設の規格）

第４条　補助対象施設の規格は、別表第３に定めるとおりとする。

２　補助対象施設は、すべて新規製品でなければならない。ただし、別表第１の第５号に掲げる施設のうち、退避壕及び退避舎の改修にあってはこの限りでない。

３　耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等に整備する貯水槽のうち、工場において生産された部材を使用して建設されるもの（以下「二次製品防火水槽等」という。）は、その強度等について、この要綱に定める規格に適合するものを使用しなければならない。る施設にあっては、当該施設を整備する必要のある市町村

（補助事業の対象者）

第５条　施設補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、次の各号に掲げる補助対象施設の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる地方公共団体（沖縄県を除く。以下同じ。）とする。

（１）別表第１の第１号、第２号、第４号、第７号及び第８号（救急安心センター整備事業に限る。）に掲げる施設にあっては、当該施設を整備する必要のある地方公共団体

（２）別表第１の第３号に掲げる施設にあっては、林野火災の状況等から当該施設を整備する必要のある市町村

（３）別表第１の第５号に掲げる施設にあっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第１項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第３条第１項の規定により指定された火山災害警戒地域を有する地方公共団体

（４）別表第１の第６号、第８号（救急医療情報収集装置に限る。）及び別表第２に掲げる施設にあっては、当該施設を整備する必要のある市町村

（補助率）

第６条　施設補助金の補助率は、次に掲げるもののほか、予算の範囲内で別表第１又は別表第２に定める基準額の３分の１以内とする。

（１）別表第１の第１号及び第６号に掲げる施設にあっては２分の１以内

（２）離島振興法（昭和28 年法律第72 号）第４条の離島振興計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては10 分の5.5 以内

（３）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29 年法律第189 号）第５条の振興開発計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては10 分の5.5 以内

（４）山村振興法（昭和40 年法律第64 号）第８条の山村振興計画（財政力指数が0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設（別表第１の第３号及び第４号（林野火災用活動拠点広場に限る。）に掲げる施設に限る。）にあっては10分の5.5以内

（５）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44 年法律第79 号）第６条の振興開発計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては10分の5.5以内

（６）沖縄振興特別措置法（平成14 年法律第14 号）第４条の沖縄振興計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては10分の5.5以内

（７）活動火山対策特別措置法第14 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設（別表第１の第５号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

（８）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55 年法律第63号）第２条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

（９）地震防災対策特別措置法（平成7 年法律第111号）第２条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設（別表第１の第２号に掲げる施設に限る。）にあっては２分の１以内

（10）過疎地域自立促進特別措置法（平成12 年法律第15号）第６条の過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設（別表第１の第３号に掲げる施設に限る。）にあっては10分の5.5以内

別表第１

補助対象施設の種類及び型（級）別基準額

	補助対象施設及び型（級）		基準額（千円）
１	耐震性貯水槽	40㎥型	５，４８６
		60㎥型	８，３１１
		100㎥型	１３，７７６
		200㎥型	２７，５６１
		300 ㎥型以上	２７，５６１＋１１，０５６(※) ※200 ㎥を越える部分の 100 ㎥毎の基準額
		地上設置 40㎥型	３，６４１
		地上設置 60㎥型	６，２６９
		地上設置 100㎥型	９，０２０
		飲料水兼用 40㎥型	３１，５５５
		飲料水兼用 60㎥型	３６，２２４
		飲料水兼用 100㎥型	４４，８４８
		飲料水兼用 1,500㎥型	２５３，４１５
		飲料水兼用地上設置 40㎥型	４４，７３３
		飲料水兼用地上設置 60㎥型	４７，６６７
		飲料水兼用地上設置 100㎥型	５１，７５３
２	備蓄倉庫（地域防災拠点施設）		１６６ （１㎡当たりの基準額）

○佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 140 号

改正　平成 31 年３月 27 日告示第 90 号

（趣旨）

第１条　市長は、市内の地域防災力の向上のため自主防災組織が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自主防災組織　市民が連帯感を保ち、自主的に地域の防災対策を確立するために組織され、規約を作成した団体（以下「補助事業者」という。）をいう。

(2)　防災資機材　補助事業者が防災活動を行うときに使用する資機材で、次に掲げるものをいう。

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク　携帯用無線機　携帯用ラジオ　腕章
初期消火用	消火器　水バケツ　砂袋　防火衣　ヘルメット
水防用	防雨シート　スコップ　ツルハシ　ロープ　土のう
救出用	バール　はしご　のこぎり　スコップ　なた　ジャッキ　ペンチ　ハンマー　ロープ　チェーンソー　エンジンカッター　一輪車　鉄パイプ　角材　防塵マスク　防塵メガネ
救護用	担架　救急セット　テント　毛布　シート　簡易トイレ
避難用	強力ライト　標旗　ハンドマイク　警笛　投光器　発電機
給食・給水用	コンロ　給水タンク　炊飯装置　配膳用食器
その他	簡易収納庫　リヤカー　ビニールシート等

（交付基準）

第３条　補助金は、次の表に掲げる基準により交付するものとする。

事業区分	補助対象経費	補助額
資機材整備補助	防災資機材整備に要する経費	補助対象経費所要額の 2 分の 1 の額。ただし、1 団体の構成世帯数が 200 世帯未満の場合においては、補助対象経費所要額の 2 分の 1 を構成世帯数で除した額が、1 構成世帯当たりの額で 500 円を超えるときは、構成世帯数に 500 円を乗じた額を補助対象経費所要額から差し引いた額（1 団体につき 100,000 円を限度とし、100 円未満の端数は、切り捨てる。）

２　補助金の交付対象となる団体は、市長に自主防災組織結成届出書（様式第１号）を提出し、受理された団体とする。

３　市長は、資機材整備補助について、１団体につき３回までを限度として交付するものとする。

○佐渡市自主防災訓練奨励金交付要綱（抜粋）

平成 30 年３月 30 日告示第 178 号
改正　平成 31 年３月 27 日告示第 88 号

（趣旨）

第１条　この告示は、自主防災組織（以下「組織」という。）が自主的に実施する訓練活動に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、組織の活性化及び防災意識の高揚に寄与することを目的とし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助金の対象経費）

第２条　奨励金の交付対象となる組織は、佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成 30 年佐渡市告示第 140 号）第２条第１号の自主防災組織を結成するために市に届出をし、受理された組織（以下「補助対象者」という。）とする。

２　次条第１項各号に定める対象訓練を他の組織と共同で行う場合は、それぞれの組織を交付対象とする。

（対象訓練）

第３条　奨励金の交付対象となる訓練（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとし、１組織につき年１回１訓練とする。

(1)　避難訓練
(2)　炊き出し訓練
(3)　防災資機材取扱訓練
(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める訓練

２　１組織内で区域を分割してそれぞれの区域で訓練を行った場合は、１組織による１回の訓練とみなして交付対象とすることができる。

３　講習会及び研修会並びに市及び他団体が主催する訓練等に参加する活動は、対象外とする。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、次の表のとおりとする。

訓練参加人数	奨励金の額
20 人以下	5,000 円
21 人以上 50 人以下	10,000 円
51 人以上 100 人以下	20,000 円
101 人以上 200 人以下	30,000 円
201 人以上 300 人以下	40,000 円
301 人以上	50,000 円

２　前条第２項に規定する場合にあっては、それぞれの訓練の参加人数を合算することができるものとする。この場合において、複数の訓練に参加した者については、いずれか１つの訓練にのみ参加したものとみなして、重複して計算しないものとする。

○佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱（抜粋）

平成 31 年３月 27 日告示第 89 号

（趣旨）

第１条　市長は、地域における防災力向上の担い手となる地域防災リーダー（佐渡市地域防災リーダー設置要綱（平成 25 年佐渡市告示第 56 号）第１条に定めるものをいう。以下同じ。）を養成するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成 16 年佐渡市規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　防災士　自助及び共助を原則として、社会の様々な場で、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(2)　自主防災組織　市民が連帯感を持ち、自主的に地域の防災対策を確立するために組織され、規約を作成して市長に自主防災組織結成届出書を提出し、受理された団体をいう。

（交付基準）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げる基準により交付するものとする。

補助対象経費	補助額
(1)　日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 (2)　防災士資格取得試験受験料 (3)　防災士認証登録料	補助対象経費所要額の 2 分の 1 の額（1 人につき 30,000 円を限度とし、100 円未満の端数は切り捨てる。）

（申請者の要件）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める全ての要件を備えていなければならない。

(1)　市内に住所を有する者

(2)　自主防災組織又は町内会等から推薦を受けた者

(3)　自主防災組織又は町内会等の防災活動に積極的に参加する意思のある者

(4)　補助事業を適正かつ確実に実施できる者

(5)　市税等を滞納していない者

(6)　佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第２条第１号又は第２号に該当しない者

(7)　別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

○地方創生推進交付金交付要綱

平成２８年８月１日府地事第２９１号
平成３０年６月１日 一部改正

（通則）

第１条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第１項の規定に基づく交付金のうち、法第５条第４項第１号イに規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱（平成28年４月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第１号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第６　１　に定める地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付の対象及び補助率）

第２条 法に基づき地方公共団体が作成する実施計画に掲げる交付対象事業（制度要綱第６１に規定するものに限る。）を交付の対象とする。

２　交付対象事業の補助率は２分の１とする。

○文化財多言語解説整備事業国庫補助要項

平成３０年５月２９日文化庁長官決定
平成３１ 年４月１日改正

１．趣旨

この要項は，文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（平成30 年5月29 日文化庁長官決定）に基づき，文化財多言語解説整備に必要な経費について，国が行う補助に関し，必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

特に要件を付さない。

３．実施方法

（１）補助事業者（以下「事業者」という。）は，上記１．趣旨に基づき，別に定める文化財多言語解説整備事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し，文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。

（２）長官は，提出された実施計画書に盛り込まれた事業に対して補助を行う。

（３）事業者は，別に定める文化財多言語解説整備事業成果報告書を作成し，別に定める期限までに長官に提出する。

（４）事業者は，実施計画書の内容に変更が生じる場合は，速やかに長官に報告することとする。

４．補助対象事業

補助対象となる事業は，訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説にかかるコンテンツ制作事業とする。

５．補助対象経費

補助対象となる経費は，国指定等文化財に関する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作にかかる次に掲げる経費とし，その明細は別表のとおりとする。

６．補助金の額

補助金の額は，補助対象経費の１／３を限度とする。

ただし，複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって，かつ，外国人旅行者の増加数及び満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合において，事業規模，補助事業者の財政状況，補助事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し，特に必要と認められる場合には，予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

特に必要と認められる調整の要件は，以下のとおりとする。

（１）対象の国指定等文化財が３つ以上である場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（２）本事業の規模が1,000 万円以上である場合には，補助率に５％の加算を行うことができる。

（３）補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には，次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

（ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が０．５以下：１０％加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定

により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値

（イ）民間団体の場合＝事業規模指数が０．１以上：１０％加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

１）団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前３会計年度の平均収入額実績がない場合は当該年度の収入見込額

２）個人の場合＝前年分の収入額

（４）当該年度に他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業、あるいは当該年度以前に他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施している場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（５）本事業における英語解説文について，観光庁が推薦する人材から監修を受ける場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（６）本事業に観光庁に登録された日本版ＤＭＯ（日本版ＤＭＯ候補法人は除く）が参加している場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（７）本事業において，先端技術を利用した解説板に加え，複数の技術で整備する場合には，補助率に１０％の加算を行うことができる。

（別表）

名称	項	目	目の細分	説　明
文化財多言語解説整備事業	事業費	賃金	○○員賃金 資料整理等賃金	
		共済費	○○保険	
		報償費	会議出席謝金 原稿執筆謝金 監修謝金 ○○謝金	
		旅費	普通旅費 費用弁償	現地踏査旅費，調査旅費，連絡旅費，外部有識者等
		使用料及び借料	借料及び損料 ○○借料 ○○損料	
		役務費	通信運搬費 手数料	
		委託費	コンテンツ制作委託費 ○○委託費	
		請負費	請負費	機器設置にかかる工事請負費等
		備品購入費	備品購入費	展示等機器 多言語で解説を受けるための必要な諸機材
		原材料費	○○費	
		需用費	消耗品費	単価が10万円未満（税込）のものに限る。
			印刷製本費	

○離島活性化交付金交付要綱

平成２５年５月２０日 国国離第２３－２号
改正 平成３１年４月 １日 国国離第５９号

（総則）

第１条 離島活性化事業に係る離島活性化交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・建設省令第９号。以下「交付規則」という。）、離島活性化交付金事業実施要綱（平成２５年５月２０日付国国離第２３－１号。以下「実施要綱」という。）及び離島活性化交付金事業実施要領（平成２５年５月２０日付国国離第２３－３号。以下「実施要領」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

（事業実施主体、補助事業及び補助対象経費）

第２条 離島活性化交付金（以下「交付金」という）は都道県又は市町村に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第６条に規定する離島活性化事業計画に基づき、都道県、市町村又は民間団体（以下「事業実施主体」という。）が実施する定住促進事業、交流促進事業、安全安心向上推進事業とする。

２ 交付金の交付の対象とすることができる経費（以下「補助対象経費」という。）及び都道県又は市町村に対し交付する交付金の額は、別表に定めるところによる。

別表（第2条、第6条関係）

事　　業	経　　費	補助金の額	軽　微　な　変　更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
離島活性化交付金事業	（定住促進事業） 事業費 　離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う定住促進事業に要する経費	事業実施主体が都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の２分の１以内 　事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の３分の１以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内 　流通効率化関連施設整備等事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の２分の１以内を都道県、市町村に交付 　また、特定有人国境離島地域における輸送支援については、要する経費の１０分の６以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の３倍以内	次に掲げる変更以外の変 (1)事業実施主体の変更 (2)事業の実施場所の変更 (3)施設の構造の変更 (4)施設の規模の10%を超える増減 (5)主要機能の変更	次に掲げる変更以外の変 (1)総事業費の２割を超える増減 (2)工事費、測量設計費、事務費の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の２割を超える額の流用
	（交流促進事業） 事業費 　離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う交流促進事業に要する経費	事業実施主体が都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の２分の１以内 　事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の３分の１以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内		
	（安全安心向上事業） 事業費 　離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う安全安心向上事業に要する経費	事業実施主体が都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の２分の１以内 　事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の３分の１以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内		

事　　業	経　　費	補助金の額	軽　微　な　変　更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
	（定住促進事業・交流促進事業・安全安心向上事業において施設整備を実施する場合） １．事業費 　離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う事業に要する下記の経費 (1)工事費 (2)測量設計費 (3)事務費 ２．機材の導入 　離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）又は民間団体が離島活性化計画に基づいて行う事業に要する下記の経費 (1)機械器具費 (2)工事雑費 ３．指導監督費 　１の事業につき都道県又は市町村が調査・指導及び監督等を行うに要する経費	事業実施主体が都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の２分の１以内 　事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の３分の１以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内 　流通効率化関連施設整備等事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の２分の１以内を都道県、市町村に交付 　事業実施主体が都道県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）の場合、要する経費の２分の１以内 　事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の３分の１以内、かつ都道県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内 　流通効率化関連施設整備等事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その要する経費の２分の１以内を都道県、市町村に交付 　都道県又は市町村が調査・指導及び監督等に要する経費の２分の１以内	(1)事業実施主体の変更 (2)施設の場所の変更 (3)施設の構造の変更 (4)施設の規模の10%を超える増減 (5)主要機能の変更	

（注）1　経費の細目については、国土政策局長が別に定める離島活性化交付金事業計画作成要領で定める。
　　2　経費の欄の1及び2の経費から3の経費に流用してはならない。

令和２年３月３１日　策定

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

― 整 備 計 画 書 ―

編　集　　佐渡市世界遺産推進課

発　行　　佐渡市世界遺産推進課
〒952-1562 新潟県佐渡市相川三町目浜町１８番地１
電話：0259-74-2215

AIKAWA
IN SADO

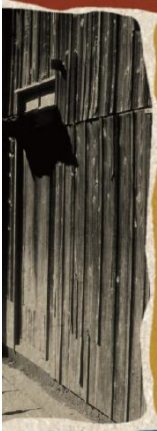

佐渡相川を俯瞰すると、海と山のあいだの狭隘な空間を巧みに利用して、町が造成されたことに気づく。
台地上の斜面地を造成して築かれた上町、
臨海部に造られた下町、そして山麓に形成された寺町。
そして、下町のなかでも、河川にそって縦方向に斜面を造成して築かれた地域と海岸部に近世の埋立によって形成された地域が存在する。
まさに相川の生活が限られた土地の空間利用とともに成り立っていたことに気付かされる。
こうした土地造成でも、鉱山と関わる石工技術が活躍した。

MINING
TOWN
LANDSCAPE
OF
AIKAWA
IN SADO

4

AIKAWA
IN SADO

MINING
TOWN
LANDSCAPE
OF
AIKAWA
IN SADO

佐渡相川を俯瞰すると、海と山のあいだの狭隘な空間を巧みに利用して、町が造成されたことに気づく。
台地上の斜面地を造成して築かれた上町、
臨海部に造られた下町、そして山麓に形成された寺町。
そして、下町のなかでも、河川にそって縦方向に斜面を造成して築かれた地域と海岸部に近世の埋立によって形成された地域が存在する。
まさに相川の生活が限られた土地の空間利用とともに成り立っていたことに気付かされる。
こうした土地造成でも、鉱山と関わる石工技術が活躍した。

MINING
TOWN
LANDSCA
OF
AIKAWA